

---

## 監 査 委 員 公 表

---

### 監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月31日

長崎県監査委員	石橋	和正
同	砺山	和仁
同	久野	哲
同	西川	克己

平成 28 年度 包括外部監査結果報告書  
( 報告に添えて提出する意見書 )

テーマ

～ 観光振興及びこれに関連する事業について～

長崎県包括外部監査人  
中西 祥之

# 目 次

包括外部監査の概要	1
第1 外部監査の種類	1
第2 テーマについて	1
1 選定した特定の事件	1
2 特定の事件として選定した理由	1
第3 監査の視点	1
第4 監査対象	4
1 対象事業	4
2 上記事業を対象とした理由	5
第5 監査手続	5
第6 監査日程	6
第7 監査実施者	7
第8 利害関係の有無	7
包括外部監査の結果報告・総論	8
第1 長崎県における観光の現状及び観光の課題等	8
1 長崎県における観光の現状	8
(1) 長崎県の観光客数の推移	8
(2) 長崎県を訪れる外国人観光客の推移	10
(3) 修学旅行宿泊者数の推移	11
(4) 長崎県の観光消費額の動向	12
2 長崎県における観光の課題	13
3 課題解消に向けた具体的な対策	14
第2 長崎県の観光振興条例及び観光振興基本計画	15
1 長崎県の観光振興条例（長崎県観光振興条例）	15
(1) 条例制定の経緯	15

( 2 ) 目的	15
( 3 ) 基本理念	16
( 4 ) 施策の基本方針	16
2 長崎県の観光振興基本計画	17
( 1 ) 観光振興基本計画策定の根拠	17
( 2 ) 観光振興基本計画の策定等	17
( 3 ) 2011 - 2015 長崎県観光振興基本計画の内容	17
( 4 ) 観光振興の目標及び実績	23
第3 平成 27 年度実施の主要事業	24
第4 指摘事項・意見の概要，分析等	26
1 指摘事項・意見の概要	26
( 1 ) 広域観光共同宣伝事業	26
( 2 ) 長崎県総おもてなし運動推進事業	26
( 3 ) 世界遺産受入体制整備促進事業	27
( 4 ) 世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業	27
( 5 ) 「ひかりと祈り 光福の街 長崎」キャンペーン事業	27
( 6 ) 県内観光地周遊促進対策事業	28
( 7 ) 長崎誘客拡大支援事業	28
( 8 ) 長崎デスティネーションキャンペーン推進事業	28
( 9 ) 長崎県フィルムコミッション（撮影誘致支援）事業	28
( 10 ) 修学旅行誘致対策事業	28
( 11 ) コンベンション誘致推進事業	29
( 12 ) 食と観光の融合による観光拡大推進事業	29
( 13 ) 海外新テーマ型旅行誘致拡大事業	29
( 14 ) 「明日の世界遺産」海外誘客対策事業	30
( 15 ) 外国人観光客受入環境整備推進事業	30
( 16 ) 国際観光ステージアップ事業	30

(17) ディスカバー長崎海外誘客対策事業	31
(18) 大型客船誘致促進プロジェクト推進事業	31
(19) 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金	31
2 指摘事項・意見の分析等	32
(1) 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画との関係・整合性	32
(2) 各事業が関係法令等に準拠して適正になされているか	32
(3) 支出が適法かつ妥当に行われているか	38
(4) 適正な管理が行われているか	39
(5) 補足	41
包括外部監査の結果報告・各論	42
第1 広域観光共同宣伝事業	42
第2 長崎県総おもてなし運動推進事業	55
第3 世界遺産受入体制整備促進事業	62
第4 世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業	68
第5 「ひかりと祈り 光福の街 長崎」キャンペーン事業	85
第6 県内観光地周遊促進対策事業	95
第7 長崎誘客拡大支援事業	103
第8 長崎デスティネーションキャンペーン推進事業	111
第9 長崎県フィルムコミッション（撮影誘致支援）事業	124
第10 修学旅行誘致対策事業	129
第11 コンベンション誘致推進事業	135
第12 食と観光の融合による観光拡大推進事業	143
第13 海外新テーマ型旅行誘致拡大事業	151
第14 「明日の世界遺産」海外誘客対策事業	162
第15 外国人観光客受入環境整備推進事業	168
第16 国際観光ステージアップ事業	180
第17 ディスカバー長崎海外誘客対策事業	185

第 18	大型客船誘致促進プロジェクト推進事業	192
第 19	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金	213

# I 包括外部監査の概要

## 第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

## 第2 テーマについて

### 1 選定した特定の事件

「観光振興及びこれに関連する事業について」

### 2 特定の事件として選定した理由

本県には数多くの観光資源が存在し、本県は全国有数の観光地として知られている。また、本県においては、観光の振興を促進し、先人が築きあげた国内外の人々との交流の歴史をさらに発展させ、観光資源の保全と県民生活との調和に配慮しつつ、訪れるすべての人々が安心して快適な観光を楽しめる「観光立県長崎」を築くことを目指している。

そして、平成18年10月には、観光振興に関する基本理念・基本方針等を定めた長崎県観光振興条例が制定され、これを受けて、平成19年10月には平成19年度から平成22年度までの4年間を計画期間とする長崎県観光振興基本計画が策定され、その後平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする新たな観光振興基本計画が策定されている。

以上のとおり、本県が数多くの観光資源を有し「観光立県長崎」を築くことを目指していること、長崎県観光振興条例を受けて策定された観光振興基本計画が昨年度でいったん区切りとなっていること、及び観光事業については多額の県費が投入されており県民の関心も高いと思われることから、上記「特定の事件」について監査することは重要であると思料する。

## 第3 監査の視点

包括外部監査人は、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとされている（地方自治法第252条の37第1項）。また、監査をするにあたっては、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住民の福祉の増進、最小の費用で最大の効果を挙げているか、組織・運営の合理化に努めているか、他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正化を図っているか、という観点に特に留意すべきとされている（地方自治法第252条の37第2項、同法第2条第14項、同条第15項）。

そこで、これらの観点から監査を行うが、前述した特定の事件に照らし、特に以下の視点からの監査を行う。

## 1 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画との関係・整合性

### (1) 各事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

長崎県の観光振興に関する事業は、すべて観光振興に関する基本理念・基本方針等を定めた長崎県観光振興条例に基づく施策である以上、同条例が規定する目的、基本理念、基本方針等に基づくものでなければならない。

そこで、各事業が同条例の目的、基本理念、基本方針等に合致しているものであるかに着目して監査を行う。

### (2) 各事業が長崎県観光振興基本計画の中で適切な一翼を担っているか

長崎県では、長崎県観光振興条例に基づき観光振興基本計画を策定して事業展開していくこととされており、長崎県の観光振興に関する事業は、すべてこの観光振興基本計画の一翼を担っている。

そこで、各事業が同計画の中でどのような位置づけにあり、同計画を達成するために適切な一翼を担っているかに着目して監査を行う。

## 2 各事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

言うまでもなく行政は法令等に基づいて行われなければならない、法令等に違反して行政作用がなされてはならない。このことは財務執行においても同様である。

そこで、各事業の財務執行の合規性・適法性の観点からの監査を行う。特に、観光振興に関する事業については、長崎県が補助金を支出して行う事業（以下「補助金事業」という。）が数多く存在することから、補助金事業に関しては以下の点に着目して監査を行う。

### (1) 前提として各事業の補助金実施要綱の内容が適正か（上位規則等との整合性）

補助金事業に関する規則等としては、上位に長崎県補助金等交付規則があり、観光振興に関する事業の中心を担っている観光振興課が属する文化観光国際部においては長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱が存在する。そして、補助金事業ごとにその事業に関し必要な事項を定めた補助金実施要綱が存在する。

各補助金事業の実施にあたっては、直接的には補助金実施要綱を遵守する必要があるところ、かかる補助金実施要綱は、長崎県補助金等交付規則及び長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱等の規則等に則った適正な内

容でなければならない。

そこで、各補助金事業の補助金実施要綱の内容が適正であるかに着眼して監査を行う。

#### (2) 補助金の支出・使用が補助金実施要綱に準拠しているか

各補助金事業の補助金実施要綱の内容が適正であるとしても、各補助金事業が同要綱に沿って実施されていなければならないのは当然である。

そこで、各補助金事業が補助金実施要綱に準拠しているかにつき監査を行う。

なお、過去の包括外部監査を受けて、補助金事業については、県のチェックリストが作成されていることから、併せてこのチェックリストが適切に機能しているか（真にチェックされているか）についても着目する。

### 3 支出が適法かつ妥当に行われているか

地方公共団体には、経済性・合理性・有効性が求められているが、これらを検証するためには、会計処理、特に支出が適法かつ妥当に行われていなければならない。また、地方公共団体に対する住民の信頼を維持するためにも、会計処理、特に支出の適法性・妥当性は重要である。

よって、支出の適法性・妥当性に着眼して監査を行う。

また、観光振興に関する事業においては、負担金や外部委託による支出が多く存在する。これらもまた、県費を投入している以上、その契約及び支出が適法かつ妥当に行われている必要があることは言うまでもない。そこで、負担金や外部委託による支出の適法性・妥当性についても着眼して監査を行う。

### 4 適正な管理が行われているか

#### (1) 補助金事業の報告は適切に行われているか

補助金事業においては、補助金事業が適切に遂行されたか確認すべきことは当然であり、補助事業者等は県に対し実績報告を行わなければならない。このことは、長崎県補助金等交付規則においても規定されている。

また、補助金事業を適正に管理するためには、県は単に実績報告を行わせるのみならず、実績報告の内容が適正管理のために必要十分である必要がある。

そこで、補助金事業において、実績報告が適切に行われているかに着眼して監査を行う。

#### (2) 各事業の効果の検証が適切に行われているか

各事業が適切に行われるためには、その事業の効果の検証が適切に行われ

なければならない。観光振興に関する事業においては、効果の検証が困難な側面があることは否めないが、それでもできる限りの検証が必要であることは言うまでもない。

そこで、各事業の効果の検証が適切に行われているかに着眼して監査を行う。

#### 第4 監査対象

##### 1 対象事業

平成27年度に実施された観光振興に関する事業のうち、以下の事業を本監査の対象とした。なお、以下の事業の所管課は、全て文化観光国際部観光振興課である。

	監査対象事業
1	広域観光共同宣伝事業
2	長崎県総おもてなし運動推進事業
3	世界遺産受入体制整備促進事業
4	世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業
5	「ひかりと祈り 光福の街 長崎」キャンペーン事業
6	県内観光地周遊促進対策事業
7	長崎誘客拡大支援事業
8	長崎ゲストイネーションキャンペーン推進事業
9	長崎県フィルムコミッション（撮影誘致支援）事業
10	修学旅行誘致対策事業
11	コンベンション誘致推進事業
12	食と観光の融合による観光拡大推進事業
13	海外新テーマ型旅行誘致拡大事業
14	「明日の世界遺産」海外誘客対策事業
15	外国人観光客受入環境整備推進事業
16	国際観光ステージアップ事業
17	ディスカバー長崎海外誘客対策事業
18	大型客船誘致促進プロジェクト推進事業

## 2 上記事業を対象とした理由

長崎県において、観光振興を担っている主要な部署は文化観光国際部観光振興課（以下、「観光振興課」という。）である。そして、長崎県の観光振興に関する行政計画である長崎県観光振興基本計画は、当初平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間の計画で策定され、その後、平成 23 年度から平成 27 年度まで 5 年間の計画が策定されている。なお、この期間に観光振興課が所管して実施された事業（但し、観光振興課としては事業を行っていない場合等であっても、経費負担している場合を含む。以下、「観光振興課が所管して実施された事業」の意義は同様。）は、45 事業である。

平成 27 年度は、この 5 年間の計画が終了する年度であり、1 つの区切りとなる年度であることから、まずは、この平成 27 年度に観光振興課が所管して実施された事業を監査対象とすることにした。平成 27 年度に観光振興課が所管して実施された事業は、23 事業である。

そして、かかる 23 事業のうち、県の資料として観光振興課の「実施事業」となっているものの、事項名として「事業」と付されていない 3 事業（指導事務費、観光連盟費、東京観光センター費）については明らかに経費負担のみであることから、これらを監査対象から除外することとした。なお、広域観光共同宣伝事業のように、県の資料では、その内容が「経費」となっているものの、事項名として「事業」と付されているものについては、資料上明らかに経費負担のみであるとは言いがたいことから、本監査の対象とした。

さらに、平成 27 年度に観光振興課が所管して実施された事業のうち、支出額が僅少である「観光地の魅力創出・集客力アップ対策事業」、及び昨年度の監査対象施設である亜熱帯植物園に関する「亜熱帯植物園等施設管理運営事業」については、本監査の対象から除外した。

以上により、本監査の対象を上記 18 事業とした。

## 第 5 監査手続

実施した監査の流れは、以下のとおりである。

### 1 概要の把握

観光振興課が所管する事業の全体を把握するため、同課からのヒアリングを行った。

2 ヒアリング及び関係書類の査閲

事業ごとに観光振興課からヒアリングを行うとともに関係書類の査閲を行った。

第6 監査日程

実施日	事業名	
平成 28 年	8 月 31 日	長崎誘客拡大支援事業
	9 月 1 日	長崎誘客拡大支援事業
	9 月 7 日	大型客船誘致促進プロジェクト推進事業
	9 月 13 日	(離島地域外国人観光客受入支援)
	9 月 16 日	(一社) 長崎県観光連盟
	9 月 28 日	「明日の世界遺産」海外誘客対策事業
	10 月 3 日	コンベンション誘致推進事業 食と観光の融合による観光拡大推進事業 長崎県フィルムコミッション事業
	10 月 4 日	外国人観光客受入環境整備推進事業 海外新テーマ型旅行誘致拡大事業 国際観光ステージアップ事業
	10 月 12 日	長崎県総おもてなし運動推進事業 世界遺産受入体制整備促進事業
	10 月 14 日	「ひかりと祈り 光福の街 長崎」キャンペーン事業 県内観光地周遊促進対策事業 修学旅行誘致対策事業
	10 月 25 日	全事業
	10 月 31 日	全事業
	12 月 1 日	コンベンション誘致推進事業
	12 月 2 日	世界遺産受入体制整備促進事業 長崎デスティネーションキャンペーン推進事業 長崎誘客拡大支援事業
	12 月 5 日	大型客船誘致促進プロジェクト推進事業 世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業
	12 月 6 日	海外新テーマ型旅行誘致拡大事業 外国人観光客受入環境整備推進事業 「明日の世界遺産」海外誘客対策事業
	12 月 7 日	国際観光ステージアップ事業 ディスカバー長崎海外誘客対策事業 長崎県総おもてなし運動推進事業

	12月8日	広域観光共同宣伝事業 「ひかりと祈り 光福の街 長崎」キャンペーン事業 県内観光地周遊促進対策事業
	12月9日	食と観光の融合による観光拡大推進事業
	12月12日	修学旅行誘致対策事業
	12月16日	長崎県フィルムコミッション事業
	12月21日	外国人観光客受入環境整備推進事業 海外新テーマ型旅行誘致拡大事業 国際観光ステージアップ事業
平成 29 年	1月18日	長崎デスティネーションキャンペーン推進事業 世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業 「明日の世界遺産」海外誘客対策事業 「ひかりと祈り 光福の街 長崎」キャンペーン事業
	2月3日	広域観光共同宣伝事業 海外新テーマ型旅行誘致拡大事業 ディスカバー長崎海外誘客対策事業 大型客船誘致促進プロジェクト推進事業
	2月23日	全事業
	3月10日	全事業

## 第7 監査実施者

### 1 包括外部監査人

中西祥之（弁護士）

### 2 補助者

森永正之（弁護士）

有馬理（弁護士）

弥永努（税理士）

寺下新弥（税理士）

## 第8 利害関係の有無

包括外部監査人、補助者いずれにおいても、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係は存在しない。

## Ⅱ 包括外部監査の結果報告・総論

### 第1 長崎県における観光の現状及び観光の課題等

#### 1 長崎県における観光の現状

##### (1) 長崎県の観光客数の推移

長崎県の観光客延べ数は、平成13年に約3163万1000人となって以降、景気の後退とともに減少していき、平成17年に若干持ち直したものの、平成20年にはいわゆるリーマンショックや円高等により約2788万2000人にまで落ち込んだ。

しかし、平成21年には高速道路の料金割引効果が見られたことにより増加に転じ、平成22年にはNHK大河ドラマ「龍馬伝」の放映やハウステンボスのリニューアル効果等により前年より約100万人増加した。

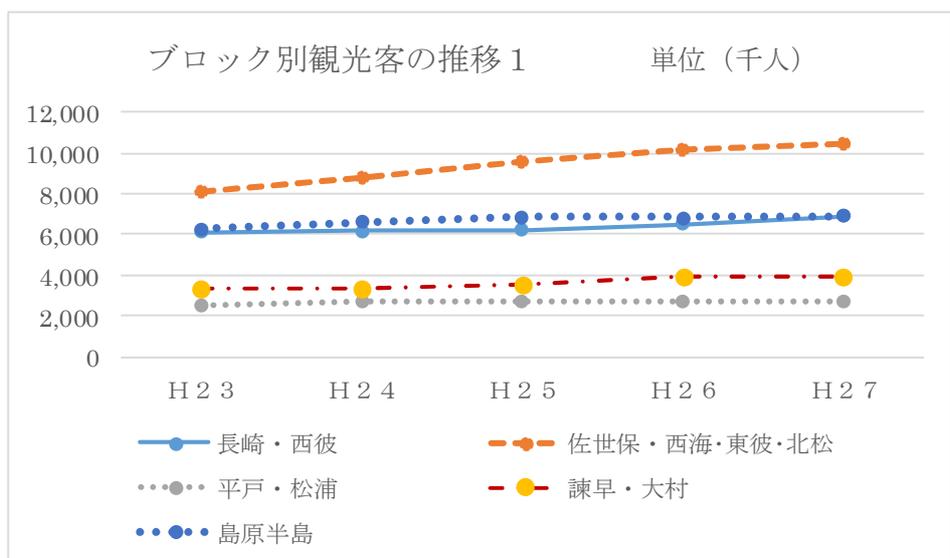
翌平成23年は東日本大震災の影響により一時的に減少したものの、その後は大幅に増加していき、平成25年にはハウステンボスの集客が大幅に増加したことや世界新三大夜景に認定されたことによって夜型観光が好調であったこと、長崎しおかぜ総文祭・国体のリハーサル大会が開催されたこと等によって、県内全てのブロックにおいて観光客が増加した。

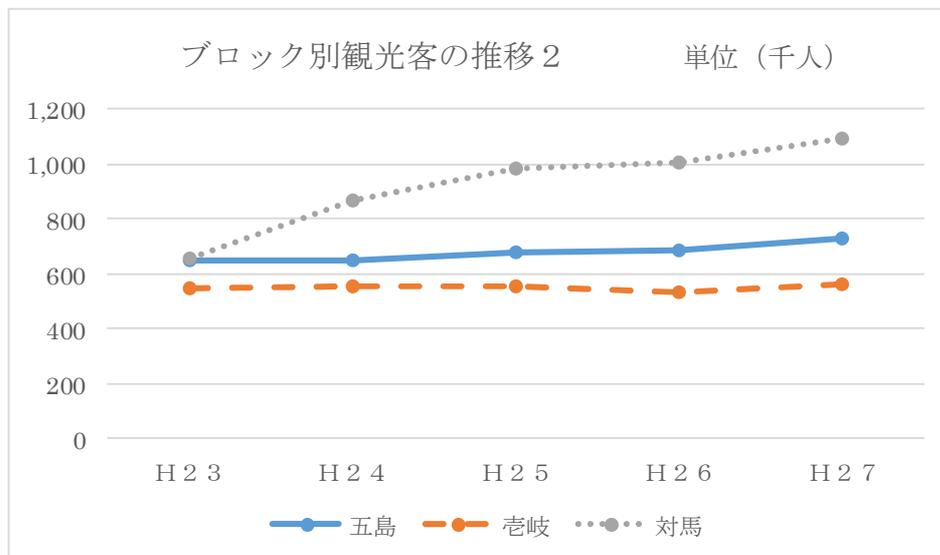
また、平成26年には、長崎ががんばらんば国体の開催、世界文化遺産候補となった「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼，造船，石炭産業」に対する注目が高まったこと等から、統計を取り始めた昭和47年以降、過去最高の約3265万4000人となった。

そして、翌平成27年には、前述した「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼，造船，石炭産業」が世界文化遺産に登録されたこと、世界遺産候補である「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」（平成27年度時点での名称であり、現在の名称は「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」）（以下、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」という。）に対する注目が高まったこと、ハウステンボスの光の王国や世界新三大夜景である長崎市の夜景等の夜型観光が引き続き好調を維持していること、クルーズ客船入港隻数が過去最高を記録したこと等から、観光客延べ数は2年連続で過去最高を更新し、約3328万4000人を記録した。



なお、平成 23 年以降の県内ブロック別の観光客の推移をみると、長崎市・西彼、平戸・松浦、諫早・大村、島原半島、五島、壱岐の各ブロックは微増であるのに対して、佐世保・西海・東彼・北松は約 25%，対馬は約 67%増加している。これは、佐世保・西海・東彼・北松ブロックはハウステンボスの影響が強く、対馬ブロックは韓国人観光客の増加に起因しているものと思われる。



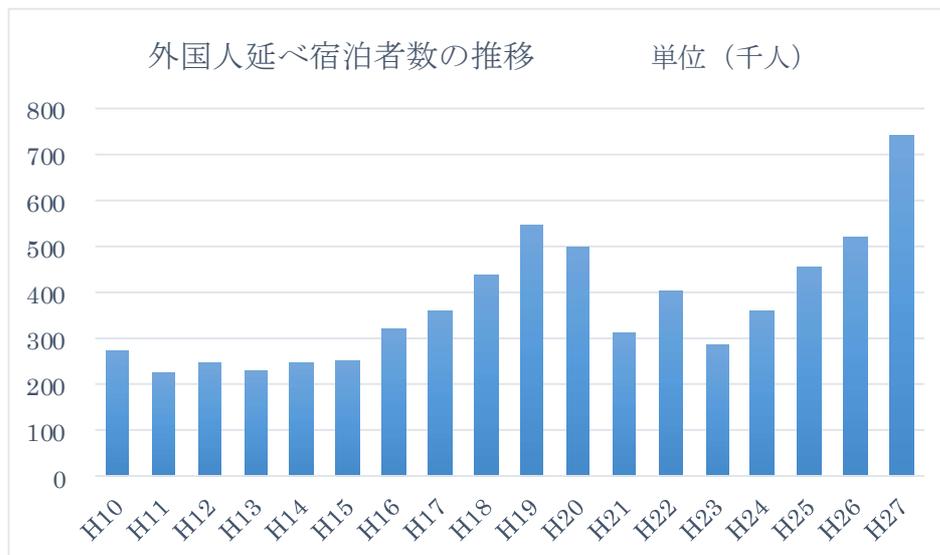


## (2) 長崎県を訪れる外国人観光客の推移

長崎県を訪れる外国人観光客は、平成15年以降増加していたものの、平成20年のいわゆるリーマンショックの影響により、同年以降減少傾向に転じ、平成23年には東日本大震災の影響等により延べ宿泊者数が30万人を下回り、その8年前の水準にまで落ち込んだ。

しかし、平成24年以降は増加傾向に転じ、平成27年には、円安傾向やビザの緩和、消費税免税制度の拡充や造船関連のビジネス需要等の影響も後押しとなり、延べ宿泊者数、宿泊客延べ滞在数ともに、これまで最高であった平成19年を上回り、延べ宿泊者数が対前年比43.5%増の約74万5000人、宿泊客延べ滞在数が対前年比41.7%増の約129万3000人といずれも過去最高を記録した。

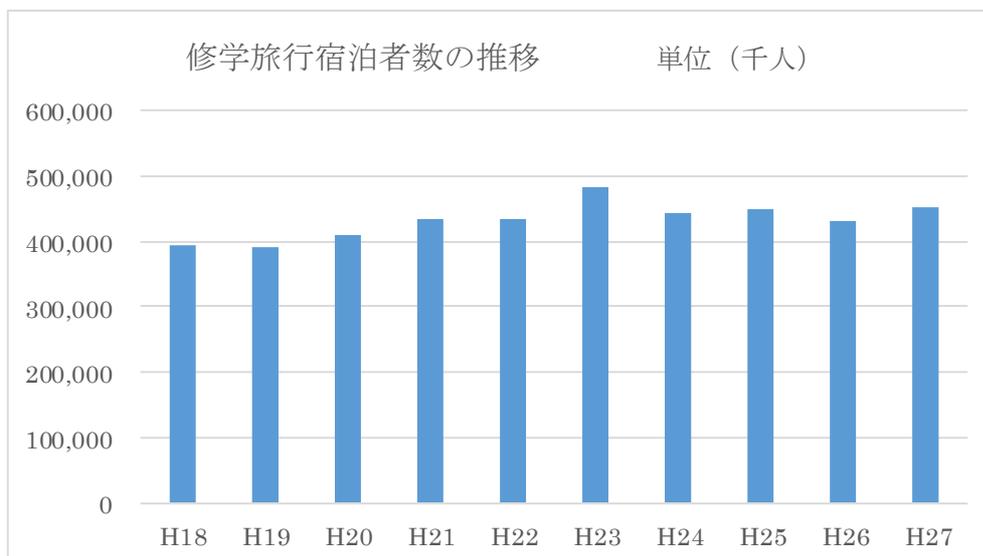
また、国別では、従前から韓国からの観光客が最も多いが、平成27年には中国からの観光客が延べ滞在数で初めて10万人を超え、平成23年から約5倍も増加しているのが特徴である。



(3) 修学旅行宿泊者数の推移

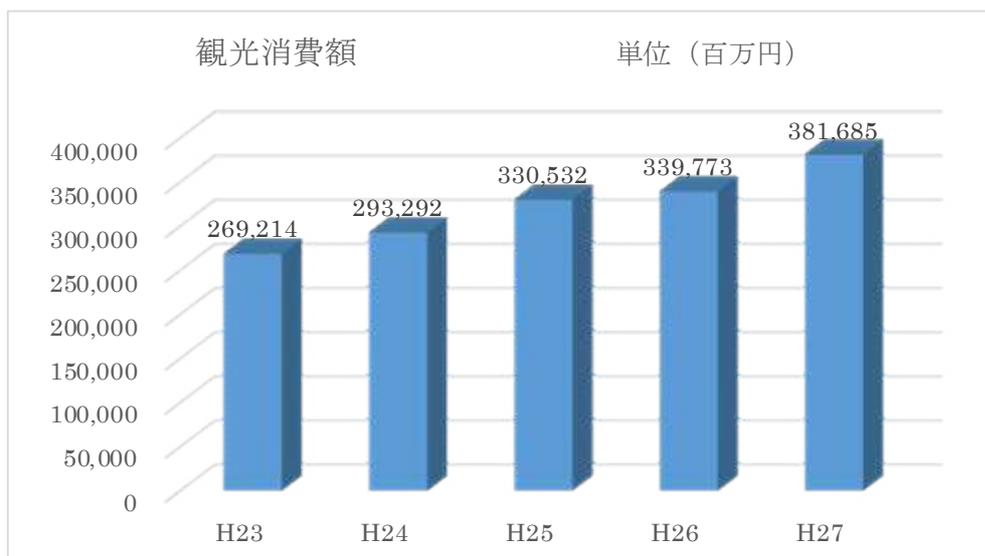
長崎県への修学旅行宿泊者数は、平成 18 年以降、徐々に増加していき、平成 23 年には東日本大震災の影響等により、約 48 万 3000 人となった。

しかし、平成 24 年には平成 22 年以前の水準に戻ったものの、平成 27 年には、学校及び旅行会社等への訪問活動の効果により、対前年比 4.7%増の約 45 万 2000 人となり、過去 10 年間では 2 番目に高い水準となった。

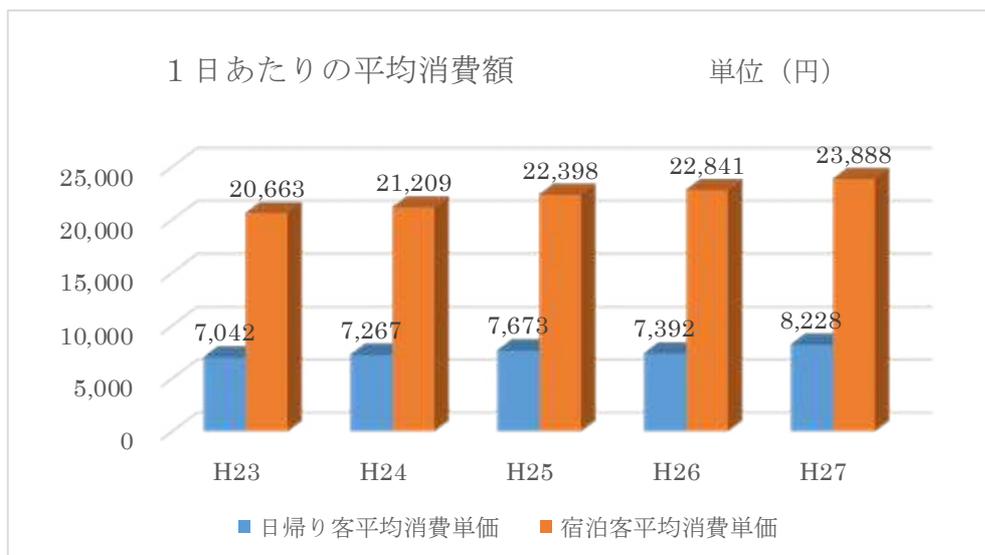


#### (4) 長崎県の観光消費額の動向

観光消費額の動向は、基本的には、前述した観光客延べ数に比例しており、平成 27 年の観光消費額は、同年の観光客延べ数が過去最高を更新したことなどにより、対前年比 12.3%増の 3817 億円となり、2 年連続で過去最高を更新した。



また、日帰り観光客と宿泊観光客でそれぞれ 1 日あたりの平均消費額をみると、平成 27 年は、日帰り観光客は対前年比 11.3%増の 8228 円、宿泊観光客は対前年比 4.6%増の 2 万 3888 円であった。



## 2 長崎県における観光の課題

### (1) 観光客数の増加等が観光産業全体の活性化につながっていないこと

長崎県では、これまで、県内へ観光客を誘客することを中心に施策を展開してきた。その結果、観光客数や観光消費額は近年特に増加しており、このような施策は成果をあげている。

しかし、長崎県の観光産業における雇用環境や客単価は低迷しており、給与水準の低迷により観光産業においては人材確保に苦勞している面もあり、観光産業全体の活性化には必ずしもつながっていない。

### (2) 2次交通アクセスが不足していること

長崎県は、離島が多く、そもそもアクセスに不便な地域を多数抱えている上、過疎化等の影響により運行（航）便数の減少や路線の見直しが行われている現状にある。

このため、長崎県を訪れる観光客が駅や港に到着しても、そこから観光地までの交通手段が不足している場合がある。また、自動車での移動においても、高速道路や国道等の整備が不十分なために、観光地までの移動に苦勞する地域が存在する。

### (3) 大都市圏における情報発信が不足していること

首都圏、中部圏、関西圏といった大都市圏において長崎県の観光資源等の魅力を情報発信することは、宿泊滞在型観光に結びつく可能性が高く、観光振興に対する効果が高い。

特に、長崎県内には、世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」と世界遺産候補である「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が存在し、今後国内外からの観光客の増加が見込まれている。これら世界遺産（候補）を積極的に活用して大都市圏からの誘客促進を図る必要がある。

### (4) 地域の魅力ある観光素材を生かした着地型旅行商品の開発

近時、旅行の個人化が進んだ結果、本物志向や旅先でしか味わえないものを求める傾向が強まっている。そこで、地元精通した人たちが知恵を出し、工夫をこらして魅力的なプログラムを作ろうとする動きが表れてきており、着地型商品とは、このように旅行者を受け入れる地域の人たちによって作られる旅行商品のことである。

長崎県においては、古くから海外との交流が盛んであり、このことにより

個性的な観光資源が豊富である一方、この豊富な観光資源を誘客に活かされていない地域や、近時の本物志向や旅先でしか味わえないものを求める傾向にうまく対応できていない地域が存在する。

(5) 外国人観光客の受入環境が不十分であること

外国人観光客を誘客するためには、外国人観光客が安心して快適に長崎県内を移動、滞在、周遊できる環境を整備する必要がある。

このような環境整備のためには、フリーWi-Fiの整備や、外国語による案内板の整備等が必要であるものの、いまだ十分とはいえない状況にある。

3 課題解消に向けた具体的な対策

前述した課題解消に向けて県が取り組んでいる具体的な対策のうち、主なものは以下のとおりである。

(1) 魅力あふれる観光地づくり

- ① 市町等が行う観光まちづくりの取組への支援
- ② 地域の観光資源の磨き上げ
- ③ 観光施設のバリアフリー対策や宿泊施設の魅力アップ
- ④ 「おもてなし力」の向上

(2) 国内誘致対策の展開

- ① 2つの世界遺産（候補）や夜景など、「ひかりと祈り」をテーマとした情報発信
- ② 平成28年下期（10～12月）のJRデスティネーションキャンペーンを見据えた県内各地の着地型観光の充実による県内周遊の促進
- ③ 地域創生交付金を活用したさらなる誘客拡大の推進

(3) 海外誘客戦略の展開

- ① 東アジア、東南アジア、欧州の各市場特性に応じた情報発信、誘客促進
- ② 首都圏滞在、在住外国人など新たなFIT（個人や少人数でコースや日程・宿泊施設などを自由に決めて行う旅行）ターゲット層の誘致強化
- ③ 海外の各市場での訴求力の高い観光資源・観光素材の発掘・磨き上げ・発信
- ④ クルーズ客船の誘致拡大

## 第2 長崎県の観光振興条例及び観光振興基本計画

### 1 長崎県の観光振興条例（長崎県観光振興条例）

#### （1）条例制定の経緯（「長崎県観光振興条例」前文参照）

日本本土の最も西に位置する長崎県は、大陸との交流の歴史も古く、西洋にも開かれた窓口として、日本の文化の形成や近代化に大きな役割を果たすとともに、特色ある地域文化を育んできた。また、美しい海外線などの自然や温泉、新鮮な農水産物等豊かな観光資源に恵まれ、全国有数の観光地として多くの人々を迎えるとともに、原子爆弾が投下された地として、世界平和の重要性を国内外の人々に伝えてきた。

一方、人々の価値観が多様化するなか、観光は、これまでの名所及び旧跡を周遊するだけでなく、歴史、文化、自然、食等を体験し又は学習し、地域住民と触れあう「心に響く観光」が求められる等変化してきている。

このような観光動向の変化を新たな観光資源を活用するよい機会と捉え、地域住民が自らの地域の素晴らしさを再発見し愛着と誇りを深めながら、まちの魅力づくりを進めることにより、交流が促進され地域経済を活性化することができる。

このため、長崎県においては、観光の振興を促進し、先人が築きあげた国内外の人々との交流の歴史をさらに発展させ、観光資源の保全と県民生活との調和に配慮しつつ、訪れるすべての人々が安心して快適な観光を楽しむ「観光立県長崎」を築くことを目指している。

そこで、長崎県では、県民が観光への理解を深め、観光関係事業者が連携し、地域が一体となって創意工夫を尽くし、長崎県の魅力を高めることが必要であるとの認識の下、県民一人ひとりが「観光立県長崎」の担い手として、総力を結集して観光の振興を促進するため、平成18年10月、「長崎県観光振興条例」を制定した。

#### （2）目的

長崎県観光振興条例の目的は、以下のように定められている（同条例第1条）。

「この条例は、観光の振興に関し、基本理念を定め、県、市町及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、県が行う観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域社会の活性化及び本県経済の発展に資

することを目的とする。」

### (3) 基本理念

観光振興に向けた基本理念として、長崎県観光振興条例において、以下の4つが定められている（同条例第3条）。

#### <基本理念>

- ① 県民等，市町及び県が「観光立県長崎」の担い手として協働して，まちの魅力づくりに取り組み，及び交流を促進するよう行われるものであること。
- ② 観光資源の保全と県民の生活との調和に配慮しつつ，歴史，文化，自然，景観，食その他の観光資源を創意工夫を尽くして，積極的に活用するよう行われるものであること。
- ③ 交流の歴史や地理的な優位性を活かし，海外との交流を促進するよう行われるものであること。
- ④ 長崎県を訪れるすべての人々が，安心して快適に観光を楽しめるよう行われるものであること。

### (4) 施策の基本方針

長崎県観光振興条例では，上記の基本理念にのっとり，観光の振興の「基本方針」を定めることとされており（同条例第4条第1項），同条例において以下の9つの基本方針が定められている（同条例第9条）。

#### <基本方針>

- ① 県民等，市町及び県が協働して行う観光の振興に関する取組を促進すること。
- ② 地域の歴史，文化，自然，景観，食等を活用したまちの魅力づくりを促進すること。
- ③ 観光の振興を担う人材の育成を促進すること。
- ④ 情報通信技術の活用等により長崎県の観光の魅力等の情報発信を促進すること。
- ⑤ 国内及び海外からの観光客の誘致を促進すること。
- ⑥ 高齢者，障害者，外国人等すべての人々が安心して快適に観光を楽しめる環境づくりを促進すること。
- ⑦ 観光関係施設の充実，観光客へのサービスの向上その他の観光の基盤

の整備を促進すること。

⑧ 観光に関する情報の収集及び統計の充実並びに観光動向の調査及びその分析を促進すること。

⑨ 県内外において広域的に連携した観光の振興に関する取組を促進すること。

## 2 長崎県の観光振興基本計画

### (1) 観光振興基本計画策定の根拠

長崎県観光振興条例第 10 条第 1 項において、「知事は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本計画を定めなければならない」と規定されている。

また、長崎県観光振興条例第 10 条第 2 項において、かかる基本計画で定める事項として、以下の 3 点が規定されている。

- ① 観光の振興に関する目標
- ② 観光の振興を推進するための施策に関する基本的な事項
- ③ 前 2 号に掲げるもののほか、観光の振興に関する必要な事項

### (2) 観光振興基本計画の策定等

長崎県においては、前述した長崎県観光振興条例第 10 条第 1 項に基づき、平成 19 年 10 月、計画期間を平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間として、「長崎県観光振興基本計画」を策定している。

そして、この基本計画期間の終了に伴い、計画期間を平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とした新たな観光振興基本計画（「2011－2015 長崎県観光振興基本計画」）を策定した。

なお、平成 28 年度からは、計画期間を平成 32 年度までの 5 年間とする観光振興基本計画（長崎県観光振興基本計画 2016－2020）を策定している。

### (3) 2011－2015 長崎県観光振興基本計画の内容

本監査においては、平成 27 年度の事業を対象とするため、同年度に該当する「2011－2015 長崎県観光振興基本計画」の内容を以下に記載する。

#### ア 長崎県が目指す将来像

何度来ても満足度の高い、人が人を呼ぶ観光県になることを目指し、

「あふれる笑顔と地域の魅力でお迎えする」文化観光立県長崎の実現。

#### イ 将来像の実現イメージ（将来像の具体的展開）

- ① 県民みんなでおもてなし（おもてなしの推進）
- ② まちの価値を創り出す（観光地づくりの推進）
- ③ 「旅行者の背中を押す」情報発信（情報発信と誘致誘客の推進）
- ④ アジアからの観光客と交わる（外国人観光客の誘客推進）

#### ウ 観光振興の戦略的方向性

- ① 県民総参加と分野融合による観光の振興  
県民ひとり一人があふれる笑顔で旅のお手伝いを行うこと、及び農林水産業・商工業等の産業振興や文化・教育等の各分野での取組と融合を進める。
- ② 食と歴史・文化の魅力あふれる観光地づくり  
「食」を前面に取り上げた取組をはじめ、幕末から近代の長崎の歴史文化の観光への活用など、地域資源を活かした観光地づくりを進める。
- ③ ターゲットを明確にした国内誘客戦略の展開  
観光客のニーズにあった魅力ある旅行商品を創出・提供するとともに、ターゲットとなる地域、顧客属性に応じた誘客戦略を構築して、効率的で効果的な情報発信・誘致活動を展開する。
- ④ アジアからの外国人観光客の誘客促進  
国・地域別にターゲットを明確にした情報発信・誘致活動を展開するとともに、外国人観光客の受入環境を整備することによって、観光を整備し、中国や韓国をはじめとするアジア地域からの大幅な外国人観光客の増加を目指す。
- ⑤ 地域の魅力をネットワークとする広域連携の促進  
九州内外の他地域等との連携を推進し、資源や知名度の相互補完・相乗効果を発揮し、観光客誘客の実効性を高める。

#### エ 観光振興の基本施策

- ① 県民総参加と分野融合による観光の振興
  - i) おもてなしの心の醸成  
長崎県を訪れた観光客の満足度を高め、もう1度来たいと思われるような観光地づくりを進めるため、「おもてなし日本一づくり」を目指す長崎県総おもてなし運動に取り組む（おもてなし日本一づくり）。

また、ホテル等、交通機関、飲食業等、観光客と直接接する業種の方々に、率先しておもてなし力の向上に取り組んでもらうため、接客研修等への支援やおもてなし優良事業所の表彰支援創設等の取組を進めるほか、観光プロガイド養成への支援・観光ガイドや体験プログラム提供者のネットワーク化やスキルアップ講座の開催等を行う（観光産業のおもてなし力の向上）。

ii) 県民総参加での観光振興

県民、観光関係事業者、観光振興団体、市町及び県が協働して観光振興に取り組んでいく環境整備に努める（県民等が観光振興に取り組める機会の創出）。

また、県や市町など行政内部での横断的連携をとりながら、宿泊施設等での地産地消の推進や、観光関係団体などニューツーリズム関係組織との連携、NPO やボランティア組織との連携等を推進する（多様な分野の連携促進）。

iii) 総合力を発揮する分野融合の推進

ながさき観光ブランドにふさわしい地域資源の磨き上げとともに、国内外の物産展や商談会の観光宣伝、国際交流や経済交流に伴う観光情報の発信や旅行会社への誘致活動など、長崎県の総合力を発揮する分野融合の取組を推進する。

② 食と歴史・文化の魅力あふれる観光地づくり

i) 食と歴史・文化などの魅力の向上

「食」の満足度を高め、「食」を前面に打ち出した観光商品として作り込みを行い、その上で、全県的なイベントと県内各地域での地域フェスタを連携させて、「来てみんなね！長崎 食 KING 王国」として展開するなど、「食の長崎」確立に向けた取組を推進する（「食の長崎」推進）。

また、長崎県独特の歴史・文化の魅力を発信するとともに、まちなみ景観の整備促進や観光ガイドの育成・スキルアップに取り組む（文化観光の推進）。

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」及び「九州・山口の近代化産業遺産群」について世界遺産登録に向けた取組を推進する（世界遺産登録の推進）。

さらに、各地の景観まちづくり活動等への支援を行うなど長崎らしい景観の形成に努める（美しいまちなみ景観の創出）。

ii) 情報通信技術等を活用した次世代の新たな観光基盤の整備

EV（電気自動車）と ITS（高度道路交通システム）を融合した長崎 EV&ITS（エビッツ）プロジェクトの取組，交通ターミナル等において電子看板を使った交通案内の取組，及び先進的映像技術を活用して遺史跡での復元映像を CG 利用により提供する取組等，情報通信技術や移動体，メディア等の先端技術を活用した次世代の観光基盤の整備促進に努める。

### iii) 観光地づくり重点支援地区及び分野

市町が地域別観光振興の方向に沿って策定する「観光地づくり実施計画」の地区又は分野について，県が「重点支援地区」又は「重点支援分野」として認定し支援を行う（観光地づくり実施計画の策定）。

また，長崎県観光振興条例の規定に基づき，市町の「観光地づくり実施計画」の推進に資する取組を行う「観光地づくり推進団体」を認定し，その取組を支援する。

### iv) ニューツーリズムなど多様な観光の創出

着地型観光推進団体の育成（旅のコンシェルジュ創設），農林漁業体験観光の受入体制の充実，島原半島ジオパークなどのエコツーリズムの整備推進，諫早湾干拓地の活用などの産業観光の取組促進，健康づくりを提起する旅行商品の開発などヘルシーツーリズム受入への取組支援，長期滞在型観光商品の開発・販売促進の支援等，及び平成 26 年に長崎県で開催される国体等を契機に整備されるスポーツ施設やノウハウ等を活用してスポーツと旅行を組み合わせた「スポーツ・ツーリズム」の推進を行う。

### v) 観光振興の人材育成

観光事業者団体や観光振興団体等が行う接客サービス向上研修への支援，産学官連携による人材交流推進など，能力向上のための取組を推進する（観光事業者の人材育成）。

また，観光振興の中核を担う存在である地域の観光協会など観光団体の強化及びその職員の育成を支援する（観光団体の強化及び人材育成）。

さらに，観光ガイドや体験インストラクターなど観光を支える人材の育成を支援するとともに，観光マイスターによる講演会の開催等を通じて観光振興への気運の醸成と人材の育成を図る（観光を支える人材の育成）。

### vi) 交通基盤の整備等

観光客の利便性向上のための交通アクセス等の整備，個人型旅行受

入促進のための現地サポート情報の提供，観光客等の安全を確保するための取組の推進，九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備促進，西九州自動車道など道路網の整備，長崎港など港湾の整備・海上ネットワークの整備，及び航空網の整備を進める。

③ ターゲットを明確にした国内誘客戦略の展開

i) 旅行需要に対応した新たな観光素材の創出

長崎県の美しい自然景観などの地域資源を活かし，旅行需要の動向に即した長崎ならではの新しい旅行商品の企画・造成を図る（長崎県ならではの旅行商品づくり）。

また，長崎の教会群を巡る「ながさき巡礼」について受入体制の充実を図るとともに，新たな旅行商品づくりを推進する（「ながさき巡礼」の確立）。

さらに，地域での各団体の協働による提案をいただきながら，地元提案型の旅行商品づくりを進める（地域が提案する新しい旅行商品づくり）。

ii) 観光マーケティング戦略の構築

旅行目的や動機，来県回数など，きめ細かな分析ができるようマーケティングリサーチを強化するとともに，観光統計調査手法の見直しを行う。

また，携帯電話のWEB機能との連携を図るなど，情報通信技術を活用した観光マーケティングの展開に取り組む。

iii) 戦略的な情報発信

ターゲットを明確にした情報発信，「ながさきファン」づくりの促進，各種メディアを活用した情報発信の充実，及びソーシャルメディアを含むIT等を活用した情報発信に取り組む。

iv) セールスプロモーション活動の充実

ウェブエージェント・キャリア・大手旅行会社とのタイアップ，旅行会社担当者向けの研修旅行の実施と誘致，及び修学旅行の誘致に努める。

④ アジアからの外国人観光客の誘客促進

i) 認知度の向上

長崎県が日本国内の大都市と比べて認知度が低い現状を踏まえ，テレビドラマや映画のロケ誘致等によって，認知度を向上させていく。

ii) 上海航路の活用

アジアとの直接的な交通アクセス確保に有益な上海航路の周知促進を図るとともに、同航路を活用したツアー商品の造成支援や情報発信に取り組む。

iii) 海外からのチャーター便の誘致

交通アクセスを補完するために、長崎空港を利用するチャーター便を誘致するほか、他県と連携したチャーター便の誘致に積極的に取り組む。

iv) アジアを中心に旅行市場の成熟度、ニーズに応じた国別の誘致戦略

韓国、中国、台湾、香港、タイ・シンガポールなどの新興市場について誘客拡大を図るとともに、企業・団体等のコンベンションなどのMICEの誘致に積極的に取り組む。

v) アジアからの若人 10 万人誘客の推進（修学旅行等）

中国については教育旅行や修学旅行を通じてリピーターとして期待できる若年層の誘致を推進するとともに、中国を含むアジア地域から年間 10 万人を超える若人の誘致を目指す。

vi) クルーズ客船の誘致と受入体制の強化

国内外のクルーズ船の誘致に積極的に取り組むとともに、増加が見込まれるアジアクルーズの受入拡大に向けた体制の強化に取り組む。

vii) 外国人の受入環境の整備・向上

4 カ国語表記の観光案内板の整備や外国語音声案内装置の導入など外国人向け観光コンテンツの整備促進、宿泊施設や観光施設の従業員に対する外国語研修への参加促進、及び通訳案内士への研修実施など、外国人観光客の受入体制を整備するための取組を総合的に展開する。

viii) 国や他県と連携した誘致促進

長崎県の認知度の向上や誘客促進のため、国、九州観光推進機構、他県と連携した誘致促進に取り組む。

⑤ 地域の魅力をネットワークする広域連携の促進

i) 九州内外他地域等との連携推進

外国人観光客の大幅な増加を目指して国が主導して取り組んでいる「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を活用した情報発信等に努める（ビジット・ジャパン・キャンペーンの活用）。

また、九州各県が共同して九州への入込み客の増加に取り組む九州観光推進機構の活動強化に取り組むとともに（九州観光推進機構での取組の促進）、アジア地域からの外国人観光客誘致にあたっての北部九州各県での連携を進める（他県等との連携）。

ii) 県内での連携促進

地域が広域に連携して行うテーマ性を持った観光ルートの設定や広域観光ルートの開発・整備や情報発信などの観光振興の取組を支援する（広域連携で進める観光振興への支援）。

また、広域に連携した観光振興の取組を進めるため、広域団体・協議会等の組織の設置を推進するとともに、広域団体等が取り組む広域観光ルートの開発・整備等の活動を支援する（観光協会等の連携推進）。

さらに、観光立国の実現に向けて国が進める観光圏整備の取組に関し、県内で国の補助を受けて進める観光圏整備事業について、県の上乗せ支援を行う。

(4) 観光振興の目標及び実績

2011年からの5年間の観光振興基本計画の目標値及び実績は、以下の表記載のとおりである。外国人延べ宿泊者数は若干目標値を下回っているものの、その他の目標項目については、いずれも目標値を上回っており、十分評価できる。

目標項目	基準年	基準値	目標年	目標値	実績
延べ宿泊者数 (県観光統計)	H21	594万人	H27	700万人 (18%増加)	705万人 (18.7%増加)
観光消費額 (県観光統計)	H21	2,325億円	H27	2,720億円 (17%増加)	3,817億円 (64.2%増加)
観光客実数 (観光入込客実数) (県観光統計)	H21	2,219万人	H27	2,463万人 (11%増加)	2624万人 (18.3%増加)
外国人延べ宿泊者数 (宿泊旅行統計)	H21	21.7万人	H27	75万人	74万5000人
コンベンション参加者数 (上段；年平均 下段；累計)	H17 ～H21	23.6万人 (118万人)	H23 ～H27	49.6万人 (248万人)	55万人 (277万人)
国内外のクルーズ客船入 港数	H21	58隻	H27	100隻	180隻

### 第3 平成27年度実施の主要事業

事項名	平成27年度 支出済額 (千円)	内容
指導事務費	8,554	観光行政指導経費
観光連盟助成費	44,997	(一社)長崎県観光連盟の運営費助成に要する経費
東京観光物産センター費	2,175	東京観光物産センターの維持、運営に要する経費
広域観光共同宣伝事業	65,044	(一社)九州観光推進機構及び各県との共同宣伝事業の実施に要する経費
長崎県フィルムコミッション (撮影誘致支援)事業	7,099	映画やテレビ番組等の映像作品の制作やロケーション活動に対する支援
「ひかりと祈り 光福の街 長崎」キャンペーン事業	38,300	平成25年度に選定した新たな観光テーマ「ひかりと祈り 光福の街 長崎」を前面に打ち出し、世界遺産候補と絡めた情報発信を強化するとともに、夜型観光、宿泊滞在型観光を促進
修学旅行誘致対策事業	8,506	長崎県への修学旅行を誘致するため、各学校・旅行代理店に対し、修学旅行用資料の提供、直接訪問によるPR、現地視察招聘を実施
コンベンション誘致推進事業	21,497	コンベンション誘致における首都圏での説明会、セールス、現地視察招聘、市町に対する開催助成等
食と観光の融合による観光拡大推進事業	7,354	食と各地域の観光資源を融合させた観光活性化推進のため、各地域における「食」の取り組みと連携した基幹イベントの実施等
県内観光地周遊促進対策事業	19,801	県内周遊(ワンモアステイ)を促進するため、首都圏等発地での着地型観光の情報発信、2つの世界遺産候補等を活用した2泊以上の旅行商品の造成支援などを実施
長崎誘客拡大支援事業 【H26 経済対策補正】	745,256	旅行者者に対し、旅行会社(ネット系含む)を通じて、旅行宿泊プラン等に係る費用の一部を支援することにより、県内各地における宿泊客の増加及び観光消費額の拡大を促進
長崎デスティネーションキャンペーン推進事業 【H26 経済対策補正】	36,626	平成28年秋に開催するJRデスティネーションキャンペーンを効果的に展開するため、官民一体となった協議会に加え、県・市町が連携した観光地づくりの体制を構築するとともに、顧客ニーズを捉えた「着地型商品」の磨き上げを行い、効果的な情報発信を実施
大型客船誘致促進プロジェクト推進事業	48,243	国内外クルーズ客船の誘致促進による観光客数の増加を図るとともに、新たな寄港地観光コースの開発など、受入態勢の充実・強化のための取組を実施

海外新テーマ型旅行誘致拡大事業	14,440	海外の各市場における影響力の大きい観光関係事業者とタイアップし、訴求力のある新たなテーマ型旅行や旅行スタイルを提案することにより、潜在的な旅行需要を喚起し、本県への誘客を促進
「明日の世界遺産」海外誘客対策事業	5,134	「長崎の教会群」や「産業革命遺産」の世界遺産登録の動きと連動し、効果的な情報発信を行うことにより、巡礼ツアーの誘致拡大、本県の認知度向上を図るとともに、来るべき世界遺産登録に備えて、受入態勢の整備を実施
外国人観光客受入環境整備推進事業 【H26 経済対策補正】	41,126	2つの世界遺産登録や外国人観光客の増加に対応し、民間施設等における外国人観光客の受入環境の整備を支援するとともに、より戦略的なインバウンド対策を推進
国際観光ステージアップ事業 【H26 経済対策補正】	26,771	東アジアを中心に急増する個人観光客、首都圏を訪れる外国人や在住欧米人等に対する誘致対策を展開
ディスカバー長崎海外誘客対策事業費 【H26 経済対策補正】	30,307	海外の各市場で訴求力が高いと思われる観光資源・観光素材を外国人観光客が利用しやすいメニューとして構築し、観光素材重視の情報発信を実施し、外国人観光客の誘致を促進
亜熱帯植物園等施設管理運営事業	68,370	亜熱帯植物園の施設管理運営等に要する経費
世界遺産受入体制整備促進事業	10,617	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録を見据え、各地域の課題を解決し受入体制整備を図るとともに、県内周遊の仕組みづくりを推進
長崎県総おもてなし運動推進事業	7,966	長崎県総おもてなし運動推進会議の活動支援を行うとともに、学校教育や事業者等と連携した県民のおもてなし活動推進啓発事業や、民間団体等が実施するバリアフリー観光情報発信等の取組への支援を実施
観光地の魅力創出・集客力アップ対策事業	735	観光地の魅力や集客力アップを図るための地域が取り組む観光まちづくりプロジェクトへの支援と、旅行商品開発のためのセミナーの開催
世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業【H27 経済対策補正】	48,673	世界遺産登録等により国内外から観光客が増加しているこの機を捉えて、更なる観光消費額拡大につながる国内外からの富裕層の取り込みを積極的に展開し、本県観光のブランド力向上及び観光産業の活性化・高度化を推進

## 第4 指摘事項・意見の概要，分析等

### 1 指摘事項・意見の概要

本監査によって指摘する事項及び意見の概要は，以下のとおりである。なお，詳細は，「Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論」に記載する。

#### (1) 広域観光共同宣伝事業

##### ア 指摘事項

なし。

##### イ 意見

###### ① 日本観光振興協会に対する負担金について

日本観光振興協会に対する負担金は，長崎県観光キャンペーン事業とは別に予算措置を講じることが望ましい。

###### ② 日本観光振興協会九州支部に対する負担金について

日本観光振興協会九州支部に対する負担金は，長崎県観光キャンペーン事業とは別に予算措置を講じることが望ましい。

#### (2) 長崎県総おもてなし運動推進事業

##### ア 指摘事項

なし。

##### イ 意見

###### ① 補助金実施要綱の内容について

バリアフリーツアー推進事業補助金実施要綱において，現地調査の規定を設けることが望ましい。

###### ② 活動指標について

活動指標としては，県内全ての小中学校におけるおもてなし運動（おもてなし6か条の活用や挨拶の実施運動等）の推進割合等，県民総参加のおもてなし運動の推進という目的に適ったより対象範囲の広いものとするのが望ましい。

###### ③ 成果指標について

「おもてなし満足度」に関するアンケートを行うなどして，「おもてなし満足度」を成果指標とすることが望ましい。

(3) 世界遺産受入体制整備促進事業

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

① 補助金実施要綱の内容について

世界遺産受入体制整備促進事業補助金実施要綱において、現地調査の規定を設けることが望ましい。

② 成果指標について

活動指標をガイド養成講座開催数とするのであれば、事業群評価調書の成果指標もガイドの育成数や登録数など受入体制の整備にかかわるものにする方が望ましい。

(4) 世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

① 成果指標について

周遊（散策）マップの配布数や配布場所など、配布に関するものを成果指標にすることが望ましい。

② 事業の分類について

ホテルコンシェルジュ配置実証事業と交通機関等での情報発信強化や世界遺産と近傍の周遊コースの創り込みに関する事業は、別の事業として分類することが望ましい。

(5) 「ひかりと祈り 光福の街 長崎」キャンペーン事業

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

① 成果指標について

事業の成果指標としては、例えば、定期的に行っているのであれば参加数の増加など、事業自体の成果が一定程度うかがわれるものであることが望ましい。

(6) 県内観光地周遊促進対策事業

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

① 成果指標について

成果指標としては、活動指標（事業群評価調書によれば県内新聞への広告掲載件数）に対応したものであることが望ましい。

② 事業効果の検証について

事業実施後の検証を十分に行い、問題点や課題を明らかにし、より適した改善策を考慮することが望ましい。

(7) 長崎誘客拡大支援事業

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

長崎誘客拡大支援事業費補助金実施要綱第4条第1項の規定は、そのただし書きにおいて、状況報告をしなくてよい場合を規定している点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項に反している。今後補助金実施要綱を策定する際には留意することが望ましい。

(8) 長崎デスティネーションキャンペーン推進事業

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

なし。

(9) 長崎県フィルムコミッション（撮影誘致支援）事業

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

なし。

(10) 修学旅行誘致対策事業

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

① 活動指標について

実際に修学旅行担当者に対して説明を行った数（件）を活動指標の一つ又は内訳として挙げるのが望ましい。

② 成果指標について

事業効果の検証のためには、2～3年前の活動指標とリンクさせるような新たな成果指標を検討するのが望ましい。

③ 教育旅行担当者の研修旅行誘致に関する検証について

旅行代理店の社員研修は、本来、当該旅行代理店が自らの費用で行うべきものであることからすれば、その効果を検証するための指標等が必要と思われる。

④ 教育旅行担当者の研修旅行誘致活動について

制度を使ってセールスを行うとすれば、広く周知を図ることが望ましい。

(11) コンベンション誘致推進事業

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

① 補助金実施要綱について

長崎県コンベンション開催助成事業補助金実施要綱において、現地調査の規定を設けるのが望ましい。

(12) 食と観光の融合による観光拡大推進事業

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

なし。

(13) 海外新テーマ型旅行誘致拡大事業

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

① 事業評価の検証について

更なる外国人延べ宿泊者数の増加を図る事業とするためにも、目標値

と実績値の差異の検証を行うことが望ましい。

(14) 「明日の世界遺産」海外誘客対策事業

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

なし。

(15) 外国人観光客受入環境整備推進事業

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

① 補助金実施要綱について

外国人観光客受入環境整備推進事業補助金実施要綱を長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱と同様、「概算払請求書の提出をもって実施状況報告書に代えることができる」旨の規定に改正することが望ましい。

② チェックリストについて

現地調査を実施したのであれば、実施要綱上のチェックリストのみならず、全庁共通のチェックリストにもその旨のチェックを忘れずに行うことが望ましい。

③ 活動指標と成果指標について

たとえば、活動指標を助成件数とし、成果指標を外国語表記等に関する外国人観光客の満足度、あるいは宿泊施設等における外国語表記等の設置率などとし、実質的な効果検証が可能となる指標を設定することが望ましい。

④ 事業評価の検証の方法について

多言語表記、外国語音声案内、外国語パンフレット、外国語 HP、免税手続の整備、外国語放送受信設備についても、公共交通事業者、宿泊施設等への聴き取り、HP 調査等により設置率を把握するなど効果検証の方法が検討されることが望ましい。

(16) 国際観光ステージアップ事業

ア 指摘事項

なし。

イ 意見  
なし。

(17) ディスカバー長崎海外誘客対策事業

ア 指摘事項  
なし。

イ 意見  
なし。

(18) 大型客船誘致促進プロジェクト推進事業

ア 指摘事項

① 補助金実施要綱について

長崎の離島寄港クルーズ促進事業補助金実施要綱第4条の規定は、状況報告につき任意規定となっている点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項に反しており、改正すべきである。

イ 意見

① 長崎の離島寄港クルーズ促進事業補助金実施要綱における補助対象経費の記載について

長崎の離島寄港クルーズ促進事業補助金実施要綱又は別表1に、補助金の1回当たりの交付上限として、「補助対象経費を上限とする」旨を記載することが望ましい。

② 長崎県クルーズ振興協議会（クルーズながさき）の助成金について

「クルーズ客船チャーターインセンティブ助成金」、「クルーズ客船入港インセンティブ助成金」、及び「クルーズ客船誘客プロモーション助成金」については、県の補助金とすることが望ましい。

③ 長崎県クルーズ振興協議会（クルーズながさき）の繰越金について

クルーズながさきへの負担金を分割払いすること等により、クルーズながさきの繰越金が過剰とならないように管理することが望ましい。

(19) 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金

ア 指摘事項  
なし。

イ 意見

① 補助金実施要綱について

一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金実施要綱を長崎県文化

観光国際部関係補助金等交付要綱と同様、「概算払請求書の提出をもって実施状況報告書に代えることができる」旨の規定に改正することが望ましい。

## 2 指摘事項・意見の分析等

以上の指摘事項・意見について、これを「Ⅰ 包括外部監査の概要」で述べた4つの監査視点に沿って、以下整理する。

### (1) 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画との関係・整合性

#### ア 長崎県観光振興条例との関係・整合性

長崎県観光振興条例との関係・整合性に関する指摘事項又は意見は、1つも存在しなかった。

監査を行った全ての事業が、同条例の目的、基本理念、及び基本理念に合致しており、同条例に基づく施策となっていた。行政は、条例を含む法令に基づいて具体的な施策を執行するものである以上、具体的な施策が条例に基づいていることは当然のことであるが、今後もこれまでと同様に常に意識していただきたい。

#### イ 長崎県観光振興基本計画（2011－2015）との関係・整合性

また、長崎県観光振興基本計画（2011－2015）との関係・整合性に関する指摘事項又は意見も、1つも存在しなかった。

長崎県では、長崎県観光振興条例に基づき観光振興基本計画を策定して事業展開していくこととされているところ、監査を行った全ての事業が長崎県観光振興基本計画（2011－2015）を達成するための適切な一翼を担っていた。

### (2) 各事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

以下の表のとおり、各事業が関係法令等に準拠して適正になされているか、特に補助金事業について各事業の補助金実施要綱の内容が適正か、及び補助金の支出・使用が補助金実施要綱に準拠しているかという点に関して、指摘事項は1事業1事項、意見は7事業（又は補助金）8事項であった。

指摘事項又は意見を述べた9事項のうち、4事項は現地調査に関するものであり、4事項は状況報告に関するものであった。そこで、以下に現地調査及び状況報告に関して整理して述べる。

ア 現地調査について

(ア) 前提となる考え方

現地調査に関しては、まず、長崎県補助金等交付規則において、以下の規定が存在する。

<長崎県補助金等交付規則第 14 条>

(補助金等の額の確定)

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

この長崎県補助金等交付規則の規定は、補助事業等が完了（又は廃止）しその事業等の実績報告がなされた後、補助金等の交付額の確定前に行われる現地調査の規定であって、その目的・趣旨は、補助事業等の成果が交付決定の内容等に適合するかどうかを判断し交付額の適正な確定を行うことにある。

また、この長崎県補助金等交付規則上の現地調査は、あくまで「必要に応じて」行われるものである。

他方、監査対象事業のうち、補助事業が行われている事業は 10 事業あり、このうち補助金実施要綱に現地調査の規定が存在する事業は 4 事業である（但し、複数の事業にまたがって交付されている一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金は 1 事業と考える）。これら 4 事業名と、かかる補助金実施要綱の現地調査に関する規定の内容は、以下のとおりである。

事業名	補助金名	補助金実施要綱の規定内容
世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業	広域周遊・滞在型観光創出事業補助金	県は、事業の適正な執行を確保するため、原則として現地調査を行う。 (要綱第 9 条第 1 項)
長崎誘客拡大支援事業	長崎誘客拡大支援事業費補助金	県は、事業の適正な執行を確保するため、原則として現地調査を行う。 (要綱第 7 条第 1 項)
外国人観光客受入環境整備推進事業	外国人観光客受入環境整備推進事業補助金	県は、事業の適正な執行を確保するため、原則として現地調査を行う。 (要綱第 15 条第 1 項)
	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金	県は、事業の適正な執行を確保するため、原則として現地調査を行う。 (要綱第 7 条第 1 項)

以上のとおり、現地調査の規定が存在する補助金実施要綱においては、いずれも「県は、事業の適正な執行を確保するため、原則として現地調査を行う。」と規定されている。

すなわち、補助金実施要綱では、前述した長崎県補助金等交付規則とは異なり、現地調査を行うべき期間について何ら規定されていない。

しかし、いずれの補助金実施要綱においても、その第 1 条において、「補助金の交付について、長崎県補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる」旨規定されていることに鑑みると、これら補助金実施要綱で定める現地調査は、長崎県補助金等交付規則に定める「実績報告がなされた後、交付額の確定前」の期間以外において、「事業の適正な執行を確保するために」行う趣旨であると考えられるべきである。そして、事業の実施途中に現地調査を行うことは現実的ではないことから、かかる補助金実施要綱における現地調査の規定は、事業終了後（交付額の確定後）に行う趣旨であると思料する。

また、長崎県補助金等交付規則においては、「必要に応じて行なう現地調査等」と規定されており、現地調査は必要に応じて行う手段の 1 つにすぎない。

これに対して、いずれの補助金実施要綱でも現地調査は「原則として行う」旨規定されており、現地調査は事業の適正な執行を確保するために原則として行うべきものとされている。

すなわち、長崎県補助金等交付規則における現地調査と、各補助金実施要綱における現地調査とは、以上のように同一のものではなく、その性質を異にしているものと考えられる。

#### (イ) 監査結果

以上を前提に、各補助事業における現地調査について整理すると、以下のとおりとなる。

まず、補助金実施要綱に現地調査の規定が存在する場合には、その規定に従って現地調査を行うべきであり、現地調査を行っていない場合には指摘事項となる。しかし、監査を実施した事業のうち、このように補助金実施要綱に現地調査の規定が存在するにもかかわらず現地調査を行っていない事業はなかった。

また、仮に、補助金実施要綱に現地調査の規定が存在しなかったとしても、事業の適正な執行を確保するために事業終了後（交付額確定後）の現地調査をすべき事業については、補助金実施要綱に現地調査の規定

を設けた上で、実際に現地調査を行うべきである。

この点、県は、補助金実施要綱に現地調査の規定が存在していないが現地調査の必要性が存在する事業については、いずれも現地調査を行っていた。このような事業については、県が現地調査の必要性を認め、実際にも現地調査を行っている以上、補助金実施要綱において現地調査の規定を設けておくことが望ましい。かかる意見を述べた事業が3事業存在した。

## イ 状況報告について

### (ア) 前提となる規則及び要綱の規定

状況報告に関しては、まず、長崎県補助金等交付規則において、以下の規定が存在する。

#### <長崎県補助金等交付規則第11条第1項>

(状況報告等)

補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

また、観光振興課が所属する文化観光国際部には、以下の補助金等交付要綱が存在する。

#### <長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条>

(状況報告等)

補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないとするときは、この限りでない。

3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

他方、監査対象事業のうち、補助事業が行われている事業（又は補助金）は10事業あり、これら10事業に関する補助金実施要綱の状況報告に関する規定の内容は、以下のとおりである。

事業名	補助金名	補助金実施要綱の規定内容
長崎県総おもてなし運動推進事業	バリアフリー推進事業補助金	規則第11条第1項による報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書（様式第4号）により行うものとする。（要綱第4条）
世界遺産受入体制整備促進事業	世界遺産受入体制整備促進事業補助金	規則第11条第1項による報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書（様式第7号）により行うものとする。（要綱第6条）
世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業	広域周遊・滞在型観光創出事業補助金	規則第11条第1項による報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書（様式第6号）により行うものとする。（要綱第5条）
長崎誘客拡大支援事業	長崎誘客拡大支援事業費補助金	規則第11条第1項による報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書（様式第4号）により行うものとする。ただし、知事が必要でないと認めるときは、この限りでない。（要綱第4条第1項）
コンベンション誘致推進事業	長崎県コンベンション開催助成事業補助金	規則第11条第1項による報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書（様式第5号）により行うものとする。（要綱第5条）
食と観光の融合による観光拡大推進事業	食と観光の融合による取組支援事業補助金	規則第11条第1項による報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書（様式第4号）により行うものとする。（要綱第4条）
海外新テーマ型旅行誘致拡大事業	中国市場企業報奨旅行等促進補助金	要綱に規定なし
外国人観光客受入環境整備推進事業	外国人観光客受入環境整備推進事業補助金	規則第11条第1項による報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書（様式第4号）により行うものとする。（要綱第10条第1項）
大型客船誘致促進プロジェクト推進事業	長崎の離島寄港クルーズ促進事業補助金	規則第11条第1項の規程による状況報告を必要に応じて、県は補助対象者に対して求めることができる。（要綱第4条）
	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金	規則第11条第1項による報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書（様式第4号）により行うものとする。（要綱第4条第1項）

## (イ) 監査結果

長崎県補助金等交付規則第11条第1項に定める「別の定めるところにより」とは、遂行状況の報告の方法を別に規定することを許容しているのみであって、状況報告を行わなくても構わない場合を定めることができるという趣旨ではない。ましてや、規則より下位の規範である要綱において、遂行状況の報告をしなくてもよい場合を定めることは許されない。

この点、長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条は、その第1項において、遂行状況の報告の方法を「実施状況報告書」の提出と定めた上、その第3項において「概算払請求書」の提出によって「実施状況報告書」に代えることができる旨規定している。これは、あくまで遂行状況の報告の方法を具体的に定めただけであるから、長崎県補助金

等交付規則第 11 条第 1 項の趣旨に沿うものである。また、「概算払請求書」には状況報告が求められることから、「概算払請求書」を提出すれば、実質的に実施状況報告を行ったことになる以上、この点からしても長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第 5 条の規定は、長崎県補助金等交付規則第 11 条第 1 項の趣旨に沿うものである。

しかし、各補助金事業の実施要綱において、遂行状況の報告を行わなくてもよい例外的な場合を規定することは、要綱の上位規範である長崎県補助金等交付規則に反することは明らかである。この観点から指摘事項となった事業が 1 つ存在した。

また、補助金実施要綱では、「概算払請求書」の提出をもって「実施状況報告書」の提出に代えられる旨の規定が存在しないにもかかわらず、実際には「概算払請求書」の提出をもって状況報告とみなしている事業が 2 つ存在した。

しかし、そもそも、各補助金実施要綱と長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱は、規範としては「要綱」という同位のものである。にもかかわらず、両要綱の規定に齟齬があることは好ましい状態ではない。

各補助金事業において、状況報告を概算払請求書で代えることが相当であると考えるのであれば、各補助金実施要綱を長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱と同様、「概算払請求書の提出をもって実施状況報告書に代えることができる」旨の規定に改正することが望ましい。この観点から意見を述べた事業が 2 つ存在した。

今後は、規則と要綱の関係をこれまで以上に意識した要綱の策定を行っていただきたい。

事業名	指摘事項	意見
長崎県総おもてなし運動推進事業		バリアフリーツアー推進事業補助金実施要綱において、現地調査の規定を設けることが望ましい。
世界遺産受入体制整備促進事業		世界遺産受入体制整備促進事業補助金実施要綱において、現地調査の規定を設けることが望ましい。
長崎誘客拡大支援事業		長崎誘客拡大支援事業費補助金実施要綱第4条第1項の規定は、そのただし書きにおいて、状況報告をしなくてよい場合を規定している点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項に反している。今後補助金実施要綱を策定する際には留意することが望ましい。
コンベンション誘致推進事業		長崎県コンベンション開催助成事業補助金実施要綱において、現地調査の規定を設けることが望ましい。
外国人観光客受入環境整備推進事業		外国人観光客受入環境整備補助金要綱を長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱と同様、「概算払請求書の提出をもって実施状況報告書に代えることができる」旨の規定に改正することが望ましい。
外国人観光客受入環境整備推進事業		現地調査を実施したのであれば、実施要綱上のチェックリストのみならず、全庁共通のチェックリストにもその旨のチェックを忘れずに行うことが望ましい。
大型客船誘致促進プロジェクト推進事業		長崎の離島寄港クルーズ促進事業補助金実施要綱又は別表1に、補助金の1回当たりの交付上限として、「補助対象経費を上限とする」旨を記載することが望ましい。
大型客船誘致促進プロジェクト推進事業	長崎の離島寄港クルーズ促進事業補助金実施要綱第4条の規定は、状況報告につき任意規定となっている点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項に反しており、改正するべきである。	
一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金		観光連盟補助金実施要綱を長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱と同様、「概算払請求書の提出をもって実施状況報告書に代えることができる」旨の規定に改正することが望ましい。

### (3) 支出が適法かつ妥当に行われているか

以下の表のとおり、会計処理、特に支出が適法かつ妥当に行われているかという点に関する指摘事項は存在せず、意見は2事業4事項であった。

会計処理、特に県費を投入する支出については、地方公共団体に対する信頼維持の観点からもより明確性・透明性が求められており、できる限り誰からも疑義を抱かれないような、できれば県民に対して容易に説明可能な処理でなければならない。

県も会計処理の適法性・妥当性の重要性については十分認識しているものと思われるが、今後もより一層明確性・透明性のある処理に努めてもらいたい。

なお、監査を行った全ての事業において、負担金や外部委託が行われている場合の支出等は適正になされていた。

今後も同様に適正な処理が行われるよう期待したい。

事業名	指摘事項	意見
広域観光共同宣伝事業		日本観光振興協会に対する負担金は、長崎県観光キャンペーン事業とは別に予算措置を講じることが望ましい。
広域観光共同宣伝事業		日本観光振興協会九州支部に対する負担金は、長崎県観光キャンペーン事業とは別に予算措置を講じることが望ましい。
大型客船誘致促進プロジェクト推進事業		「クルーズ客船チャーターインセンティブ助成金」、「クルーズ客船入港インセンティブ助成金」、及び「クルーズ客船誘客プロモーション助成金」については、県の補助金とすることが望ましい。
大型客船誘致促進プロジェクト推進事業		クルーズながさきへの負担金を分割払いすること等により、クルーズながさきの繰越金が過剰とならないように管理することが望ましい。

#### (4) 適正な管理が行われているか

以下の表のとおり、各事業において適正な管理が行われているかという点に関して、指摘事項は存在せず、意見は8事業15事項であった。

意見を述べた15事項のうち、「補助金事業の報告は適切に行われているか」という点に関する意見は存在せず、15事項の全てが「各事業の効果の検証が適切に行われているか」という点に関する意見であった。

特に、活動指標又は成果指標といった事業効果の検証のための指標に関する意見が10事項となっている。

各事業の効果の検証を適切に行うためには、活動指標や成果指標自体が適切なものである必要があることは言うまでもない。成果指標は、事業又は事業群の目的がどの程度達成したのかを端的に把握することができるものでなければならない。また、活動指標は、事業又は事業群の目的達成のために最も重要となる活動が指標となっている必要がある。事業群での評価を行う場合には、このような指標を設定すること自体が簡単ではないことは十分理解できるところであるが、できる限り上記のような指標を設定するよう努力

していただきたい。

各事業の効果の検証を適切に行って初めて、その事業が次の事業に活かされ、県民にとってより有益な事業となるのである。各事業ではなく事業群としての評価となっていること自体は妥当であるが、事業ごとの検証もより一層十分行っていただきたい。

事業名	指摘事項	意見
長崎県総おもてなし運動推進事業		活動指標としては、県内全ての小中学校におけるおもてなし運動（おもてなし6か条の活用や挨拶の実施運動等）の推進割合等、県民総参加のおもてなし運動の推進という目的に適ったより対象範囲の広いものとするのが望ましい。
長崎県総おもてなし運動推進事業		「おもてなし満足度」に関するアンケートを行うなどして、「おもてなし満足度」を成果指標とすることが望ましい。
世界遺産受入体制整備促進事業		活動指標をガイド養成講座開催数とするのであれば、事業群評価調査の成果指標もガイドの育成数や登録数など受入体制の整備にかかわるものにする方が望ましい。
世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業		周遊（散策）マップの配布数や配布場所など、配布に関するものを成果指標にすることが望ましい。
世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業		ホテルコンシェルジュ配置実証事業と交通機関等での情報発信強化や世界遺産と近傍の周遊コースの創り込みに関する事業は、別の事業として分類することが望ましい。
「ひかりと祈り 光福の街長崎」キャンペーン事業		事業の成果指標としては、例えば、定期的に行っているのであれば参加数の増加など、事業自体の成果が一定程度うかがわれるものであることが望ましい。
県内観光地周遊促進対策事業		成果指標としては、活動指標（事業群評価調査によれば長崎県内への広告掲載件数）に対応したものであることが望ましい。
県内観光地周遊促進対策事業		事業実施後の検証を十分に行い、問題点や課題を明らかにし、より適した改善策を考慮することが望ましい。
修学旅行誘致対策事業		実際に修学旅行担当者に対して説明を行った数（件）を活動指標の一つ又は内訳として挙げるのが望ましい。
修学旅行誘致対策事業		事業効果の検証のためには、2～3年前の活動指標とリンクさせるような新たな成果指標を検討することが望ましい。
修学旅行誘致対策事業		旅行代理店の社員研修は、本来、当該旅行代理店が自らの費用で行うべきものであることからすれば、その効果を検証するための指標等が必要と思われる。
修学旅行誘致対策事業		制度を使ってセールスを行うとすれば、広く周知を図ることが望ましい。
海外新テーマ型旅行誘致拡大事業		更なる外国人延べ宿泊者数の増加を図る事業とするためにも、目標値と実績値の差異の検証を行うことが望ましい。

外国人観光客受入環境整備推進事業		たとえば、活動指標を助成件数とし、成果指標を外国語表記等に関する外国人観光客の満足度、あるいは宿泊施設等における外国語表記等の設置率などとし、実質的な効果検証が可能となる指標を設定することが望ましい。
外国人観光客受入環境整備推進事業		多言語表記、外国語音声案内、外国語パンフレット、外国語HP、免税手続の整備、外国語放送受信設備についても、公共交通事業者、宿泊施設等への聴き取り、HP調査等により設置率を把握するなど効果検証の方法が検討されることが望ましい。

(5) 補足

なお、今回監査を行った事業については、指摘事項、意見ともに数が少ないと思われる。

人は、宣伝や整備された環境に惹かれて観光を行うばかりではなく、個人の人々の様々な思いによって観光を行う面も大きい。また、観光客を誘致する事業は、その事業単体で効果が計れるものでもなく、全ての観光事業が一体として効果を生む面も大きい。よって、観光事業は、そもそも検証が難しい事業であり、ゆえに経済性・効率性・有効性について監査を行うことも難しく、そのために指摘事項、意見ともに数が少なくなっているものと思料する。

しかし、指摘事項、意見ともに数が少ないということは、それだけ県が適正に観光行政を行っていることの証左でもある。

長崎県は、豊富な観光資源を有する観光立県である。これからも、その豊富な観光資源を活かし、県民がより豊かになるように不断の努力を続けていただきたい。

### Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

以下に、各事業ごとに結果報告及び報告に添えた意見を述べる。

#### 第1 広域観光共同宣伝事業

##### 1 事業概要

事業目的・内容	一般社団法人九州観光推進機構及び各県と共同して宣伝事業を実施する。
事業期間	平成17年度～継続
事業費	平成27年度実績 65,044,000円
事業対象	九州観光推進機構、大手旅行会社等

##### 2 平成27年度事業内容

###### (1) 観光関係団体

下記の観光関係団体の会員となり、これらの観光関係団体のネットワークを使って情報収集や情報発信を行った。

- ① 一般社団法人九州観光推進機構
- ② 公益社団法人日本観光振興協会
- ③ 独立行政法人国際観光振興機構
- ④ 日韓海峡沿岸広域観光協議会

###### (2) 長崎県観光キャンペーン事業

一般社団法人長崎県観光連盟（以下、「長崎県観光連盟」という。）と協定し、長崎県の観光キャンペーンを全国各地で行った。

##### 3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画（2011-2015）との関係・整合性

###### (1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

###### ア 目的

広域観光共同宣伝事業は、観光関係団体を通じて情報発信を行うこと、又は大手旅行会社とのタイアップによるキャンペーンを実施すること等

により、本県への観光客の誘致促進を図り、宿泊者数の増加を図る。これによって観光客が増加すれば、「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資すること」は間違いなく、同条例の目的に適うものである。

#### イ 基本理念

広域観光共同宣伝事業は、上記のとおり、観光関係団体のネットワークを利用して情報発信を行うこと、又は大手旅行会社等とタイアップしてキャンペーンを行う事業であり、その結果、本県への観光客を誘客するものである。

よって、同条例第3条（基本理念）に規定する「安心して快適に観光を楽しむ」ものであり、同条例に定める基本理念に合致する。

#### ウ 基本方針

広域観光共同宣伝事業は、同条例第9条（施策の基本方針）に規定する「国内及び海外からの観光客の誘致を促進すること」に該当しており、同条例に定める基本方針に合致している。

### (2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として「地域の魅力をネットワークする広域連携の促進」が掲げられている。そして、この「地域の魅力をネットワークする広域連携の促進」の中の「九州内外他地域等との連携推進」の項目において、「九州観光推進機構での取組の促進」として、「九州各県が共同して九州への入込み客の増加に取り組む九州観光推進機構の活動強化に取り組む」と記載されている。

また、同じく「地域の魅力をネットワークする広域連携の促進」の中の「県内での連携推進」の項目においては、「観光協会等の連携推進」として、「広域に連携した観光振興の取組を進めるため、観光協会等が連携して広域団体・協議会等の組織を設置することを推進するとともに、広域団体・協議会等が取り組む広域観光ルートの開発・整備や誘致客の活動を支援」と記載されている。

上記（1）アに記載した「目的」とおり、本事業は、観光関係団体や大手旅行業者等を利用して情報発信を行うことにより、観光客の誘客による県内消費の拡大等に取り組むこととしており、基本計画を具体化したものである。

よって、本事業は、基本計画の中で適切な一翼を担っているといえる。

#### 4 支出が適法かつ妥当に行われているか

##### (1) 平成 27 年度の支出

(単位：円)

<勘定科目>	<支出額>
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	0
旅費	600,000
需用費	292,000
役務費	383,000
委託料	0
使用料	1,034,000
補助金・負担金	62,735,000
合計	65,044,000

負担金については、以下に詳述するが、その他の科目について特段支出に問題は見当たらなかった。

(2) 負担金について

ア 負担金の概要

(単位 ; 円)

負担金名	交付先	目的・内容	執行額
九州観光推進機構負担金	(一社)九州観光推進機構	九州における魅力ある観光地づくりと国内・海外観光客等の九州への誘客を推進し、観光産業の振興と九州経済の発展に寄与することを目的として、次の事業を行う。 1. 九州観光戦略の推進 2. 地域観光事業の支援 3. 観光関係団体との連携 4. 観光事業に係る調査研究 5. その他当法人の目的を達成するために必要な事業	34,738,000
日本観光振興協会負担金	(公社)日本観光振興協会	観光事業に関する中核機関として、観光旅行の安全の確保、利便性の増進及び容易化等のために必要な事業を行うことにより、国民の健全な観光旅行の普及発達及び観光事業の健全な発展を図り、あわせて国際観光の振興を促し、内外にわたる観光交流の発展等を通じて、国民生活、文化、及び経済、並びに地域の向上発展に寄与するとともに、国際親善に資することを目的とする。	821,000
日本観光振興協会九州支部共同宣伝事業負担金	(公社)日本観光振興協会九州支部		200,000
観光情報システム負担金	(公社)日本観光振興協会		200,000
国際観光振興協会負担金	(独法)国際観光振興機構	海外における観光共同宣伝、外国人観光客に対する観光案内その他外国人観光客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。	740,000
日韓海峡沿岸広域観光協議会負担金	日韓海峡沿岸広域観光協議会	日韓海峡沿岸地域を結ぶ広域観光ルートの開発及び広告宣伝を韓国南部地域一市三道(釜山広域市、慶尚南道、全羅南道、済州特別自治道)と共同で実施することにより、両地域への誘客促進と両地域間の相互交流の促進を図ることを目的とする。	1,693,000
キャンペーン事業負担金	(一社)長崎県観光連盟	長崎県の観光キャンペーンを全国各地で行い、宿泊観光客の拡大を目的とする。	24,343,000
計			62,735,000

イ 負担金の内容及び支出が適正か

(ア) 一般社団法人九州観光推進機構への負担金について

i) 一般社団法人九州観光推進機構について

一般社団法人九州観光推進機構(以下、「九州観光推進機構」という。)は、「一般社団法人九州観光推進機構定款」に基づき設立されている。

九州観光推進機構は、「九州における魅力ある観光地づくりと国内・海外観光客等の九州への誘客を推進し、観光産業の振興と九州経済の発展に寄与すること(定款第2条)」を目的としており、この目的を達成するため、次の事業を行うこととしている(定款第2条)。

- (1) 九州観光戦略の推進
- (2) 地域観光事業の支援
- (3) 観光関係団体との連携
- (4) 観光事業に係る調査研究
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

また、九州観光推進機構は、同法人の目的に賛同して入会した地方公共団体、企業及び団体が正会員となって組織されている(定款第6条)。

ii) 負担金について

九州観光推進機構の負担金は、定款第8条第1項において、「正会員又は賛助会員は、総会で定める額の会費又は負担金を支払わなければならない。本条の会費又は負担金は、正会員については一般法人法第27条に規定する経費とする。」と規定されており、九州観光推進機構の会員である長崎県が、九州観光推進機構の経費を負担することについて疑義はない。

また、前述したとおり、九州観光推進機構の目的および事業が、広域観光共同宣伝事業の目的とほぼ合致しているため、九州観光推進機構に対する負担金の支出は、妥当であるといえる。

(イ) 公益社団法人日本観光振興協会への負担金について

i) 公益社団法人日本観光振興協会について

公益社団法人日本観光振興協会(以下、「日本観光振興協会」という。)は、「公益社団法人日本観光振興協会定款」に基づき設立されている。

日本観光振興協会は、「観光事業に関する中枢機関として、観光旅行の安全の確保、利便性の増進及び容易化等のために必要な事業を行うことにより、国民の健全な観光旅行の普及発達及び観光事業の健全な発展を図り、あわせて国際観光の振興を促し、内外にわたる観光交流の発展等を通じて国民の生活、文化及び経済並びに地域の向上発展に寄与するとともに、国際親善に資すること（定款第4条）」を目的としており、この目的を達成するため、次の事業を行うこととしている（定款第5条）。

- (1) 観光に関する提言及び関係機関等への要請
- (2) 観光に対する理解の促進及び啓発・広報宣伝
- (3) 観光資源の保護、保存、開発及び利用の促進
- (4) 観光地及び観光ルートの整備・形成並びに観光振興による地域の活性化の促進
- (5) 国民の観光旅行及び外国人観光旅客の来訪の促進等観光交流の促進
- (6) 観光の振興に寄与する人材の育成
- (7) 観光に関わるサービスの改善及び向上並びに利便の増進
- (8) 観光に関する調査、研究並びに情報の収集及び提供
- (9) 観光に関する統計の整備
- (10) 観光に関する資料の刊行
- (11) 地域における観光の振興及び地域の活性化に関する事業の円滑な実施を確保するための資金の造成及び運営
- (12) その他本会の目的を達成するのに必要な事業

また、日本観光振興協会は、観光に関係ある事業を行う者又は本会の目的及び趣旨に賛同して会員になろうとする者によって組織されている（定款約第6条）。

## ii) 負担金について

日本観光振興協会の負担金は、定款第8条第1項において、「会員は、毎事業年度会費を納入しなければならない。」と規定されており、日本観光振興協会の会員である長崎県が、日本観光振興協会の会費を納入することについて疑義はない。

また、前述したとおり、日本観光振興協会の目的および事業が、広域観光共同宣伝事業の目的とほぼ合致しているため、日本観光振興協会に対する負担金の支出は、妥当であるといえる。

(ウ) 独立行政法人国際観光振興機構への負担金について

i) 独立行政法人国際観光振興機構について

独立行政法人国際観光振興機構（以下、「国際観光振興機構」という。）は、「独立行政法人国際観光振興機構法」（以下、「機構法」という。）に基づき設立されている。

国際観光振興機構は、「海外における観光宣伝，外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより，国際観光の振興を図ること（機構法第3条）」を目的としており，この目的を達成するため，次の業務を行うこととしている（機構法第9条）。

- (1) 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝を行うこと
- (2) 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営を行うこと
- (3) 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第十一条第一項の規定により通訳案内士試験の実施に関する事務を行うこと
- (4) 国際観光に関する調査及び研究を行うこと
- (5) 国際観光に関する出版物の刊行を行うこと
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと
- (7) 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)第十一条に規定する業務を行うこと

ii) 国際観光振興機構の賛助団体について

長崎県は，国際観光振興機構の賛助団体として賛助金を支出している。

国際観光振興機構は，国からの運営費交付金のほか，賛助団体からの賛助金も活動財源となっており，インバウンド・ツーリズム振興への持続的な取り組みのため，賛助団体から支援を受けている。

そして，国際観光振興機構の賛助団体は，地方公共団体，観光関連団体，民間企業などから構成されている。

国際観光振興機構は，賛助団体に対し，世界 14 都市にある海外事務所のネットワークを活かして，海外への PR による地域やサービスの認知度向上や，海外セールスによるネットワーク構築，また，訪日旅行市場に関する情報提供など，トータルにサポートを行っている。

iii) 負担金について

国際観光振興機構の賛助団体への賛助金は、地方公共団体の場合は行政区分、民間企業の場合はカテゴリー（業界・業種）・事業規模・受益の程度などを考慮して負担することとされており、国際観光振興機構の賛助団体である長崎県が、賛助金を負担することについて疑義はない。

また、前述したとおり、国際観光振興機構の目的および事業が、広域観光共同宣伝事業の目的とほぼ合致しているため、国際観光振興機構の賛助団体としての賛助金の支出は、妥当であるといえる。

(エ) 日韓海峡沿岸広域観光協議会への負担金について

i) 日韓海峡沿岸広域観光協議会について

日韓海峡沿岸広域観光協議会（以下、「日韓海峡沿岸協議会」という。）は、「日韓海峡沿岸広域観光協議会規約」に基づき設置されている。

日韓海峡沿岸協議会は、「日韓海峡沿岸地域を結ぶ広域観光ルートの開発及び広告宣伝を韓国南部地域一市三道（釜山広域市、慶尚南道、全羅南道、済州特別自治道）と共同で実施することにより、両地域への誘客促進と両地域間の相互交流の促進を図ること（規約第2条）」を目的としており、この目的を達成するため、次の事業を実施することとしている（規約第3条）。

- (1) 日韓海峡沿岸地域を結ぶ広域観光ルートの開発に向けた共同研究に関する事
- (2) 北部九州三県及び山口県と韓国南部地域共同観光共同宣伝に関する事
- (3) その他、協議会の目的達成のための必要な事業

また、日韓海峡沿岸協議会は、福岡県、佐賀県、長崎県及び山口県の観光主管課長によって組織されている（規約第4条）。

ii) 負担金について

日韓海峡沿岸協議会の負担金は、規約第7条において、「協議会の会議に必要な経費は、構成員で協議して負担するものとする。」と規定されており、日韓海峡沿岸協議会の構成員である長崎県が、日韓海峡沿岸協議会の経費を負担することについて疑義はない。

また、前述したとおり、日韓海峡沿岸協議会の目的および事業が、

広域観光共同宣伝事業の目的とほぼ合致しているため、日韓海峡沿岸協議会に対する負担金の支出は、妥当であるといえる。

(オ) 長崎県観光キャンペーン事業負担金について

i) 事業目的・業務内容等

長崎県と長崎県観光連盟は、長崎県観光連盟が実施する「長崎県観光キャンペーン事業」に伴う負担金の拠出に関し、次のとおり協定した。なお、かかる事業の目的は、広域観光共同宣伝事業の目的とほぼ合致しており、同事業に対する負担金の支出は、妥当であるといえる。

事業の目的	長崎県の観光キャンペーンを全国各地で行い、宿泊観光客の拡大を目的とする。（協定書第1条第1項）
業務内容	<p>業務内容は、事業計画書のとおり。（協定書第1条第2項）</p> <p>（以下、事業計画書より抜粋）</p> <p>県観光連盟では、国が実施する地域活性化・地域住民等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)を活用し、観光宿泊客の獲得に向け、消費者に対し旅行会社（ネットエージェント系も含む）を通じて旅行費用の一部を支援することにより、県内各地における宿泊者の増加、県内周遊の促進、観光消費額の拡大を目指す。また、2つの世界遺産候補「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」や「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」を活用した旅行商品造成の促進やプロモーションを実施。更には、来年実施されるJRデスティネーションキャンペーンを見据えた取り組みを図ることとし、平成27年度の事業を以下の通り進めていくものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本観光振興協会共同事業</li> <li>2. 日本観光振興協会九州支部共同宣伝事業</li> <li>3. キャンペーン推進事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 宣伝資材等の製作</li> <li>(2) 本県への観光誘致イベント等への参加</li> </ol> </li> <li>4. エージェント・キャリア対策事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) デスティネーションキャンペーン関連事業</li> <li>(2) エージェント・キャリアタイアップ対策事業</li> <li>(3) 冬季閑散期対策事業</li> </ol> </li> </ol>
事業費及び負担金	本事業に要する費用の額は、46,343,000円と予定し、長崎県が長崎県観光連盟に対して26,343,000円を負担する。（協定書第2条第1項、第2項）

ii) 収支決算書

長崎県観光連盟が県に提出した「平成 27 年度長崎県観光キャンペーン事業負担金実績報告書」に添付されている「平成 27 年度収支決算書」は次のとおりである。

< 収入の部 >

(単位：円)

	県負担金	その他負担金等	決算額
特別誘客宣伝事業	24,343,000	18,000,000	42,343,000
合計	24,343,000	18,000,000	42,343,000

< 支出の部 >

(単位：円)

	県負担金	その他負担金等	決算額
日本観光振興協会共同事業	2,943,000	0	2,943,000
日本観光振興協会九州支部共同宣伝事業	1,400,000	0	1,400,000
キャンペーン推進事業	5,111,783	5,111,783	10,223,566
エージェント・キャリア対策事業	12,888,217	12,888,217	25,776,434
管理費	2,000,000	0	2,000,000
合計	24,343,000	18,000,000	42,343,000

iii) 負担金について

上記「支出の部」を見ると、長崎県観光連盟は、長崎県観光キャンペーン事業に係る支出を、県負担金で支出するものと、その他負担金等で支出するものとに区分している。

このうち県負担金で支出するものとして、日本観光振興協会共同事業 294 万 3000 円があるが、これは、日本観光振興協会に対する負担金である。また、日本観光振興協会九州支部共同宣伝事業 140 万円があるが、これは、日本観光振興協会九州支部に対する負担金である。

これらは、長崎県観光連盟が、日本観光振興協会の会員として負担すべき負担金であるが、長崎県観光キャンペーン事業負担金として、県が負担している。

① 日本観光振興協会に対する負担金について

日本観光振興協会に対する負担金は、前述したとおり、日本観光振興協会の会員として負担すべきものであり、その会費を納入することは何ら問題がない。

また、長崎県観光連盟が支払う負担金は、長崎県観光連盟が会員として支払う負担金であるが、実質的に県が負担すべきものと位置付けられているのであれば、これを県が負担することも理解できる。

しかし、日本観光振興協会への負担金は、長崎県観光キャンペーン事業の中での支出とされているところ、これでは、同事業が終了した場合には、日本観光振興協会への負担金を支出することができなくなってしまう。

長崎県観光キャンペーン事業が終了すれば、日本観光振興協会から脱退するというのであれば問題は生じないが、そうでない場合には、会員として支払う負担金については別科目から支出することになってしまう。このように負担金の取扱いが年度によって区々となるのは妥当ではない。

よって、長崎県観光連盟が負担する日本観光振興協会への負担金を実質的に県が負担すべきものであるならば、日本観光振興協会に対する負担金は、長崎県観光キャンペーン事業とは別に予算措置を講じることが望ましい（意見）。

② 日本観光振興協会九州支部に対する負担金について

日本観光振興協会九州支部に対する負担金は、「九州春の大観光展」への参加負担金（40万円）と、九州観光パンフレットの製作負担金（100万円）として支出されており、長崎県観光キャンペーン事業の支出として理解できる。

また、日本観光振興協会九州支部に対する負担金は、県が全額を負担している。

前述したとおり、日本観光振興協会九州支部への負担金は、会員として負担すべきものであるところ、上記日本観光振興協会に対する負担金と同様、日本観光振興協会九州支部への負担金も長崎県観光キャンペーン事業とは別に予算措置を講じることが望ましい（意見）。

(3) 外部委託について

広域観光共同宣伝事業において、外部委託は行われていない。

5 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

① 九州観光推進機構負担金

活動 指標	主な目標	説明会開催件数 (回)
	H27 目標	11
	H27 実績	18
	達成率	163%
成果 指標	主な目標	九州外国人延べ宿泊者数 (人)
	H27 目標	3,132,000
	H27 実績	5,529,320
	達成率	176%
事業の成果等		<p>複数箇所の国内外でのイベントに参加するなど各県単独での実施が難しい事業を「九州」という広域的な枠組みでの情報発信を行うことで実施しており、「九州」の窓口としての機能を果たしている。</p> <p>また、九州7県や会員企業との連携のもと、利用価値の高い情報提供を実現できている。</p>
検証及び問題点の抽出		九州広域観光周遊ルートを活用して、九州全体の魅力を海外市場に訴求するとともに、スケールメリットを活かした九州観光推進機構による情報発信により、なお、一層の誘客促進を図る。

② 長崎県観光キャンペーン事業

活動 指標	主な目標	JR 西日本のリメンバー九州とのタイアップ (回)
	H27 目標	1
	H27 実績	1
	達成率	100%
成果 指標	主な目標	JR 西日本のリメンバー九州による長崎への送客数 (人)
	H27 目標	9,324
	H27 実績	19,976
	達成率	214%
事業の成果等		リメンバー九州による総客数は、H27 年度は「ふるさと割」による消費喚起効果もあり、H26 年度の実績 (H27 年度の目標値) の 2 倍以上の送客効果が図られた。

<p>検証及び問題点の抽出</p>	<p>交通事業者とのタイアップについては、一定の負担は伴うものの確実な送客が期待できるとともに情報発信効果も大きなものがある。</p>
-------------------	---

(2) 事業評価の検証

九州観光推進機構負担金については、九州観光推進機構が九州への誘客を事業目的としているため、県は、九州への観光客増加を指標として評価している。これは、九州への観光客増加が、本県への観光客増加にどのように影響しているかを検証することが費用や方法などの面から難しいと思われることから理解できる。

しかし、県は、九州観光推進機構負担金として約 3500 万円を支出していることを考えると、九州観光推進機構への負担金支出が、本県への観光客増加にどのように影響しているかを検証することも検討してほしい。

## 第2 長崎県総おもてなし運動推進事業

(以下、「おもてなし推進事業」という。)

### 1 事業概要

事業目的・内容	長崎県総おもてなし運動推進会議の活動支援を行うとともに、学校教育機関や事業者等と連携し、県民総参加のおもてなし運動を推進する。
事業期間	平成25年度～平成27年度
事業費	平成27年度実績 7,966,000円
事業対象	県民、行政、観光関係事業者

### 2 平成27年度事業内容

#### (1) 長崎県総おもてなし運動推進会議における取組

- ① 事業者団体や地域における運動の展開、強化月間を実施した。
- ② おもてなし表彰を実施した。
- ③ 事業者を対象としたセミナーを実施した。

#### (2) 長崎県における取組

- ① 学校における学習ノートとおもてなし6か条を活用した。
- ② おもてなし協力隊認定団体の活動報告会を実施した。
- ③ 観光地等のバリアフリー情報を発信する団体への支援を実施した。

### 3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画(2011-2015)との関係・整合性

#### (1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

##### ア 目的

おもてなし推進事業は、長崎県を訪れる人に気持ちよく過ごしてもらい、長崎県に来てよかった、また来たい、と思ってもらえるようなおもてなしの心の醸成と活動の実施及びバリアフリー情報も含めた情報発信を目的としていると考えられるところ、これにより観光客、特にリピーターの増加が見込める。このような効果が発揮されれば、同条例の目的に定める「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資すること」は間違いなく、おもてなし推進事業は同条例の目的に適うものである。

## イ 基本理念

おもてなし推進事業は、前述したとおり、おもてなしの心の醸成と活動の実施及びバリアフリー情報も含めた情報発信を目的とした事業であり、これは同条例で定める基本理念の1つである「本県を訪れるすべての人々が、安心して快適に観光を楽しめるよう行われるものであること」に合致する。

## ウ 基本方針

おもてなし推進事業は、同条例で定める基本方針である「観光客へのサービスの向上その他の観光の基盤の整備を促進すること」、及び「高齢者、障害者、外国人等すべての人々が安心して快適に観光を楽しめる環境づくりを促進すること」に合致する。

### (2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として、「県民総参加と分野融合による観光の振興」が掲げられ、このための施策として「おもてなしの心の醸成」が挙げられている。

おもてなし推進事業は、まさにこの「おもてなしの心の醸成」の具体的施策であり、同事業は同基本計画の中で適切な一翼を担っている。

## 4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

### (1) 補助事業の概要（バリアフリースター推進事業）

補助金の名称	バリアフリースター推進事業補助金
交付目的	民間団体が実施する専門知識を活かしたバリアフリースターに関する取組を支援し、障がい者や高齢者等の本県への誘客を促進する。
補助事業の内容、対象経費等	障がい者や高齢者等の観光を促進するバリアフリースターの推進に要する経費のうち、次に掲げる経費 ①広域的なバリアフリースター情報を発信するホームページの作成・改修・管理運営に要する経費 ②長崎県バリアフリースター観光マップのデータ追加・修正等に要する経費 ③電話等問い合わせ対応に要する経費

	④その他，特に必要と認められる経費
補助率又は額	10 分の 10 以内
補助対象者	長崎県バリアフリーネットワーク
補助金額（平成 27 年度）	1,435,000 円

(2) 補助金実施要綱の内容

バリアフリースター推進事業補助金実施要綱においては，現地調査に関する規定が存在しない。

しかし，バリアフリースター推進事業補助金においては，事業の適正な執行を確保するために，現地調査を行うことは有効であり，実際にも，県は現地調査を行っている。

そうであれば，現地調査の意義を明確にするため，バリアフリースター推進事業補助金実施要綱においても，現地調査の規定を設けることが望ましい（意見）。

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

バリアフリースター推進事業補助金については，実施要綱に基づき適正に手続きがなされており，特段指摘すべき項目は見当たらなかった。

5 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成 27 年度における支出

(単位：円)

< 勘定科目 >	< 支出額 >
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	16,000
旅費	674,000
需用費	2,442,000
役務費	2,809,000
委託料	0
使用料	590,000
補助金・負担金	1,435,000
合計	7,966,000

関係資料を調査した結果、上記支出につき、特段問題は見当たらなかった。

(2) 平成 27 年度に交付した補助金

(単位：円)

内容	交付先	執行額
バリアフリースター推進事業補助金	長崎県バリアフリーネットワーク	1,435,000
	計	1,435,000

前述したとおり、補助金の支出に特段問題は見当たらなかった。

(3) 外部委託について

おもてなし推進事業において、外部委託は行われていない。

6 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

県による事業群評価（政策評価と同様のもの）によれば、おもてなし推進事業については、以下の評価がなされている。

活動 指標	主な目標	学習ノート活用依頼小学校数
	H27 目標	357 校
	H27 実績	357 校
	達成率	100%
成果 指標	主な目標	おもてなしを上げた小学校割合
	H27 目標	100%
	H27 実績	87%
	達成率	87%
事業の成果等		<p>「おもてなし表彰」の実施や「おもてなしフォーラム」の開催等により、県民・行政・観光関係事業者等のおもてなしに対する意識向上が図られた。</p> <p>また、教育機関との連携により、「おもてなし作文コンクール」等を実施し、子供達の「おもてなしの心」の醸成につながった。</p>
検証及び問題点の抽出		<p>「おもてなし作文コンクール」や「おもてなし表彰」の実施、「おもてなしフォーラム」の開催等により、県民・行政・民間事業者等県民総参加のおもてなし運動を展開し、おもてなしに対する意識の向上が図られたが、観光客と直に接する観光関係事業者や各団体によるおもてなしの更なる充実が求められている。</p> <p>また、バリアフリー観光に関する情報発信や相談窓口開設等に取り組んできたが、バリアフリースーツアールは増加傾向にあり、多様なニーズへの対応が十分ではない。</p>

## (2) 事業評価の検証について

### ア 活動指標について

事業群評価調書では、主要な目標として、活動指標について「学習ノート活用依頼小学校数」を掲げている。

しかし、おもてなし推進事業には、上記「2」で述べたように他の取り組みも存在し、活動指標の「学習ノート活用依頼」も依頼文書を出しただけで、それ以上のアクションがあるわけではない。また、平成 27 年度の学習ノートの作成・配布は 71 校にとどまる。さらに、事業群評価

調書の事業内容には「長崎県総おもてなし運動推進会議の活動支援を行うとともに、学校教育機関や事業者等と連携し、県民総参加のおもてなし運動の推進を図った。」とあり、事業の成果等については、「『おもてなし表彰』の実施や『おもてなしフォーラム』の開催等により、県民・行政・観光関係事業者等のおもてなしに対する意識向上が図られた。また、教育機関との連携により、『おもてなし作文コンクール』等を実施し、子供達の「おもてなしの心」の醸成につながった」とあり、直接的には「学習ノート」は取り上げられていない。

そもそも、おもてなし推進事業の目的は、学校教育機関や事業者等と連携し、県民総参加のおもてなし運動を推進することにあるところ、「学習ノート」の対象は小学校4年生から6年生までにすぎず、県民のごく一部のみしか対象になっていない。これでは、県民総参加のおもてなし運動の推進という目的に対する活動指標としての的確なものとはまでは言えない。

活動指標としては、県内全ての小中学校におけるおもてなし運動（おもてなし6か条の括用や挨拶の実施運動等）の推進割合等、県民総参加のおもてなし運動の推進という目的に適ったより対象範囲の広いものとするのが望ましい（意見）。

#### イ 成果指標について

事業群評価調書では、成果指標について「おもてなしを取り上げた小学校割合」を掲げている。

しかし、おもてなし推進事業は、学校教育機関や事業者等と連携し、県民総参加のおもてなし運動を推進することによって、最終的には、県民のおもてなし意識を向上させ、長崎県を訪れる観光客のいわゆる「おもてなし満足度」を高めることを目指しているものと思われる。

そうであるとすれば、おもてなし推進事業の成果は、観光客のいわゆる「おもてなし満足度」によって計るべきであり、「おもてなしを取り上げた小学校数」ではおもてなし推進事業の成果を計ることはできないはずである。

よって、「おもてなし満足度」に関するアンケートを行うなどして、「おもてなし満足度」を成果指標とすることが望ましい（意見）。

#### ウ おもてなしに対する意識の向上について

「おもてなし」に対する意識の向上が図られたかという点については、

極めて評価が難しいものであるが、例えば作文コンクールなどを実施することで、改めて「おもてなし」について考える機会が与えられたという点では、何の施策も実施しない状況に比べ、意識が高まっていると思われる。

また、高齢者や障害者などの利用者を対象としたバリアフリーツアーが増加傾向にあるという点では、利用者のニーズを上手く汲み取っていると思われる。

#### エ 学習ノートについて

長崎県は、小学校に対し学習ノート「今日からあなたもおもてなし名人！！」を配布している。この学習ノートは、「観光とはなんぞや」というところから説き起こし、長崎県内の観光地や料理を紹介している。大人も短時間で読むことができるものであり、内容もコンパクトで面白いことから、今後、積極的な活用が望まれる。

もっとも、小学校においては、今後、通級指導教室が拡充されたり、英語の授業が2020年から小学3年生から必修化され、小学校5年生から教科化されたりするなど、教員の負担がこれまで以上に大きくなっていくことから、その兼ね合いには留意する必要があると思われる。

### 第3 世界遺産受入体制整備促進事業

(以下, 「世界遺産受入体制事業」という。)

#### 1 事業概要

事業目的・内容	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録に向け, 誘客やガイド養成等の受入体制の向上を図る取組の支援を行い, 併せて観光地の魅力を高める。
事業期間	平成26年度～平成28年度
事業費	平成27年度実績 10,616,800円
事業対象	NPO法人長崎巡礼センター・市町・観光協会・観光ガイド団体

#### 2 平成27年度事業内容

(1) 巡礼ツアーや教会巡りなどの受入に向けた観光ガイド(スルーガイド, 地域ガイド)の育成を行った。

(2) 関係機関との連携

- ① 世界遺産受入推進協議会を実施した(市町など関係機関との連携)。
- ② 世界遺産受入整備(庁内)連携会議を実施した(長崎県庁内)。  
但し, 費用は発生していない。

#### 3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画(2011-2015)との関係・整合性

(1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

ア 目的

世界遺産受入体制事業は, 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録に向け, 誘客やガイド養成等の受入体制の向上を図る取組の支援を目的としており, 本事業によって世界遺産を訪れる観光客が増加すれば同条例の目的である「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資すること」は間違いない。

よって, 世界遺産受入体制事業は同条例の目的に適うものである。

イ 基本理念

世界遺産受入体制事業は, 長崎県の観光資源を有効活用するための体制整備を目的としており, これは同条例に定める「観光資源の保全と県民の

生活との調和に配慮しつつ、歴史、文化、自然、景観、食その他の観光資源を創意工夫を尽くして積極的に活用するよう行われるものであること」という基本理念に合致している。

#### ウ 基本方針

前述したとおり、世界遺産受入体制事業は、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録に向け、誘客やガイド養成等の受入体制の向上を図る取組の支援を目的としており、「観光の振興を担う人材の育成を促進する」という同条例に定める基本方針に合致している。

また、ガイドの養成等の受入体制が向上することによって観光地としての魅力も高まることから、「地域の歴史、文化、自然、景観、食等を活用したまちの魅力づくりを促進する」という同条例の基本方針にも合致している。

#### (2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として「県民総参加と分野融合による観光の振興」が掲げられ、そのための施策の1つとして「県民総参加での観光振興」「県民等が観光振興に取り組める機会の創出」が挙げられている。

世界遺産受入体制事業は、長崎県民がガイドとして参加・活躍することで受入体制の向上を図るものであり、これは「県民総参加での観光振興」「県民等が観光振興に取り組める機会の創出」の一翼を担うものである。

#### 4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

##### (1) 補助事業の概要（世界遺産受入体制整備促進事業）

補助金の名称	世界遺産受入体制整備促進事業補助金
交付目的	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」など、本県の歴史文化を活かした観光振興のための受入体制の確立及び誘客を図るとともに、本県の歴史文化の魅力を観光客に伝えうるガイドの育成及び育成のためのシステムの構築を図る。
補助事業の内容、対象経費等	次に掲げる事業に要する経費 (1)「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録に向け、観光客の受入体制の整備、総合案内機能及びマナー啓発等に要する経費

	(2)長崎の歴史及び文化を活かせる観光ガイドの育成や教材の作成，研究会の設置等に要する経費
補助率又は額	(1)3分の2以内（人件費については，別に定める基準による。）。ただし，予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。 (2)2分の1（市町が実施する場合は，10分の4）以内。ただし，予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。
補助対象者	(1)特定非営利活動法人長崎巡礼センター (2)大村市観光コンベンション協会，上五島ふるさとガイドの会，南島原市，五島市おもてなしガイド連絡協議会
補助金額（平成27年度）	(1)特定非営利活動法人長崎巡礼センター…8,000,000円 (2)大村市観光コンベンション協会…191,000円 上五島ふるさとガイドの会…800,000円 南島原市…74,000円 五島市おもてなしガイド連絡協議会…600,000円

## (2) 補助金実施要綱の内容

世界遺産受入体制整備促進事業補助金実施要綱においては，現地調査に関する規定が存在しない。

しかし，世界遺産受入体制整備促進事業補助金においては，事業の適正な執行を確保するために，現地調査を行うことは有効であり，実際にも，県は現地調査を行っている。

そうであれば，現地調査の意義を明確にするため，世界遺産受入体制整備促進事業補助金実施要綱においても，現地調査の規定を設けることが望ましい（意見）。

## (3) 補助金実施要綱に準拠しているか

世界遺産受入体制整備促進事業補助金については，実施要綱に基づき適正に手続きがなされており，特段指摘すべき項目は発見されなかった。

5 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成 27 年度の支出

(単位：円)

<勘定科目>	<支出額>
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	72,800
旅費	699,000
需用費	150,000
役務費	0
委託料	0
使用料	30,000
補助金・負担金	9,665,000
合計	10,616,800

関係資料を調査した結果、上記支出につき、特段問題は見当たらなかった。

(2) 平成 27 年度に交付した補助金の支出内訳 (単位；円)

内容	交付先	執行額
世界遺産受入体制整備促進事業補助金	大村市観光コンベンション協会	191,000
世界遺産受入体制整備促進事業補助金	上五島ふるさとガイドの会	800,000
世界遺産受入体制整備促進事業補助金	南島原市	74,000
世界遺産受入体制整備促進事業補助金	五島市おもてなしガイド連絡協議会	600,000
世界遺産登録へ向けた観光客受入体制強化事業	長崎巡礼センター	8,000,000
	計	9,665,000

関係資料を調査した結果、上記支出につき、特段問題は見当たらなかった。

(3) 外部委託について

世界遺産受入体制事業において外部委託は行われていない。

6 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

県による事業群評価（政策評価と同様のもの）によれば、世界遺産受入体制事業については、以下の評価がなされている。

活動 指標	主な目標	ガイド養成講座開催数
	H27 目標	15 回
	H27 実績	28 回
	達成率	186%
成果 指標	主な目標	ガイドの会（巡礼地含む）でガイドした観光客数
	H27 目標	45,000 人
	H27 実績	51,367 人
	達成率	114%
事業の成果等		個別地域のガイドや広域に跨るスルーガイド等、観光客の多様なニーズに応じたガイド養成等の受入体制整備を進めることができた。
検証および問題点の抽出		巡礼ガイド実績が増加傾向にある中、スルーガイドや地域ガイド養成講座等の開催により、ガイド数の増加やレベルアップに伴う受入体制の向上が図られた。

(2) 事業評価の検証について

ア 活動指標について

活動指標としては、ガイド養成講座開催数となっており、これについては、目標値を上回る達成率となっている。

世界遺産受入体制事業は、ガイド養成等の受入体制の向上を図る取組の支援を目的とするから、ガイド養成講座開催数を活動指標とすること自体は望ましいといえる。

イ 成果指標について

(ア) 事業群評価調書

成果指標については、事業群評価調書の場合にはガイドの会（巡礼地含む）でガイドした観光客数となっており、これについては、目標を上回る達成率を上げている。

(イ) 平成 27 年度世界遺産受入体制整備促進事業補助金実績報告書

もつとも、補助金の交付を受けた各団体の「平成 27 年度世界遺産受入

体制整備促進事業補助金実績報告書」には異なる成果指標が設定されていた。

例えば、特定非営利活動法人長崎巡礼センターでは、成果指標は、スルーガイドの育成数、地域ガイドの養成数、スキルアップ講座参加者数、ツアーの受入人数となっている。また、例えば、五島市おもてなしガイド連絡協議会では、成果指標は、世界遺産久賀・奈留コースガイド登録者数、新人ガイド養成者数、ガイドテキスト作成となっている。

#### (ウ) 成果指標の違い

事業群評価調書に記載の成果指標は観光客数であるが(上記「(ア)」)、各団体の実績報告書記載の成果指標(上記「(イ)」)については、観光客数とほぼ同義のツアーガイドの受入人数を除けば、事業群評価調書の成果指標と実績報告書の成果指標は異なる。

この違いについて、ヒアリングしたところ、事業群評価調書は、その事業全体に対する評価に関するものであることから、異なるとのことであった。

#### (エ) 成果指標として相応しいもの

活動指標は、成果指標に向けられた活動であることや、世界遺産受入体制事業が、ガイド養成等の受入体制の向上を図る取り組みの支援であることに鑑みれば、活動指標をガイド養成講座開催数とするのであれば、事業群評価調書の成果指標もガイドの育成数や登録数など受入体制の整備にかかわるものにする方が望ましい(意見)。

#### ウ 計画→実行→検証→改善のサイクル

事業効果の検証において、県はガイド数の増加や巡礼ツアー受入体制の向上が図られたと一定の評価を下す一方で、今後ますます増加が見込まれる観光客やガイドの需要につき、スルーガイド及び地域ガイドの養成・拡大は不可欠であるとの課題も認識しており、引き続き、ガイドの養成を推進していくとのことである。

観光客の受入れを増やすべくガイド養成を計画し、目標を上回るガイドを養成し、現状分析を行った上で、更なるガイド育成を推進するということから、計画→実行→検証→改善のサイクルがうまく機能しており、更なる発展が期待できる。

第4 世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業  
(以下「観光ステップアップ事業」という。)

1 事業概要

事業目的・内容	世界遺産登録等により国内外から観光客が増加しているこの機を捉えて、更なる観光消費額拡大につながる国内外からの富裕層の取り込みを積極的に展開し、あわせて長崎県観光のブランド力向上及び観光産業の活性化・高度化を推進する。
事業期間	平成27年度～平成29年度
事業費	平成27年度実績 48,673,027円
事業対象	県内宿泊施設事業者、観光関係事業者

2 平成27年度事業内容

(1) ホテルコンシェルジュ配置実証事業

欧米を中心とした海外富裕層の個人観光客をターゲットとし、これまでにない質の高いサービスを提供し、海外富裕層のリピーターの確保につなげていくための実証事業で、ホテルコンシェルジュの育成のための研修プログラムの実施を行った。

(2) 交通機関等での情報発信強化

これまで不足していた交通機関内での情報発信等を行った。

(3) 世界遺産とその近傍の観光資源（歴史・文化、自然、食など）を組み入れた周遊コースの創り込み周遊マップ等を作成した。

3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画（2011-2015）との関係・整合性

(1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

ア 目的

観光ステップアップ事業は、富裕層の取り込みを積極的に展開し、あわせて長崎県観光のブランド力向上及び観光産業の活性化・高度化を推進することを目的としており、これによって「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資する」ものであるから、同条例の目的に適うものである。

## イ 基本理念

観光ステップアップ事業は、国内外からの富裕層の取り込みを積極的に展開する事業であることから、同条例に定める基本理念の1つである「海外との交流を促進するよう行われるものであること」に合致する。

## ウ 基本方針

観光ステップアップ事業は、国内外からの富裕層の取り込みを積極的に展開する事業であることから、同条例に定める基本方針の1つである「国内及び海外からの観光客の誘致を促進すること」に合致する。

また、同事業は、ホテルコンシェルジュ育成のための研修プログラムを実施する等しており、これは同条例に定める基本方針の1つである「高齢者、障害者、外国人等すべての人々が安心して快適に観光を楽しめる環境づくりを促進すること」及び「観光関係施設の充実、観光客へのサービスの向上その他の観光の基盤の整備を促進すること」に合致する。

## (2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として、「ターゲットを明確にした国内誘客戦略の展開」が掲げられているところ、観光ステップアップ事業は富裕層をターゲットとした事業であり、同基本計画を具体化した事業である。

また、「観光振興の基本施策」として、「食と歴史・文化の魅力あふれる観光地づくり」が掲げられ、そのための施策として「観光振興の人材育成」が挙げられている。そして、観光ステップアップ事業においてはホテルコンシェルジュ育成のための研修プログラムを実施する等しており、これは上記「観光振興の人材育成」という施策を具体化したものである。

よって、観光ステップアップ事業は、同基本計画の中で適切な一翼を担っている。

4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

(1) 補助事業の概要

① 交通機関等での PR ツール政策事業

補助金の名称	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金
交付目的	長崎県観光連盟の円滑な運営と事業推進を図ることにより、観光の振興及び文化の向上に寄与する。
補助事業の内容、対象経費等	補助対象者の運営に要する経費及び観光客の誘致対策事業に要する経費のうち必要と認めるもの。
補助率又は額	10 分の 10 以内
補助対象者	一般社団法人長崎県観光連盟
補助金額（平成 27 年度）	18,720,000 円

② 広域周遊・滞在型観光創出事業

補助金の名称	広域周遊・滞在型観光創出事業補助金
交付目的	本県の観光消費額の拡大と経済効果を広く波及させるため、本県を訪れる観光客の周遊滞在の促進と地域の活性化を図る。
補助事業の内容、対象経費等	県内交通機関を活用した新たなサービス提供など、広域周遊や滞在型観光の創出に要する経費
補助率又は額	10 分の 10 以内。 ただし、予算の範囲内で知事が定める額を上限とする。
補助対象者	(ア) ながさき県北観光協議会 (イ) 大村線沿線観光活性化協議会
補助金額（平成 27 年度）	(ア) 2,946,991 円 (イ) 3,000,000 円

(2) 補助金実施要綱の内容

- ア 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金について後述する。

イ 広域周遊・滞在型観光創出事業補助金について

広域周遊・滞在型観光創出事業補助金については、広域周遊・滞在型観光創出事業補助金実施要綱（以下「広域周遊補助金実施要綱」という。）にその手続等が規定されている。

また、広域周遊補助金実施要綱第1条の趣旨も「本県を訪れる観光客の周遊滞在の促進並びに地域の活性化を図るため」とされており、長崎県観光振興条例第9条（施策の基本方針）に合致しているといえる。

なお、その他の規定についても、長崎県補助金等交付規則および長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱に従って作成されており、妥当であるといえる。

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

ア 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金について  
後述する。

イ 広域周遊・滞在型観光創出事業補助金について

広域周遊・滞在型観光創出事業補助金については、実施要綱に基づき適正に手続きがなされており、妥当であるといえる。

5 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成27年度の支出

(単位：円)

<勘定科目>	<支出額>
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	0
旅費	107,570
需用費	1,395,360
役務費	0
委託料	17,503,106
使用料	0
補助金・負担金	29,666,991
合計	48,673,027

委託料については、以下に詳述するが、その他の科目について特段支出に問題は見当たらなかった。

(2) 平成 27 年度に交付した補助金・負担金の支出内訳

ア 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金について（参考）

県が長崎県観光連盟に交付した補助金（平成 27 年度）の支出内訳（区分と精算額）は、以下のとおりである。

（単位：円）

＜区分＞	＜精算額＞
交通機関等での PR ツール制作	18,720,000
計	18,720,000

イ その他の補助金・負担金

（単位：円）

内容	交付先	執行額
広域周遊・滞在型観光創出事業補助金	ながさき県北観光協議会	2,946,991
広域周遊・滞在型観光創出事業補助金	大村線沿線観光活性化協議会	3,000,000
産業革命遺産周知にかかる協議会負担金	「九州・山口の近代化産業遺産群」推進協議会（世界遺産登録推進課再配当）	5,000,000
	計	10,946,991

上記補助金・負担金についても、関係資料を精査した結果、その支出に問題は見当たらなかった。

(3) 外部委託について

ア 外部委託の概要

(単位；円)

委託業務名	委託業務の内容	契約相手先	支出済額
ホテルコンシェルジュ配置実証事業推進業務委託	<p>① コンシェルジュ配置を希望する県内宿泊施設の募集・選定を行い、選定した施設と実証事業の協定を締結するとともに、コンシェルジュ育成のサポートを実施。実証事業を推進するにあたって、下記内容を事業参加施設に実施させる。</p> <p>i) 施設内に専用デスクを常設し、2名の従業員をコンシェルジュ候補生として配置。</p> <p>ii) 配置した候補生に対して、コンシェルジュとなるために必要な研修を実施。</p> <p>iii) 研修結果等を、「コンシェルジュブック」(研修結果報告書)として作成させ、受託者へ報告。</p> <p>② 実証事業結果をとりまとめ、取組において明らかとなった課題・問題点等を分析し、長崎県へ報告。</p>	株JTB九州長崎支店	5,846,506
「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」周辺散策ガイドマップ作成業務委託	世界遺産候補である「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の平成28年度中の世界遺産登録を見据えた、当該資産周辺の交通結節点(駅・ターミナル・バス停等)、便益施設(駐車場・トイレ等)、その他施設(飲食・物産・史跡等)も含めた周辺情報を掲載した散策ガイドマップの作成。	株昭和堂	8,683,200
「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」周辺散策ガイドマップ用パンフレットラック作成業務委託	上記ガイドマップ用のスタンドラックの製作。	株昭和堂	942,840
エリア別・テーマ別長崎県観光パンフレット作成業務委託	平成27年11月に旅行会社向けに作成し非常に評価が高かった、長崎ステーションキャンペーンガイドブックをエリア別(「長崎・西彼」、「諫早・大村・島原・東彼」、「佐世保・平戸・松浦」、「長崎の島エリア(壱岐・対馬・五島列島)」)、およびテーマ別(「明治日本の産業革命遺産を中心とする産業遺産」、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」、「ひかりと祈り」、「食」)の計8種類への分冊化。	JR九州エージェンシー(株)	984,960
平成27年度”祈りと学びの旅”巡礼ガイドブック改訂業務委託	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録を見据えた、平成25年度に作成された巡礼ガイドブックの改訂。	株JTB九州長崎支店	1,045,600
		計	17,503,106

イ 外部委託の契約内容及び支出が適正か

① ホテルコンシェルジュ配置実証事業推進業務委託について

契約については、一般競争入札により株式会社 JTB 九州長崎支店が落札している。これは地方自治法第 234 条 1 項に沿った契約手続であり、妥当と判断される。

また、契約の相手方については、入札公告において、「長崎県財務規則第 97 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。」とされている。

ここで、落札額は、県が算定した予定価格の制限の範囲内に収まっており、相手方の選定及び契約金額についても妥当な手続がなされている。

② 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」周辺散策ガイドマップ作成業務委託について

契約については、一般競争入札により株式会社昭和堂が最低価格により落札している。これも上記①と同様、地方自治法に沿った手続であり、妥当と判断される。

なお、落札額は、県が算定した予定価格の範囲内に収まっている。

しかしながら、県財務規則においては、「最低制限価格」というものが以下のとおり規定されている。

<長崎県財務規則第 98 条（最低制限価格）>

契約担当者は、（地方自治法施行）令第 167 条の 10 第 2 項に規定する最低制限価格を設ける場合には、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額をくだらない範囲内において定めなければならない。

(1) 工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合

第 97 条（予定価格）の規定により決定した予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た金額

(2) 工事又は製造を除く請負の契約を締結しようとする場合

知事が別に定める金額

2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、第 97 条に規定する予定価格に併記しなければならない。

3 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札をした者は失格とし、再度入札に参加できないものとする。

ここで、落札額は予定価格の 3 分の 2 相当額を下回っていた。

であれば、最低制限価格を設けた場合は、上記長崎県財務規則第 98

条第1項第1号の規定の適用を受ける、つまり、入札額が予定価格の3分の2相当額を下回った場合は落札できないということになるが、本事業の入札公告においては、最低制限価格は設けないと明記されていることから、当該規定の適用は受けないことになる。

そこで県では、落札価格が予定価格の3分の2相当額を下回った場合には、再度、落札者との間で業務内容の認識に誤りがないか擦り合わせを行い、誤りがなければその落札価格での契約を締結することとしている。

本事業においても、落札者との業務内容の確認並びに観光振興課内での協議・検討を行った上で契約を締結しているため、手続は妥当と考えられる。

③ 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」周辺散策ガイドマップ用パンフレットラック作成業務委託について

契約については、1者見積による随意契約となっている。なお、当該パンフレットラックは、上記②の「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」周辺散策ガイドマップ専用のパンフレットラックであるため、契約者は上記②と同じく株式会社昭和堂となっている。

県が作成した随意契約検討シートによれば、随意契約に至った理由は以下のとおりとされている。

サイズ、デザイン等の仕様を「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」周辺散策ガイドマップに合わせたスタンドラックを作成する必要があるが、作成の基となるガイドマップについては、現在作成中であり、県への納品も平成28年3月25日（金）を期日とする契約となっている。観光客の利用促進を図るため、納品後に速やかに関係各所へ配置する必要があるが、他の業者に委託するとなるとデザイン統一等の必要性からガイドマップの納品後の発注となることから大幅に遅れが生じてしまうこと、コンセプトやイメージの伝達が困難であること等からガイドマップ作成業務委託業者に委託することが望ましいと考えられることから(株)昭和堂と契約する。

ここで、一般競争入札および指名競争入札のいずれにもよらず、随意契約により委託契約を締結する場合は、その手続きにつき、地方自治法施行令および長崎県財務規則において明確に定められていることから、以下、整理する。

地方自治法及び地方自治法施行令、並びに長崎県財務規則における「随意契約」に関する規定は次のとおりである。

<地方自治法第 234 条第 1 項・第 2 項（契約の締結）>

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 売買，貸借，請負その他の契約は，一般競争入札，指名競争入札，随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。 |
| 2 | 前項の指名競争入札，随意契約又はせり売りは，政令で定める場合に該当するときに限り，これによることができる。    |

<地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号・第 2 号（随意契約）>

- |   |   |
|---|---|
| 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は，次に掲げる場合とする。 |   |
| 1   | 売買，貸借，請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては，予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。 |
| 2   | 不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。                    |

<地方自治法施行令別表第 5（抜粋）>

工事又は製造の請負	2,500,000 円
財産の買入れ	1,600,000 円
物件の借入れ	800,000 円
財産の売払い	500,000 円
物件の貸付け	300,000 円
前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

<長崎県財務規則第 105 条の 2（随意契約の限度額）>

工事又は製造の請負	2,500,000 円
財産の買入れ	1,600,000 円
物件の借入れ	800,000 円
財産の売払い	500,000 円
物件の貸付け	300,000 円
前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

<長崎県財務規則第 106 条第 1 項・第 2 項（見積書の徴取等）>

- |   |
|---|
| <p>1 （地方自治法施行）令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号，第 3 号から第 9 号までの規定により随意契約によろうとするときは，2 人以上の者の見積書を徴しなければならない。ただし，次の各号に掲げる場合は，1 人の者の見積書をもって代えることができる。</p> <p>(1) 1 件の予定価格が 30 万円を超えないもの（物品の購入，委託及び物件の売払いの場合を除く。）</p> <p>(2) 1 件の予定価格が 3 万円を超えない物件の売払い</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか，契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合</p> <p>2 （地方自治法施行）令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約によろうとするときは，契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により特定された 1 人の者から見積書を徴しなければならない。ただし，物品の買入れ又は修繕の場合において，指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者が 1 人又はいないときは，2 人以上の者から見積書を徴することができるものとする。</p> |
|---|

本事業におけるパンフレットラックの作成は，長崎県財務規則第 105 条の 2（随意契約の限度額）「前各号に掲げるもの以外のもの」に区分されており，随意契約の限度額は 100 万円であるところ，予定価格は限度額内に収まっている。

したがって，地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項により随意契約が可能である。

また，随意契約検討シートより，パンフレットとパンフレットラックについてデザインを統一する必要がある，かつ，納期までの日程もタイトであることから，長崎県財務規則第 106 条第 1 項第 3 号における「契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合」に該当すると考えられる。

よって，1 者見積による随意契約が可能となることから，関係法令に沿った妥当な手続であるといえる。

④ エリア別・テーマ別長崎県観光パンフレット作成業務委託について

契約については，1 者見積りの随意契約により JR 九州エージェンシー株式会社と締結している。

県が作成した随意契約検討シートによれば，随意契約に至った経緯は以下のとおりである。

当業務は、本県への誘客促進を図ることを目的として、旅行会社向けに作成し非常に評価が高かった長崎デスティネーションキャンペーンガイドブック（平成 27 年 11 月制作）をエリア別（「長崎・西彼」、「諫早・大村・島原・東彼」、「佐世保・平戸・松浦」、「長崎の島エリア（壱岐・対馬・五島列島）」、及びテーマ別（「明治日本の産業革命遺産を中心とする産業遺産」、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」、「ひかりと祈り」、「食」）の計 8 種類に分冊化し、一部新たな観光素材も加えた上で、一般旅行者にも本県の観光情報を届けることとしている。

なお、当ガイドブックの製作・編集にあたっては、公募型プロポーザルにより受託した JR 九州エージェンシー株式会社が実際に現地を赴き 4 か月間にわたって情報収集を行い制作した経緯があり、同社はガイドブックに掲載されている情報以外にも県内観光情報について十分なストックを所持している。

今回の分冊化によるパンフレットデータ制作にあたっては、短期間で延べ、144 ページの紙面制作が必要であるうえ、ガイドブックに掲載した観光素材説明を一般旅行者向けに再編集することも必要となる。したがって、直前に県内各地の観光情報を収集し、当ガイドブックを制作した JR 九州エージェンシー株式会社に当業務を委託することにより、短期間で、事業目的に沿ったデータ制作が可能となることに加え、現地取材が一切不要となることにより、制作費用の削減が図られる。

したがって、長崎県財務規則第 106 条第 1 項第 3 号により、JR 九州エージェンシー株式会社への 1 者見積とする。

本事業におけるパンフレットデータ制作は、長崎県財務規則第 105 条の 2（随意契約の限度額）「前各号に掲げるもの以外のもの」に区分されており、随意契約の限度額は 100 万円であるところ、予定価格は限度額の範囲内に収まっている。

したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項により随意契約が可能である。

また、一般競争入札および指名競争入札によらず、随意契約とした経緯についても上記の通り、短期間で事業目的に沿ったデータ作成が可能になる等の理由により業者を選定したとされている。

これはやむを得ない理由に該当すると判断されることから、長崎県財務規則第 106 条第 1 項第 3 号に従った手続である。

ゆえに、1 者見積による随意契約が可能となることから、関係法令に沿った妥当な手続であるといえる。

- ⑤ 平成 27 年度“祈りと学びの旅”巡礼ガイドブック改訂業務委託について  
契約については、1 者見積りの随意契約により株式会社 JTB 九州長崎支店  
と締結している。

県が作成した随意契約検討シートによれば、随意契約に至った経緯は以下のとおりである。

本ガイドブックは、平成 25 年度の官民協働事業の中で、協議会の構成委員である（株）JTB 九州長崎支店が中心となって作成を行った（グループ企業である（株）JTB コミュニケーションズ九州が請け負って作成。）ものである。また、ガイドブックは県から仕様を示して作成されたものではなく、当初から協議会の現地視察に JTB 九州及び JTB コミュニケーションズ九州が同行取材をし、協議会委員が示した大まかな構成をもとに JTB 九州及び JTB コミュニケーションズ九州が詳細を作り上げたものである。なお、年度末の事業終了に伴い著作権は長崎県へ無償譲渡された。

今回、ガイドブックデータの改訂に際し、全体的なデザイン・構成等を壊さずに改訂を行う必要があるため、また、観光客増加が見込まれる GW 前には作成する必要があるため、短期間での業務となるため、契約相手方は協議会構成委員であり、詳細な文章校正・原データを作成した JTB グループの窓口である（株）JTB 九州長崎支店とする。

本事業における巡礼ガイドブック改訂は、長崎県財務規則第 105 条の 2（随意契約の限度額）「前各号に掲げるもの以外のもの」に区分されており、随意契約の限度額は 100 万円であるところ、予定価格は限度額の範囲内に収まっている。

したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項により随意契約が可能である。

また、一般競争入札および指名競争入札によらず、随意契約とした経緯についても上記の通り、全体的なデザイン・構成等を壊さずに改訂を行う必要があること、さらに、GW 前の完成を前提とした短期間での業務となることが目的であることを考慮すると、詳細な文章校正・原データを作成した株式会社 JTB 九州長崎支店に委託する方が、一般競争入札を実施するよりも適しているといえる。

これは、長崎県財務規則第 106 条第 1 項第 3 号のやむを得ない理由に該当すると判断されることから、1 者見積りによる随意契約が可能である。

したがって、関係法令に沿った妥当な手続であるといえる。

6 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

県による事業群評価（政策評価と同様のもの）によれば，観光ステップアップ事業については，以下の評価がなされている。

ア ホテルコンシェルジュ配置実証事業

活動 指標	主な目標	ホテルコンシェルジュ育成対象者数(人)
	H27 目標	6 人
	H27 実績	4 人
	達成率	66%
成果 指標	主な目標	ホテルコンシェルジュ育成対象者一人あたりの研修実施回数
	H27 目標	8 回
	H27 実績	5.5 回
	達成率	68%
事業の成果等		2施設4名のコンシェルジュ候補生を配置し，各種研修（県外実地研修，県内観光地視察，外部ネットワークづくり，座学研修等）を行うことにより，ホテルコンシェルジュ育成に寄与した。
検証および問題点の抽出		<p>平成 27 年度事業の実施について，国交付金採択が年度後半（11 月）となったことにより，事業期間が短く，それに伴い事業参加施設募集の周知が十分にできなかった。そのため，募集結果は 2 施設に留まり，ホテルコンシェルジュ育成対象者数は 4 名となった（目標 6 名）。</p> <p>平成 27 年度事業実績報告や事業実施後のヒアリングにおける，ホテルコンシェルジュとしてのサービススキルや外部とのネットワークの不十分さ等の課題を踏まえ，インバウンド富裕層のリピーター獲得に向けた更なるスキルアップに加え，長崎ならではの高付加価値サービスを習得する必要性を認識している。</p>

イ 交通機関等での情報発信強化、世界遺産と近傍の周遊コースの創り込み

活動 指標	主な目標	周遊（散策）マップの作成数（種類）
	H27 目標	8 回
	H27 実績	10 回
	達成率	125%
成果 指標	主な目標	宿泊者の観光消費額（億円）
	H27 目標	2018 億円
	H27 実績	2101 億円
	達成率	104%
事業の成果等	<p>本県への誘客拡大及び周遊促進を図るため、エリア別・テーマ別の 8 種類を作成し、また、新たな集客が期待できる「知られざる観光素材」の魅力を再発掘し訴求するショートムービーを制作する。また、大手旅行雑誌社とのタイアップにより、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を中心とした観光地等を、県内の公共交通機関を利用した「モデルコース」として紹介するガイドブックを作成した。さらに、各地域に存在する世界遺産の魅力やストーリーを楽しむとともに、その地域ならではの歴史・文化、自然、食などの魅力を満喫しながら不便なく周遊できるマップ等を作成するなど、本県の周遊促進のためのツール制作により、観光客（宿泊客）増加に寄与することができた。</p>	
検証および問題点の抽出	<p>誘客拡大及び周遊促進を図るため、エリア別・テーマ別のパンフレットの制作とともに、大手旅行雑誌社とのタイアップにより、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を中心とした観光地等を、県内の公共交通機関を利用した「モデルコース」として紹介するガイドブックを作成した。さらに、各地域に存在する世界遺産の魅力やストーリーを楽しむとともに、その地域ならではの歴史・文化、自然、食などの魅力を満喫しながら不便なく周遊できるマップ等を作成するなど、本県の周遊促進のためのツール制作により、観光客（宿泊客）増加に寄与した。</p>	

## (2) 事業評価の検証について1 (ホテルコンシェルジュ配置実証事業)

### ア 活動指標及び成果指標について

活動指標は、ホテルコンシェルジュ育成対象者数となっている。また、成果指標は、研修実施回数となっている。

この点、ホテルコンシェルジュ配置実証事業は、長崎県内の宿泊施設にコンシェルジュを配置して質の高いサービスを提供し、富裕層のリピーターを増やすことが最終的な目的なのであるから、活動指標を研修実施回数、成果指標をホテルコンシェルジュ育成対象人数ないし育成数とする方がわかりやすいと思われる。

もっとも、ヒアリングを行ったところ、本事業は平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年の事業であり、育成対象者が研修で培ったスキルやノウハウをまとめた「コンシェルジュブック」の作成及びこれを長崎県内の宿泊事業者等に配布して長崎県内におけるコンシェルジュ配置を拡大することも目的としているとのことであった。

この観点からすると、「コンシェルジュブック」の内容を充実させるため、3 か年でできるだけ多くの研修を受けてもらい、スキルやノウハウを蓄積することが成果となることから、ホテルコンシェルジュ育成対象者数を活動指標とし、研修回数を成果指標とすることも理由はあるといえる。

この点、活動指標については、6 人の目標に対し、4 人の実績であることから、達成率は 66%に過ぎなかった。

しかし、国交付金採択が年度後半(11月)となったことにより、事業期間が短く、それに伴い事業参加施設募集の周知が十分にできなかったという事情に鑑みれば、達成率が 66%であるとしてもやむを得ないと言える。

### イ 一般県民の目線から

ホテルコンシェルジュ配置実証事業は、結果的に言えば、2 施設 4 人のホテルコンシェルジュを配置するために、約 584 万円を投入した事業である。一人あたり 146 万円の育成費用がかかっている。

一般県民の目線から検討すると、本来ホテルコンシェルジュの育成・配置は個々の宿泊事業者が自らの費用で行うべきものであること、一人あたりの育成費用が多額であること、ホテルコンシェルジュ配置のリピーターの確保という経済的効果は第一次的には当該宿泊事業者にもたらされることなどからすれば、ホテルコンシェルジュ配置実証事業を多額の税金を使ってまで行うべきであるかについては、疑問の余地もある。

しかし、ホテルコンシェルジュ配置実証事業が実証事業であることや、

応募の形式をとっており長崎県内の宿泊事業者であれば応募自体は可能であること、ホテルコンシェルジュとなった宿泊事業者の意識が変わっているということや、富裕層のリピーターが二次的にもたらす経済的効果を考慮すると、野心的な取り組みとして許容されるものとする。

平成 28 年度以降も実施されるようであるが、上記のような疑問を持つ一般県民も一定数存在すると思われることから、事業の成果を長崎県全体にフィードバックできるような報告や仕組みを作ることが望ましいところ、3 か年を通じた目標として「コンシェルジュブック」の作成とこれを長崎県内の宿泊事業者等に配布して長崎県内におけるコンシェルジュ配置の拡大を行うということであった。

3 か年にわたり多額の費用を投じる以上、必ず実現していただきたい。

### (3) 事業評価の検証について 2 (交通機関等での情報発信強化, 世界遺産と近傍の周遊コースの創り込み)

#### ア 活動指標について

活動指標は周遊(散策)マップの作成数(種類)となっているところ、観光ステップアップ事業は、長崎県観光のブランド力向上及び観光産業の活性化・高度化の推進を目的としていることからすれば、ブランド力向上や観光産業の活性化等につながる周遊(散策)マップの作成は、活動指標として適切であると言える。

平成 27 年度の目標が 8 種類であるのに対し、実績は 10 種類、達成率 125% となっており、十分な活動がなされたと言える。

#### イ 成果指標について

成果指標は「宿泊者の観光消費額」となっているが、この成果指標はより上位の観光事業そのものの成果指標とはなるものの、観光ステップアップ事業自体の成果指標としては適切とまではいえない。

この点、ヒアリングによれば、マップを作成することにより世界遺産の周辺の店舗等にも立ち寄ることになり、消費額が増えることになり、地域の活性化が図れることから、成果指標として「宿泊者の観光消費額」は適切であるとのことであった。

しかし、宿泊場所はマップ記載の場所周辺には限られないこと、また、マップを使うのは宿泊客に限られないことからすれば、「宿泊者の観光消費額」は、周遊(散策)マップの作成数(種類)という活動の成果として、関連はするものの、周遊(散策)マップを作成したことによって宿泊者の

観光消費額が増えたという直接的な因果関係があるとまでは言えない。

長崎県観光のブランド力向上及び観光産業の活性化・高度化の推進を促進するという目的からすれば、周遊（散策）マップの配布数や配布場所など、配布に関するものを成果指標にすることが望ましい（意見）。

#### （４）事業の分類について

ホテルコンシェルジュ配置実証事業と交通機関等での情報発信強化や世界遺産と近傍の周遊コースの創り込みに関する事業は、事業群評価調書の記載場所が違っていることから分かるように、異なる性質の事業が観光ステップアップ事業としてまとめられている。

事業や事業にかける思考の効率化という観点からは、別の事業として分類することが望ましい（意見）。

第5 「ひかりと祈り 光福の街 長崎」キャンペーン事業  
(以下「ひかりと祈り事業」という。)

1 事業概要

事業目的・内容	世界新三大夜景に認定された長崎の夜景や「長崎の教会群」等の世界遺産（候補）に関心が高まっていることを契機に、「ひかりと祈り」を主要なテーマとした本県観光の魅力を県外に向けて発信することにより、年間を通じた誘客の底上げを推進する。
事業期間	平成26年度～平成28年度
事業費	平成27年度実績 38,300,031円
事業対象	首都圏，関西圏，名古屋圏，及び福岡都市圏の住民，旅行会社及び旅行雑誌等のメディア

2 平成27年度事業内容

(1) 長崎県外における展開

① 講演会の開催

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界文化遺産への本登録を見据え、同遺産のストーリーや県内各地に息づく「祈りある暮らし」を印象深く訴求する講演会を開催した（東京，名古屋，大阪）。

② PRツールの制作・改修

世界とともに歩んできた長崎のストーリーを印象深く訴求するコンテンツである「長崎ハーモニー」（動画）の多言語化（英語，中国語，韓国語）を行った。

(2) 長崎県内における展開

① 長崎水辺の森公園周辺のライトアップイルミネーションの実施

「長崎ロマンティックイルミネーション」として、長崎水辺の森公園周辺，長崎県美術館，出島ワーフにおいてライトアップイルミネーションを実施した。

② 星空写真展の開催

浦上天主堂において、建物の壁面等をスクリーンにして画像等を投影する屋外型スライドショーを実施した。

(3) 長崎県観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」の運用

平成 27 年度の「明治日本の産業革命遺産」の世界登録や映画「母と暮らせば」の公開等に合わせた特集ページの作成や、世界遺産（候補）を巡るモデルコースの作成等を行った。

(4) 観光統計・マーケティング

統計調査や年 10 回程度のインターネット調査を実施した。

3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画（2011-2015）との関係・整合性

(1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

ア 目的

ひかりと祈り事業は、長崎県内の「ひかりと祈り」に関する観光資源の充実を図り、首都圏、関西圏、福岡都市圏等の市場に効果的に発信していくことにより、年間を通じた誘客の底上げを推進することを目的としており、これは「地域社会の活性化及び本県経済の発展」に資する。

よって、ひかりと祈り事業は、同条例の目的に適う。

イ 基本理念

ひかりと祈り事業は、長崎県内の「ひかりと祈り」に関する観光資源を活用しようとするものであることから、同条例に定める基本理念の 1 つである「観光資源を創意工夫を尽くして積極的に活用するよう行われるものであること」に合致する。

ウ 基本方針

ひかりと祈り事業は、前述したとおり、県内の「ひかりと祈り」に関する観光資源の充実を図り、首都圏、関西圏、福岡都市圏等の市場に効果的に発信していくことにより、年間を通じた誘客の底上げを推進する事業であることから、同条例に定める基本方針の 1 つである「本県の観光の魅力等の情報発信を促進する」に合致する。また、効果的に発信していく前提として観光統計やマーケティングを行っており、「観光に関する情報の収集及び統計の充実並びに観光動向の調査及びその分析を促進する」という同条例の基本方針にも合致している。

(2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

本事業は、キリスト教関連遺産に関心がある層をターゲットにしたものであり、動画やポータルサイトなど IT 等を活用した情報発信を行っており、同基本計画において「観光振興の基本施策」の1つとして掲げられた「ターゲットを明確にした国内誘客戦略」に位置づけられる。

よって、ひかりと祈り事業は、同基本計画の中で適切な一翼を担っている。

4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

(1) 補助事業の概要（「ひかりと祈り 光福の街 長崎」キャンペーン事業）

補助金の名称	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金
交付目的	長崎県観光連盟の円滑な運営と事業推進を図ることにより、観光の振興及び文化の向上に寄与する。
補助事業の内容、対象経費等	補助対象者の運営に要する経費及び観光客の誘致対策事業に要する経費のうち必要と認めるもの。
補助率又は額	10 分の 10 以内
補助対象者	一般社団法人長崎県観光連盟
補助金額（平成 27 年度）	19,506,181 円

(2) 補助金実施要綱の内容

後述する。

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

後述する。

5 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成 27 年度の支出

(単位：円)

＜勘定科目＞	＜支出額＞
報酬	4,080,000
共済費	514,000
賃金	0
報償費	0
旅費	2,007,000
需用費	278,000
役務費	371,000
委託料	11,543,850
使用料	0
補助金・負担金	19,506,181
合計	38,300,031

委託料については、以下に詳述するが、その他の科目について特段支出に問題は見当たらなかった。

(2) 平成 27 年度に交付した補助金の支出内訳（参考）

県が長崎県観光連盟に交付した補助金（平成 27 年度）の支出内訳（区分と精算額）は、以下のとおりである。

(単位：円)

＜区分＞	＜精算額＞
PR ツール作成	6,699,542
2 つの世界遺産ストーリー訴求委員会	4,141,022
長崎旅ネット強化	6,547,235
プロモーション費用	2,118,382
計	19,506,181

(3) 外部委託について

ア 外部委託の概要

(単位 ; 円)

委託業務名	委託業務の内容	契約相手先	支出済額
長崎県観光入込客統計業務委託	観光庁が実施している観光入込客統計調査において、基礎データとなる観光入込客の属性別の構成比、平均訪問地点数、観光消費額単価等を把握する。	(株)リンク	4,060,800
長崎水辺の森公園周辺イルミネーション設置業務委託	長崎市が実施するイルミネーションイベント「長崎ロマンティックイルミネーション（平成27年10月23日～同年12月27日）」と連動して、長崎水辺の森公園周辺の樹木や構造物等をイルミネーション及びライトアップするための、イルミネーション灯具等設置撤去、維持管理等に係る電気配線工事を主業務とする一切の業務を行う。	総合電機(株)	2,700,000
第1回県外観光需要調査業務委託	過去1年以内に長崎県への訪問経験のある県外在住者に対して、長崎県を訪れる要因や、長崎県内での行動などについて、インターネットリサーチを活用してアンケート調査を実施する。	(株)ネオマーケティング	416,826
ながさきアイランドキャンペーン広告効果検証業務委託	長崎県・佐賀県・福岡県在住者に対して重点的に実施した、ながさきアイランドキャンペーンの効果について、インターネットリサーチシステムを活用し、アンケート調査を実施する。	楽天リサーチ(株)	169,398
平成27年度星空写真展実施業務委託	来県する観光客等に対し、平成28年度に世界文化遺産本登録を迎える「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」のバックストーリーや県内各地に息づく「祈りある暮らし」を訴求することを目的に、屋外型の幻想的なスライドショー（星空写真展）を実施するとともに、同趣旨の取組を県内各地に拡散させ、夜型観光コンテンツの強化を図るための「星空写真展パッケージデータ」を作成する。	NPO法人復興博	950,400
県外観光需要調査業務委託（定点調査）	過去1年以内に長崎県への訪問経験のある県外在住者に対して、長崎県を訪れる要因や、長崎県内での行動などについて、インターネットリサーチを活用したアンケート調査及び調査結果の分析を実施する。	(株)ネオマーケティング	546,426
		計	8,843,850

\* 広報課への再配当 270 万円を含めると委託料科目としての支出総額は 11,543,850 円となる。

イ 外部委託の契約内容及び支出が適正か

① 長崎県観光入込客統計業務委託について

契約については、一般競争入札により株式会社リンクが最低価格により落札している。これは地方自治法第 234 条第 1 項に沿った手続であり、妥当と判断される。

なお、落札額は、予定価格の 3 分の 2 相当額を下回っている。このような場合には、県では、再度、落札者との間で業務内容の認識に誤りがないか擦り合わせを行い、誤りがなければその落札価格での契約を締結することとしている。

当該「長崎県観光入込客統計業務」にかかる委託においても、落札者との業務内容の確認並びに観光振興課内での再協議・再検討を行った上で契約を締結しているため、手続は妥当と考えられる。

② 長崎水辺の森公園周辺イルミネーション設置業務委託について

契約については、一般競争入札により総合電機株式会社が最低価格により落札している。これは地方自治法第 234 条第 1 項に沿った手続であり、妥当と判断される。

ここで、落札額は、県が算定した予定価格の範囲内に収まっており、相手方の選定及び契約金額についても妥当な手続がなされている。

③ 第 1 回県外観光需要調査業務委託について

契約については、随意契約により株式会社ネオマーケティングと締結している。

ここで、随意契約に関する規定を整理する。地方自治法施行令第 167 条の 2 において、少額な契約（予定価格が地方公共団体の規則で定める金額を超えないもの）については、一般競争入札及び指名競争入札によらず、随意契約によることができるとされている。

なお、少額な契約として地方公共団体の規則で定める額は、以下のとおりである。

<長崎県財務規則第 105 条の 2 (随意契約の限度額) >

工事又は製造の請負	2,500,000 円
財産の買入れ	1,600,000 円
物件の借入れ	800,000 円
財産の売払い	500,000 円
物件の貸付け	300,000 円
前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

つまり、上記の金額を超えないものについては、随意契約が可能ということである。

県外観光需要調査業務委託はインターネットリサーチシステムを活用したアンケート調査であることから、随意契約の限度額は「前各号に掲げるもの以外のもの」に該当し、100 万円である。

予定価格は 100 万円以内であったことから、限度額の範囲内に収まっており、随意契約とした手続は妥当である。

また、随意契約による場合においても、見積書の徴取は必要とされており、長崎県財務規則においては、以下のように規定されている。

<長崎県財務規則第 106 条第 1 項 (見積書の徴取等) >

(地方自治法施行)令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 号から第 9 号までの規定により随意契約によろうとするときは、2 人以上の者の見積書を徴しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、1 人の者の見積書をもって代えることができる。

- (1) 1 件の予定価格が 30 万円を超えないもの (物品の購入、委託及び物件の売払いの場合を除く。)
- (2) 1 件の予定価格が 3 万円を超えない物件の売払い
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合

第 1 回県外観光需要調査業務委託は、株式会社ネオマーケティングをはじめとする 3 者から見積書を徴取しており、これについても、上記長崎県財務規則に沿った手続がなされている。

以上のことから、随意契約の手続については、地方自治法並びに長崎県財務規則に則った適正な処理が行われており、手続は妥当と判断される。

④ ながさきアイランドキャンペーン広告効果検証業務委託について

契約については、随意契約により楽天リサーチ株式会社と締結している。予定価格は 100 万円以内であり、随意契約の限度額の範囲内に収まっており、随意契約は可能である。

また、見積書も楽天リサーチ株式会社をはじめとする 6 者より徴取しており、長崎県財務規則に沿った手続がなされている。

したがって、ながさきアイランドキャンペーン広告効果検証業務委託にかかる随意契約手続は妥当であるといえる。

⑤ 平成 27 年度星空写真展実施業務委託について

契約については、随意契約により特定非営利活動法人復興博と締結している。予定価格は 100 万円以内であり、随意契約の限度額の範囲内に収まっており、随意契約は可能である。

ただし、星空写真展実施業務は 1 者見積となっている。この理由について、県が作成した随意契約検討シートによれば、「当該星空写真展は、県内の教会群等を継続して撮影している松田典子氏のオリジナル企画（投影する写真は全て同氏が著作権を有するもの）であり、その実施及びパッケージデータの制作に必要な画像の編集権等については、同氏及び同氏が代表を務める同団体のみが担っている。」とされている。

これは、上述の長崎県財務規則第 106 条（見積書の徴取等）第 1 項第 3 号に規定する「契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合」に該当するものである。

したがって、星空写真展実施業務委託にかかる 1 者見積による随意契約手続は妥当であるといえる。

⑥ 県外観光需要調査業務委託（定点調査）について

契約については、随意契約により株式会社ネオマーケティングと締結している。そして、予定価格は随意契約の限度額の範囲内に収まっており、随意契約は可能である。

また、見積書も株式会社ネオマーケティングをはじめとする 3 者より徴取しており、長崎県財務規則に沿った手続がなされている。

したがって、県外観光需要調査業務委託（定点調査）にかかる随意契約手続は妥当であるといえる。

6 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

活動 指標	主な目標	講演会開催地区件数
	H27 目標	3 地区
	H27 実績	4 地区
	達成率	133%
成果 指標	主な目標	主要宿泊施設における延べ宿泊者数の対前年比増
	H27 目標	5%
	H27 実績	6%
	達成率	126%
事業の成果等		産業革命遺産の世界遺産登録を受けたことに引き続き、教会群の真の価値を理解いただくために、都市圏を中心に背後にあるストーリー等を印象深く訴求する情報発信を効果的に行うことができたことにより、延宿泊者数の増加に繋げることができた。
検証及び問題点の抽出		平成 27 年の観光統計では、2 つの世界遺産（一部候補）の積極的な情報発信や、テレビ番組の取材等によって、観光客延べ数は対前年比+2.7%、観光消費額は対前年比+12.3%を記録するなど、4 年連続で増加し好調に推移している。

(2) 事業評価の検証について

ア 活動指標について

ひかりと祈り事業の活動指標は、講演会開催地区件数となっており、それ自体は適切である。

ただ、それ以外の事業について活動指標が設けられておらず、県民から見てどの程度の活動を目標にしているのかわかりにくい。

イ 成果指標について

ひかりと祈り事業の成果指標として、主要宿泊施設における述べ宿泊数の対前年度比増が掲げられている。

この点、増加していること自体は評価できる。

しかしながら、これは、本事業の上位施策の指標とはなっても、本事業自

体の成果指標とは言えない。観光の性質上、効果測定が行いにくいことから、他の事業との協同の成果である宿泊者数を成果指標としていると思われるが、事業の成果指標としては、例えば、定期的に行っているのであれば参加数の増加など、事業自体の成果が一定程度うかがわれるものであることが望ましい（意見）。

#### ウ 情報発信について

長崎県では、観光統計やマーケティングを行っており、例えば、「ながさきアイランドキャンペーン広告検証調査」では、テレビCMを見た後にインターネットで調べるという人の割合が、年代にもよるが比較的多かった（但し、特に何もしなかったという層が一番多い）。他にもクロス分析などがなされている。

長崎県としても継続的な情報発信が必要と認識しており、世界遺産の登録に向け、これらの分析結果を踏まえた観光ポータルサイトなどでの情報発信力強化がますます望まれるところである。

## 第6 県内観光地周遊促進対策事業

(以下「周遊促進事業」という。)

### 1 事業概要

事業目的・内容	世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の軍艦島やグラバー園などと、世界遺産登録を目指す「長崎の教会群」の2つの世界遺産（候補）を有していることを有効に活用しながら、国内外からの誘客促進を図り、県内周遊を促進する。
事業期間	平成26年度～継続
事業費	平成27年度実績 19,801,069円
事業対象	市町及び民間企業等

### 2 平成27年度事業内容

#### (1) 長崎県内周遊促進への基盤強化

##### ① 地域発の県内周遊促進事業

既存の公共交通機関を使った「駅やバス停から始まるぶらり旅」をテーマに、県内広域での周遊旅行を新聞等のメディアを通じて提案した。

##### ② メディアを利用した企業タイアップ

比較的少ない費用でテレビに露出し、これによって長崎県の認知度を高め、延べ宿泊数の増加につなげようとする事業であり、ハウステンボスなどの民間企業とタイアップし、テレビ番組の旅費や宿泊費などの費用を折半して負担した。

#### (2) 離島の一体的な露出による周遊促進

壱岐・対馬・五島を「長崎のしま」として、一体的にPRすることによって、「本土＋離島」または「離島＋離島」といった組み合わせの宿泊を促し、県内周遊による延べ宿泊数を増加させる事業であり、「旅行読売」等の雑誌に特集記事を掲載した。

#### (3) 九州横軸連携事業（大分と熊本）

大分県、熊本県と連携して集客を図ることで、単一県にはない魅力の向上を図るとともに、他県からの旅行者の流動による宿泊増加と県内周遊を目指した事業であり、3県モデルコースを中心とした雑誌掲載や、キリスト教関

連商品造成などに意欲ある首都圏の旅行会社を対象とした招聘ツアーを実施した。

(4) 誘致強化対策事業

旅行会社を対象としたモニターツアーや現地視察を通じて、具体的な県内観光素材や周遊の提案を行った。

3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画（2011-2015）との関係・整合性

(1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

ア 目的

周遊促進事業は、2つの世界遺産（候補）を有していることを有効に活用しながら、国内外からの誘客促進を図り、県内周遊を促進することを目的としており、本事業によって世界遺産を訪れる観光客が増加すれば同条例の目的である「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資すること」は間違いない。

よって、周遊促進事業は同条例の目的に適うものである。

イ 基本理念

周遊促進事業は、2つの世界遺産（候補）という県内の観光資源を有効に活用しようとする事業であり、これは同条例に定める基本理念の1つである「観光資源の保全と県民の生活との調和に配慮しつつ、歴史、文化、自然、景観、食その他の観光資源を創意工夫を尽くして積極的に活用するよう行われるものであること」に合致する。

ウ 基本方針

周遊促進事業は、前述したとおり、2つの世界遺産（候補）を有していることを有効に活用しながら、国内外からの誘客促進を図り、県内周遊を促進することを目的としており、併せて情報発信を行っていることから、同条例に定める基本方針である「国内及び海外からの観光客の誘致を促進」及び「本県の観光の魅力等の情報発信を促進」に合致する。

(2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として、「ターゲットを明確にした国内誘客戦略の展開」を掲げており、この中で「旅行需要に対応した新たな観光素材の創出」が挙げられている。そして、この「旅行需要に

対応した新たな観光素材の創出」のための施策として「長崎県ならではの旅行商品づくり」が挙げられている。

周遊促進事業は、2つの世界遺産（候補）や離島を含めた長崎県内の周遊を促す着地型観光商品の造成及び促進を目指しており、これは「長崎県ならではの旅行商品づくり」の具体策である。

また、前述した同基本計画の「ターゲットを明確にした国内誘客戦略の展開」の施策には「戦略的な情報発信」が挙げられており、そのための施策として「各種メディアを活用した情報発信の充実」が挙げられている。

周遊促進事業は、情報発信もその活動内容とされており、これは「各種メディアを活用した情報発信の充実」の具体策である。

よって、周遊促進事業は、同基本計画において適切な一翼を担っている。

#### 4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

##### (1) 補助事業の概要（県内観光地周遊促進対策事業）

補助金の名称	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金
交付目的	長崎県観光連盟の円滑な運営と事業推進を図ることにより、観光の振興及び文化の向上に寄与する。
補助事業の内容、対象経費等	補助対象者の運営に要する経費及び観光客の誘致対策事業に要する経費のうち必要と認めるもの。
補助率又は額	10分の10以内
補助対象者	一般社団法人長崎県観光連盟
補助金額（平成27年度）	19,546,069円

##### (2) 補助金実施要綱の内容

後述する。

##### (3) 補助金実施要綱に準拠しているか

後述する。

5 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成 27 年度の支出

(単位：円)

＜勘定科目＞	＜支出額＞
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	0
旅費	255,000
需用費	0
役務費	0
委託料	0
使用料	0
補助金・負担金	19,546,069
合計	19,801,069

関係資料を調査した結果、上記支出につき、特段問題は見当たらなかった。

(2) 平成 27 年度に交付した補助金の支出内訳（参考）

県が長崎県観光連盟に交付した補助金（平成 27 年度）の支出内訳（区分と精算額）は、以下のとおりである。

(単位：円)

＜区分＞	＜精算額＞
県内周遊促進への基盤強化	6,939,602
三島情報発信事業	2,339,115
横軸連携強化	1,029,148
誘致強化対策	9,238,204
計	19,546,069

(3) 外部委託について

周遊促進事業において外部委託は行われていない。

6 適正な管理が行われているか

(1) 評価指標について

県による事業群評価（政策評価と同様のもの）によれば、周遊促進事業については、以下の評価がなされている。

活動 指標	主な目標	県内新聞への広告掲載件数
	H27 目標	3 本
	H27 実績	6 本
	達成率	200%
成果 指標	主な目標	県内観光客実数
	H27 目標	26,686 千人
	H27 実績	26,237 千人
	達成率	98%
事業の成果等		旅行会社へのセールスにおいて、「2つの世界遺産（候補）」をテーマとした旅行商品造成を促すことで、県内周遊型の旅行商品化並びに延べ宿泊者数の増加に寄与した。
検証および問題点の抽出		県内での周遊促進を図るため、本県の離島を中心として世界遺産候補、日本遺産の構成資産に加え、食などを紹介する記事を大手旅行雑誌を活用し、旅行者向けに発信した。また、「ながさき新発見の旅」をテーマに、着地型商品や食などの地域ならではの観光素材を活用した県内広域での周遊旅行を新聞等のメディアを活用して発信した。今後は、世界遺産（候補含む）や日本遺産など本県の持つ歴史文化遺産を、さらに活用した周遊ルートの設定やその認知度向上に努めていく必要がある。

## （２）事業評価の検証について

### ア 活動指標について

周遊促進事業の活動指標は県内新聞への広告掲載件数であるところ、2つの世界遺産（候補）を有していることを有効に活用しながら、国内外からの誘客促進を図り、県内周遊を促進することを目的としていることからすると、活動指標としては適切であるといえる。

平成27年度の目標が3本であるのに対し、実績は6本であり達成率は200%となっている。ただし、目標本数がもともと少ないようにも思える。

なお、県内新聞への広告掲載件数は主な活動指標であるが、事業としては別のこともしているのであるから（離島の一体的な露出による周遊促進や九

州横軸連携など），別の活動指標をプラスすることを検討されてもよいと思われる。

#### イ 成果指標について

周遊促進事業の成果指標は県内観光客実数である。周遊促進事業の目的が最終的には県内周遊の促進であることからすると，成果指標につき，県内観光客実数を成果指標とすることも適切でないと言えないが，これはより上位の成果指標であると思われる。成果指標としては，活動指標（事業群評価調書によれば県内新聞への広告掲載件数）に対応したものであることが望ましい（意見）。

#### ウ 事業効果の検証について

事業効果の検証において，県は大手旅行雑誌を活用し観光記事を発信，また，着地型商品や観光素材につきメディアを通じて発信したということであり，今後は更なる周遊ルートの設定や認知度向上に努めていく必要があるとされている。

このこと自体は当然の対応と判断されるが，どの検証結果によって周遊ルートの強化や認知度向上が必要になったかどうかについては触れられていない。言い換えれば，事業実施後の課題や問題点が明らかにされていないということである。

県内観光客実数の増加を成果目標とし，上述の観光記事その他を発信したものであると思われるが，計画→実行後における評価が不十分では，その後の改善策が最も適した施策であるとはいえないケースも考えられる。

したがって，事業実施後の検証を十分に行い，問題点や課題を明らかにし，より適した改善策を考慮することが望ましい（意見）。

#### エ メディアの利用について

##### （ア）ペイドパブリシティ

長崎県においては，メディアを利用する企業タイアップとして，ハウステンボスなどの民間企業とタイアップし，テレビ番組の旅費や宿泊費などの費用を折半して負担することによって，比較的少ない費用でテレビに露出し，長崎県の認知度を高め，延べ宿泊数の増加につなげようとする取り組みが行われている。

このように，メディアに広告料を支払い，通常の記事や番組のような見せ方で読者，視聴者に情報を発信する手法は，ペイドパブリシティと言わ

れる。

ペイドパブリシティについては、メディアという第三者が取材・編集するという通常の記事や番組のような形式をとっているため、情報を割引して考える通常の広告とは異なり、読者や視聴者に対する訴求力は高いと思われる。そのため、情報発信の手段としては非常に有用である。

#### (イ) ステルスマーケティング

他方で、主にインターネット上においてであるが、インターネット上の口コミサイトやネットオークションにおいて、ステルスマーケティング(以下「ステマ」という。)という問題がある(最近では、雑誌やテレビ番組でも問題とされている。)

このステマについては「自社の商品、サービスについて、消費者に気付かれないように第三者を装って宣伝すること」(東京地裁平成28年1月18日判決)、「消費者に宣伝と気付かれないように宣伝行為をすること」(東京地裁平成27年7月28日判決)、「消費者に宣伝と気付かれないように宣伝行為を行うこと」(東京地裁平成26年6月4日判決)と判断されているように、おおよそ「消費者に宣伝と気づかれないように宣伝を行うこと」を意味している(裁判では発信者情報開示請求事件で問題となることが多いようである。)

このステマについては、「消費者は、商品や役務の提供について完全な情報を持っているわけではない。だから、情報を補完するため、しばしば他人の意見を参考にする。それを客観的立場の中立的な第三者であったり、その分野の専門家であったりすれば、情報の信頼性は高いと消費者は考える。この心理を悪用するのがステマである。」と説明されている(ステルスマーケティングをどう規制するのか 土井裕明 消費者法ニュースNo.109 2016年10月号 140~141ページ)。中立的な第三者を装っていること自体が問題とされているのである。

#### (ウ) 長崎県のペイドパブリシティについて

長崎県自体は、長崎県全体・長崎県自体の魅力を発信することに注力していると思われる、収益を上げようとする特定の事業者と同視することはできないので、現時点では、問題があるとまでは言えない。

しかし、宣伝ないし広告と気づかれないように宣伝ないし広告を行っている点では、ペイドパブリシティについてもステマと同様の問題をはらむものである。また、タイアップの方法次第では、長崎県が民間業者と協力

しあい、消費者に宣伝と気づかれないように宣伝をしているとして、将来的には問題となる可能性がないとはいえない。

このようにペイドパブリシティについては、現在ステマで指摘されているような問題点がある（両者の境界はあいまいである。）。

他方で、ペイドパブリシティについて一般市民が広く知るようになれば、純粋な広告ほどではないかもしれないが、テレビや雑誌を見るとき意識が変わってくると思われる。つまり、情報の内容を割り引いて考えるようになり、そうすると、将来的には広告効果が限定的になってくる可能性がある。

このような問題や可能性があることを付言しておきたい。ただし、意見や指摘事項ではない。

## 第7 長崎誘客拡大支援事業

(以下「ふるさと旅行券事業」という。)

### 1 事業概要

事業目的・内容	観光を主目的とする来訪者の獲得に向け，旅行会社（インターネットを含む）を通じて，旅行費用の一部を支援することにより，県内各地における宿泊客の増加，県内周遊の促進及び観光消費額の拡大を促進する。
事業期間	平成 27 年度
事業費	平成 27 年度実績 745,255,978 円
事業対象	旅行業者

### 2 平成 27 年度事業内容

#### (1) 旅行会社を通じた旅行者（消費者）に対する支援の実施

募集型企画旅行（旅行会社のパンフレットに掲載されているもの）やインターネット宿泊予約サイト（じゃらんや楽天など）で企画されている旅行については，出発エリアや泊数で，旅行者一人あたりの支援額を決定し，支援額相当額を旅行代金から割り引いて販売させ，のちに支援額を旅行会社に支払う方法により，旅行者の旅行費用の一部を支援した。

受注型企画旅行（団体旅行など）については，長崎県内は旅行者一人当たりの支援額を決定し，支援相当額を旅行代金から割り引いて販売させ，のちの支援額を旅行会社に支払う方法により，旅行者の旅行代金を援助した。また，バス代の一部を支援した。

以下に一覧表を記載する。

区分	利用期間	出発エリア・泊数	支援単価 (円/人・台)	支援人数	延べ支援泊数
1：募集型企画旅行(エスコート型)	平成 27 年 5 月 1 日～ 平成 28 年 1 月 3 日	広島以东 2 泊	5,000 円	19,640 人	39,280 泊
		広島以东 1 泊	3,000 円	8,623 人	8,623 泊
		広島以西 1 泊	3,000 円	12,919 人	12,919 泊

2：募集型企画旅行(フリープラン)	平成27年1月1日～平成28年1月3日※一部延長あり	広島以東2泊 (うち十レカ-助成)	5,000円 (5,000円)	7,610人 (1,530グループ)	15,220泊
		広島以東1泊	3,000円	3,348人	3,348泊
		広島以西 (土曜泊)	1,000円	3,900人	3,900泊
		広島以西 (平日泊)	3,000円	18,876人	18,876泊
3：受注型企画旅行	平成27年5月1日～平成28年1月3日	県外(九州内)	小型バス 5万円 中型バス 7.5万円 大型バス 10万円	7,670人	7,670泊
		県内	3,000円	1,611人	1,611泊
4：インターネット宿泊予約サイト(福利厚生事業者を含む)	平成27年7月1日～平成28年2月29日	宿泊予約サイト	3,000円	78,855人	88,151泊
		福利厚生事業者	上限3,000円 ※一部減額補助あり	13,598人	13,598泊
			計	176,650人	213,196泊

(2) 割引特典の利用及び県内周遊の促進に向けた情報発信

- ① テレビ，新聞，旅行雑誌等による情報発信を行った。
- ② 専用ホームページの制作及びインターネットによる情報発信を行った。
- ③ 県内周遊促進を目的とした広域パンフレットを制作した。

3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画(2011-2015)との関係・整合性

(1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

ア 目的

ふるさと旅行券事業は，長崎県内各地における宿泊客の増加，県内周遊の促進及び観光消費額の拡大の促進を目的とする事業であり，これによって「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資する」のであるから，同条例の目的に適うものである。

#### イ 基本理念

ふるさと旅行券事業は、長崎県の観光資源を積極的に活用して様々な企画に基づいた旅行商品の販売支援を行うものであり、本条例に定める「観光資源を創意工夫を尽くして積極的に活用するよう行われるものであること」という同条例の基本理念に合致する。

#### ウ 基本方針

ふるさと旅行券事業は、前述のとおり、長崎県内各地における宿泊客の増加、県内周遊の促進及び観光消費額の拡大の促進を目的とする事業であることから、同条例に定める基本方針の1つである「国内…からの観光客の誘致を促進すること」に合致する。

(2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

ふるさと旅行券事業は、宿泊客をターゲットにしていることから、同基本計画における「観光振興の基本施策」の1つとして掲げられている「ターゲットを明確にした国内誘客戦略の展開」に位置づけられる。

よって、ふるさと旅行券事業は、長崎県観光振興基本計画の適切な一翼を担っている。

4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

(1) 補助事業の概要（長崎誘客拡大支援事業）

補助金の名称	長崎誘客拡大支援事業費補助金
交付目的	旅行業者に対し、旅行会社（ネット系含む）を通じて、旅行宿泊プラン等に係る費用の一部を支援することにより、県内各地における宿泊客の増加及び観光消費額の拡大を促進する。
補助事業の内容，対象経費等	ア 本県の宿泊施設を利用する旅行者の一部に対する支援に要する経費 イ 本事業において支援を行う募集型企画旅行商品及び受注型企画旅行商品の販売促進等に要する経費 ウ 本事業において支援を行うインターネット宿泊予約事業者及び福利厚生事業者が行うクーポンシステムの運用等に要する経費

	エ 本事業の推進に向けた情報発信及びプロモーションに要する経費 オ 本事業の推進による消費喚起・誘発効果を測定するとともに、消費者需要を把握するための調査及び分析に要する経費 カ その他、本事業の推進に必要な経費
補助率又は額	10 分の 10 以内
補助対象者	一般社団法人長崎県観光連盟
補助金額（平成 27 年度）	745,255,978 円

## （2）補助金実施要綱の内容

長崎誘客拡大支援事業費補助金については、長崎誘客拡大支援事業費補助金実施要綱（以下「誘客拡大補助金実施要綱」という。）にその手続等が規定されている。

そして、誘客拡大補助金実施要綱第 4 条第 1 項は、以下のとおり規定している。

### <誘客拡大補助金実施要綱第 4 条第 1 項>

規則第 11 条第 1 項による報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書（様式第 4 号）により行うものとする。ただし、知事が必要でないと認めるときは、この限りでない。

これに対して、要綱より上位の規範である長崎県補助金等交付規則第 11 条第 1 項では、以下のとおり規定している。

### <長崎県補助金等交付規則第 11 条第 1 項>

（状況報告等）

補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

この長崎県補助金等交付規則に定める「別の定めるところにより」とは、遂行状況の報告の方法を別に規定することを許容しているのみであって、状況報告をしなくていい場合を定めることができるという趣旨ではない。ましてや、規則より下位の規範である要綱において、遂行状況の報告をしなくて

よい場合を定めることは許されない。

よって、誘客拡大補助金実施要綱第4条第1項の規定は、そのただし書きにおいて、状況報告をしなくてよい場合を規定している点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第11条第1項に反している。同補助金事業は平成27年度で終了しているため指摘事項とはしないが、今後補助金実施要綱を策定する際には留意することが望ましい（意見）。

なお、今後同様の補助金実施要綱を策定する際には、以下の長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条のように、状況報告の方法を実施状況報告書の提出によることとした上で、概算払請求書の提出がなされた場合には、これをもって実施状況報告書に代えるなどの方法が考えられる。

<長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条>

(状況報告等)

補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないときと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

その他の規定については、特段指摘すべき項目は発見されなかった。

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

誘客拡大補助金実施要綱第4条第1項に定める「状況報告」の書面が確認できなかった。

前述したとおり、誘客拡大補助金実施要綱第4条第1項ただし書きの規定は、長崎県補助金等交付規則に反しており、無効と解すべきである。

よって、状況報告に関しては、長崎県補助金等交付規則第11条第1項及び長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条に基づく必要がある。

この点、実施状況報告書の提出はないものの、概算払請求書の提出はなされており、これは、長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条第3項、同条第1項に基づいた方法により、長崎県補助金等交付規則第11条第1項に定める状況報告がなされたといえる。

よって、この点は、指摘又は意見すべき事項ではない。また、状況報告以外の点についても、特段指摘又は意見すべき事項は見当たらなかった。

5 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成 27 年度の支出

(単位：円)

<勘定科目>	<支出額>
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	0
旅費	0
需用費	0
役務費	0
委託料	0
使用料	0
補助金・負担金	745,255,978
合計	745,255,978

関係資料を調査した結果、上記支出につき、特段問題は見当たらなかった。

(2) 平成 27 年度に交付した補助金の支出内訳（参考）

県が長崎県観光連盟に交付した補助金（平成 27 年度）の支出内訳（区分と精算額）は、以下のとおりである。なお、県から交付した補助金の金額（745,255,978 円）と下記精算額の合計額（745,306,305 円）が異なるのは、県が交付した補助金 745,255,978 円に雑収入（預金利息）50,327 円が付加された合計額が歳入となっているからである。

(単位：円)

<区分>	<精算額>
旅行者に対する支援経費	579,721,600
広報費・販売促進費	113,127,500
プロモーション経費	43,702,571
アンケート調査経費等	8,754,634
計	745,306,305

(3) 外部委託について

ふるさと旅行券事業において外部委託は行われていない。

## 6 適正な管理が行われているか

### (1) 県が行った事業評価の内容

事業群評価調書には記載がなかった。

### (2) 事業評価の検証について

#### ア 事業群評価調書がないことについて

県は「事業群評価調書」という資料において、平成 27 年度実施事業についての分析および評価を行っている。

しかしながら、当該事業群評価調書を確認する限り、ふるさと旅行券事業についての記載はされていない。

これは、ふるさと旅行券事業が平成 26 年度経済対策補正による、単年度の全額国費（地方創生交付金・消費喚起型）により賄われていることによるものである。

県は、こういった全額国費により実施される事業については、事業群評価を行っていないということであり、県が負担する予算も存在しないため、事業群評価を行わない合理的な理由があると思われる。

もっとも、ふるさと旅行券事業については、今回、包括外部監査の対象となった事業の中で一番大きい規模の事業（平成 27 年度実績 7 億 4525 万 5978 円）であるし、詳細な「平成 27 年度 長崎県ふるさと旅行券事業 実施報告書・分析報告書」（長崎県 文化観光国際部観光振興課作成 平成 28 年 3 月 31 日付）も作成されていることから、今後の長崎県の観光行政に活用することが望まれる。

#### イ 事業実績について

ふるさと旅行券事業の誘客実績については、「事業報告書」（長崎県観光連盟作成 平成 28 年 4 月 8 日付）によれば、事業全体で当初目標値（延べ宿泊者数 20 万名）を上回る実績をあげており（延べ宿泊数 22 万 2033 名）、これも一種の成果指標といえ、効果はあったものと思われる。

また、上記「平成 27 年度 長崎県ふるさと旅行券事業 実施報告書・分析報告書」によれば、ふるさと旅行券事業における参加者への支援額合計は 5 億 7972 万 1600 円（事業費全体は 7 億 4525 万 5978 円）であるのに対し、消費喚起額は 44 億 7983 万 6 円（うち、新規消費喚起額は 14 億 1901 万 4274 円、アンケートから類推される新規の消費喚起額 1 億 8363 万 456 円）となっており、相応の成果が得られていると評価できる。

ただし、このようなカンフル剤のような全額国費による事業がいつでも

実施されるわけではないことからすると、このような事業が実施されないときに備えて、上述したように「平成 27 年度 長崎県ふるさと旅行券事業 実施報告書・分析報告書」等を利用した今後の対策が重要になると思われる。

## 第8 長崎デスティネーションキャンペーン推進事業

(以下、「DC推進事業」という。)

### 1 事業概要

事業目的・内容	平成28年秋(10～12月)から実施される長崎デスティネーションキャンペーン本番に向け、各市町及び観光協会等との協働により、県内の観光素材の磨き上げを行う。また、全国宣伝販売促進会議及び現地視察の実施により、全国の主要旅行会社に対して、磨き上げた観光素材の魅力を発信し、旅行商品造成の依頼を行う。 ※デスティネーションキャンペーンとは、地元自治体・観光関係団体等とJRグループが協力して実施する国内最大規模の観光キャンペーンのことをいう。
事業期間	平成26年度～平成28年度
事業費	平成27年度実績 36,625,674円
事業対象	市町・観光協会等、観光関係者、一般観光客等

### 2 平成27年度事業内容

デスティネーションキャンペーン自体は、平成28年秋に実施されることから、平成27年度の事業はその準備的なものとなる。

#### (1) 長崎デスティネーションキャンペーン推進協議会を通じた活動

- ① 全国宣伝販売促進会議を開催した(長崎市)。
- ② JR九州プレキャンペーン「どっちがウィッシュ?長崎 vs 熊本」を開催した。
- ③ 着地型旅行商品を創出した。  
※ 旅行者を受け入れる観光地側の旅行業者が企画して販売される旅行商品である。これに対し、都市部の旅行会社が企画して客を送り込むのが発地型旅行商品である。
- ④ 広域、周遊観光を促進するための県内交通アクセスブックを制作した。

(2) 長崎県による活動

- ① 着地型旅行商品を創出するための専門家によるアドバイスや一般旅行者によるモニタリングを実施した。
- ② 情報発信を行った。

3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画（2011-2015）との関係・整合性

(1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

ア 目的

長崎デスティネーションキャンペーンは、全国各駅に長崎県のポスターを掲示する等、地元自治体・観光関係団体等と JR グループが協力して実施する国内最大規模の観光キャンペーンであり、これを推進する DC 推進事業が「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資すること」は間違いない。

よって、DC 推進事業は同条例の目的に適うものである。

イ 基本理念

DC 推進事業は、平成 28 年秋（10～12 月）から実施される長崎デスティネーションキャンペーン本番に向け、各市町及び観光協会等との協働により、県内の観光素材の磨き上げを行う事業であり、これは同条例に定める基本理念の 1 つである「県民等、市町及び県が『観光立県長崎』の担い手として協働して、まちの魅力づくりに取り組み、及び交流を促進するよう行われるものであること」に合致する。

ウ 基本方針

DC 推進事業は、デスティネーションキャンペーンのために県内の観光素材の磨き上げを行うことを目的としていることから、同条例に定める基本方針の 1 つである「地域の歴史、文化、自然、景観、食等を活用したまちの魅力づくりを促進すること」に合致している。

また、推進協議会を設置して着地型旅行商品を創出しているから、同条例で定める基本方針の 1 つである「県民等、市町及び県が協働して行う観光の振興に関する取組を促進すること」にも合致する。

さらに、一般旅行者によるモニタリングも行っていることからすれば、同条例に定める基本方針の 1 つである「観光に関する情報の収集及び統計の充実並びに観光動向の調査及びその分析を促進すること」にも合致する。

加えて、効果としてデスティネーションキャンペーンにおける誘客を目指していることから、同条例に定める基本方針の 1 つである「国内及び海

外からの観光客の誘致を促進すること」にも合致する。

- (2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として、「県民総参加と分野融合による観光の振興」が掲げられており、このための施策として「県民総参加での観光振興」として「多様な分野の連携促進」が挙げられている。

DC 推進事業は、長崎デスティネーションキャンペーン推進協議会を通じた活動をしており、これは「県民総参加での観光振興」として「多様な分野の連携促進」に位置づけられる。

よって、DC 推進事業は、同基本計画の中で適切な一翼を担っている。

- 4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

- (1) 補助事業の概要（長崎デスティネーションキャンペーン推進事業）

補助金の名称	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金
交付目的	長崎県観光連盟の円滑な運営と事業推進を図ることにより、観光の振興及び文化の向上に寄与する。
補助事業の内容、対象経費等	補助対象者の運営に要する経費及び観光客の誘致対策事業に要する経費のうち必要と認めるもの。
補助率又は額	10 分の 10 以内
補助対象者	一般社団法人長崎県観光連盟
補助金額（平成 27 年度）	2,987,489 円

- (2) 補助金実施要綱の内容

後述する。

- (3) 補助金実施要綱に準拠しているか

後述する。

5 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成 27 年度の支出

(単位：円)

＜勘定科目＞	＜決算額＞
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	198,000
旅費	1,056,925
需用費	0
役務費	87,320
委託料	3,466,800
使用料	79,140
補助金・負担金	31,737,489
合計	36,625,674

委託料及び負担金については、以下に詳述するが、その他の科目について  
 特段問題は見当たらなかった。

(2) 平成 27 年度に交付した補助金の支出内訳（参考）

県が長崎県観光連盟に交付した補助金（平成 27 年度）の支出内訳（区分と  
 精算額）は、以下のとおりである。

(単位：円)

＜区分＞	＜精算額＞
「着地型旅行」マスメディア活用	2,832,099
旅ネット「着地型旅行商品」コンテ ンツ制作	155,390
計	2,987,489

(3) 負担金について

ア 負担金の概要

負担金の名称	長崎デスティネーションキャンペーン推進協議会負担金
交付目的	(1) 全国の旅行会社を対象とした全国宣伝販売促進会議を開催し、本県の魅力を効果的にプレゼンテーションするとともに、エクスカージョン（現地視察）を実施することで長崎向け旅行商品の造成拡大を促進。 (2) JR グループ（主として JR 九州）の媒体を活用した情報発信により、本県の観光素材や魅力の露出拡大を図るとともに、「世界遺産」及び「世界遺産候補」を中心とした本県の新しい魅力の認知度向上と本県への誘客を促進。 (3) 観光素材や着地型旅行商品の開発とブラッシュアップを行うことで、県内各地域への誘客と、滞在時間の延長や宿泊につなげる取組により、県内各地域内における観光消費拡大を促進。 (4) 観光地における「おもてなし」の充実を図ることで、来訪者の満足度向上とリピーター化を促進。
負担割合	県（観光連盟）：50% 市町：40% 民間：10% ※過去の実績（龍馬伝→県：市町：民間＝45：45：10）を参考に設定
交付先	長崎デスティネーションキャンペーン推進協議会
負担額	ア H27 年度～H28 年度の地元負担額：115,000 千円 イ H27 年度の地元負担額(ア×1/2)：57,500 千円 ウ 県・観光連盟の負担額(イ×50%)：28,750 千円

イ 負担金の内容及び支出が適正か

この負担金は、上記（1）のとおり、旅行会社へのプレゼンテーション、エクスカージョン（現地視察）の実施、また、JR グループの媒体を活用した情報発信など、県内各地への誘客と観光消費拡大を図る目的で、長崎県（観光連盟）、市町、および民間が負担額を折半し支出したものである。

負担金の額については、平成 27 年夏に大分県で開催された DC 推進事業の実績を基にしつつ、大分県よりも予算を低く設定している。

また、負担割合についても、過去の実績と比較しても若干の変更がされ

ているだけで大きな変更はない。

なお、JR九州が行った長崎 DC プレキャンペーンの発表によれば、平成27年度においては、切符の売上が増加し、かつ、観光客数が増加しているとのことである。

この点、DC 推進事業単独でその成果を測ることは難しいものの、県内各地への誘客につき一定の効果はあったと評価すべきである。

したがって、当該負担金の支出は妥当であったといえる。

#### (4) 外部委託について

##### ア 外部委託の概要

(単位 ; 円)

委託業務名	委託業務の内容	契約相手先	支出済額
世界遺産・着地型商品活用モニターツアー（福岡）実施等業務委託	① 長崎県が作成した行程案をベースとしたモニターツアーとして募集型企画旅行を造成し、自社広告媒体を活用して募集する。 ② モニターツアー参加者へのアンケート調査（別途県が調査表を送付）を実施、回収する。	(株)西日本リビング新聞	810,000
世界遺産・着地型商品活用モニターツアー（関西）実施等業務委託	① 長崎県が作成した行程案をベースとしたモニターツアーとして募集型企画旅行を造成し、自社広告媒体を活用して募集する。 ② モニターツアー参加者へのアンケート調査（別途県が調査表を送付）を実施、回収する。	神戸新聞興産(株)	496,800
県内観光地周遊促進対策事業及び長崎県総おもてなし推進運動	長崎県観光振興課より提出される写真データ等を活用して、レイアウト及びデザイン作成を行い、新聞広告掲載までを行う。	(株)長崎新聞社	2,160,000
		計	3,466,800

##### イ 外部委託の契約内容及び支出が適正か

DC 推進事業における外部委託については、すべて地方自治法第 234 条第 2 項に規定する「随意契約」により締結されている。

地方自治法並びに地方自治法施行令における「随意契約」に関する規定は以下のとおりである。

<地方自治法第 234 条第 1 項・第 2 項（契約の締結）>

- 1 売買，貸借，請負その他の契約は，一般競争入札，指名競争入札，随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札，随意契約又はせり売りは，政令で定める場合に該当するときに限り，これによることができる。

<地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号・第 2 号（随意契約）>

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は，次に掲げる場合とする。

- 1 売買，貸借，請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては，予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 2 不動産の買入れ又は借入れ，普通地方公共団体が必要とする物品の製造，修理，加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

<地方自治法施行令別表第 5（抜粋）>

工事又は製造の請負	2,500,000 円
財産の買入れ	1,600,000 円
物件の借入れ	800,000 円
財産の売払い	500,000 円
物件の貸付け	300,000 円
前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

これらの規定のほか，長崎県財務規則により，それぞれの外部委託について，以下整理する。

① 世界遺産・着地型商品活用モニターツアー（福岡）実施等業務委託について

契約については，1 者見積りの随意契約により（株）西日本リビング新聞社と締結している。

県が作成した随意契約検討シートによれば，随意契約に至った経緯は，以下のとおりである。

当業務は，「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界文化遺産登録や長崎デスティネーションキャンペーン開催を控え，世界遺産構成資産や各地域で造成している着地型商品などに関し，旅行商品化に向けて一般観光客へ

の訴求力やニーズを把握し今後の受入体制整備や販売促進に反映させるため、本県の主要ターゲットエリアの一つである福岡エリアを対象として、通常では価格面から商品化されにくいコースを県が設定し、旅行会社への委託によりモニターツアーを実施するものである。

集客が難しい今回のモニターツアーの確実な催行を確保しつつ、費用対効果の高いPR・露出効果を確保するためには、単なる価格競争ではなく、①新聞等の自社媒体を有しており、その発行部数が多く、かつ広告料単価が安価であること、②新聞等媒体以外にもグループ内にフリーパブリシティが可能な広告媒体を有していること、③旅行意欲が高い旅行会員組織を有しており、会員への会員誌の発行、個別DMの送付が可能であること、などの条件を具備することが必要となる。

新聞等の自社媒体をグループ内に有する旅行会社は、西日本新聞社、西日本リビング新聞社の2社であるが、上記条件を全て具備しているのは、西日本リビング新聞社のみである。

西日本リビング新聞社は、福岡市内40万部の家庭配布、女性への訴求力が高いタブロイド誌（フリーペーパー）「リビング福岡」を自社媒体として有しており、かつ、有料の旅行会員組織「はなみずき会」で2千人を超える旅行意欲の高い会員を有しており、通常の旅行商品のみならずモニターツアーについても数多くの実績もあるため、今回のモニターツアーの確実な催行確保及び費用対効果の高いPR・露出効果の確保や参加者からの質の高い意見を聴取できることが期待される。

したがって、長崎県財務規則第106条第1項第3号により、西日本リビング新聞社への1者見積とする。

契約額について、長崎県財務規則第105条の2（随意契約の限度額）において100万円が限度（下記参照：「前各号に掲げるもの以外のもの」に該当）として設定されているが、当モニターツアー業務委託の予定価格は100万円以内であることから、随意契約限度額の範囲内に収まっている。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項より、随意契約が可能である。

また、一般競争入札および指名競争入札によらず、随意契約とした経緯についても上記「随意契約検討シート」に記載のとおり、1者見積とすることにつき、やむを得ない理由があると判断されることから、長崎県財務規則第106条第1項第3号（下記参照）に従った手続である。

したがって、本事業にかかる委託契約手続は適正になされているといえる。

<長崎県財務規則第 105 条の 2 (随意契約の限度額) >

工事又は製造の請負	2,500,000 円
財産の買入れ	1,600,000 円
物件の借入れ	800,000 円
財産の売払い	500,000 円
物件の貸付け	300,000 円
前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

<長崎県財務規則第 106 条第 1 項・第 2 項 (見積書の徴取等) >

- 1 (地方自治法施行) 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号, 第 3 号から第 9 号までの規定により随意契約によるうとするときは, 2 人以上の者の見積書を徴しなければならない。ただし, 次の各号に掲げる場合は, 1 人の者の見積書をもって代えることができる。
- (1) 1 件の予定価格が 30 万円を超えないもの (物品の購入, 委託及び物件の売払いの場合を除く。)
- (2) 1 件の予定価格が 3 万円を超えない物件の売払い
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか, 契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合
- 2 (地方自治法施行) 令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約によるうとするときは, 契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により特定された 1 人の者から見積書を徴しなければならない。ただし, 物品の買入れ又は修繕の場合において, 指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者が 1 人又はいないときは, 2 人以上の者から見積書を徴することができるものとする。

② 世界遺産・着地型商品活用モニターツアー (関西) 実施等業務委託について

契約については, 1 者見積りの随意契約により神戸新聞興産 (株) (但し, 正式社名は神戸新聞興産 (株) であるが, 商号は神戸新聞旅行社である。) と締結している。

県が作成した随意契約検討シートによれば, 随意契約に至った経緯は以下のとおりである。

当業務は, 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界文化遺産登録や長崎グスティネーションキャンペーン開催, また九州新幹線西九州ルート開業を見据えた関西戦略の一環として, 世界遺産構成資産や各地域で造成している着地型商品などに関し, 旅行商品化に向けて一般観光客への訴求力やニーズを把握し今後の受入体制整備や販売促進に反映させるため, 本県の主要

ターゲットエリアの一つである関西（中国）エリアを対象として、JR 利用かつ通常では価格面から商品化されにくいコースを県が設定し、旅行会社への委託によりモニターツアーを実施するものである。

集客が難しい今回のモニターツアーの確実な催行を確保しつつ、費用対効果の高い PR・露出効果を確保するためには、単なる価格競争ではなく、①新聞等の自社媒体を有しており、その発行部数が多く、かつ広告料単価が安価であること、②新聞等媒体以外にもグループ内にフリーパブリシティが可能な広告媒体を有していること、③旅行意欲が高い旅行会員組織を有しており、会員への会員誌の発行、個別 DM の送付が可能であること、などの条件を具備することが必要となる。

また、今回は JR（新幹線）利用であるため、関西・中国エリアの新幹線沿線で地方新聞等の自社媒体をグループ内に有する旅行会社は、神戸新聞旅行社、山陽新聞旅行社、ひろでん中国新聞旅行の 3 社があるが、上記条件を全て具備しているのは、神戸新聞旅行社のみである。

神戸新聞旅行社は、兵庫県内 71 万部と地方新聞では関西一の発行部数を誇る「神戸新聞」のグループ旅行会社であり、かつ旅行意欲の高い会員を約 1 万人有しており、通常の旅行商品のみならずモニターツアーについても数多くの実績もあるため、今回のモニターツアーの確実な催行確保及び費用対効果の高い PR・露出効果の確保や参加者からの質の高い意見を聴取できることが期待される。

したがって、長崎県財務規則第 106 条第 1 項第 3 号により、神戸新聞旅行社への 1 者見積とする。

契約額について、長崎県財務規則第 105 条の 2（随意契約の限度額）において 100 万円（「前各号に掲げるもの以外のもの」に該当）が限度として設定されているが、当モニターツアー業務委託の予定価格は 100 万円以内であることから、限度額の範囲内に収まっている。したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項より、随意契約が可能である。

また、一般競争入札および指名競争入札によらず、随意契約とした経緯についても上記「随意契約検討シート」に記載の通り、1 者見積とすることにつきやむを得ない理由があると判断されることから、長崎県財務規則第 106 条第 1 項第 3 号に従った手続である。

したがって、本事業にかかる委託契約手続きは適正になされているといえる。

③ 県内観光地周遊促進対策事業及び長崎県総おもてなし推進運動について

契約については、1 者見積りの随意契約により（株）長崎新聞社と締

結している。

県が作成した随意契約検討シートによれば、随意契約に至った経緯は以下のとおりである。

当業務は県民に対して、県民の県内旅行の促進及び長崎県総おもてなし運動を広く周知することを目的としており、その目的達成に向けては身近にあり、読者が繰り返しの確認や保存が可能であることなどから新聞を活用した発信が効果的であると判断した。

県内の新聞出版社については、主として5社あるが、発行部数約18万部、本県においてはシェア48%を占める長崎新聞を活用することがもっとも効果的であると判断されるため、長崎新聞社を相手方としたい。

なお、出稿にあたっては、2ヶ月に1度の頻度（計6回）で本紙中央部の見開きを使ったエリア別・テーマ別の県内観光地の特集及び連動した旅行商品等を広告掲載することにより、県民に対して強く訴求することを予定している。

契約額について、長崎県財務規則第105条の2（随意契約の限度額）において100万円（「前各号に掲げるもの以外のもの」に該当）が限度として設定されているが、当広告掲載業務委託の予定価格は100万円以上であることから、限度額を超えている。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項による随意契約は適用できない。

しかしながら、新聞を用いて県民に広く周知することを目的とし、県民に対して強く訴求することを予定している以上、一般競争入札により、県内でのシェアが低い新聞社が落札してしまうことは、本事業の目的から外れてしまうことになる。

そこで、地方自治法施行令第167条の2第2項の規定により、「目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして、随意契約としている。

また、1者見積とすることについては、長崎県財務規則第106条第2項により、「特定された1人の者から見積書を徴しなければならない。」とされていることから、適正な手続きがなされている。

本事業の目的を考慮すると、県内で最もシェアが高い新聞社と随意契約を締結することは適切であり、一般競争入札に適しないと判断できることから、委託契約手続は妥当であるといえる。

6 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

県による事業群評価（政策評価と同様のもの）によれば、DC 推進事業については、以下の評価がなされている。

活動指標	主な目標	全国宣伝販売促進会議及びエクスカージョンの実施
	H27 目標	1 回
	H27 実績	1 回
	達成率	100%
成果指標	主な目標	主要宿泊施設の宿泊客数対前年同期比(10～12月)
	H27 目標	—
	H27 実績	—
	達成率	—
事業の成果等		全国宣伝販売促進会議を実施したところ、参加者は、想定の 500 名を大きく超える 575 名となった。また、エクスカージョン参加者も、想定 185 名を超える 221 名となったことから、本県の魅力を十分に発信し、旅行商品造成の依頼を行うことができた。
検証及び問題点の抽出		平成 28 年 10 月から 12 月にかけて開催するキャンペーン本番に向けて、旅行商品造成促進のための全国宣伝販売促進会議を実施したところ、参加者は、想定 500 名を大きく超える 575 名となるなど、効果的に事業を執行することができた。

(2) 事業評価の検証について

ア 活動指標について

活動指標として、全国宣伝販売促進会議及びエクスカージョン（体験型の視察旅行）の実施が掲げられており、平成 27 年度の目標は開催 1 回、実績も 1 回である。

この活動指標自体については、達成することが必須なのであり、実施しないことの方が問題であって、達成率自体は評価の対象とならない。

もっとも、全国宣伝販売促進会議において想定 500 名を超える参加があったこと、エクスカージョンの参加者も想定を超えていることからすれば、会議自体の目的は達成できたものといえる。

## イ 成果指標について

上記のとおり、DC 推進事業のキャンペーン本番は平成 28 年 10 月から 12 月である。したがって、平成 27 年度終了時点においては、事業効果の検証は不可能である。そのため、DC 推進事業においては、成果指標は設定されていない（なお、デスティネーションキャンペーン本番については、経済効果を前年あるいは数年の平均と比較することを検討しているようである。）。

この点、成果指標を活動指標である全国販売促進会議、エクスカージョンと対応させその参加者数とすることも可能であるし、その成果である旅行商品の造成数（新規のみならず改定も含む）を指標とすることも考え得る。仮に、全国宣伝販売促進会議やエクスカージョンの参加者数を成果指標とした場合には、これらに想定の参加者数を超える参加があったことからすれば、成果十分と評価もできる。

もっとも、ヒアリングをしたところ、全国販売促進会議自体は、会議場との関係で多くの参加者を招くことはできないとのことであったし、また、エクスカージョンも絞って実施することになったとのことであって、今回について言えば、成果指標としなかったこともやむを得ないと言える。また、旅行商品を造成するには、半年前にセールスを終わらせておく必要があるとのことであり、今回について言えば、成果指標とすることは相応しいとまでは言えない。

したがって、成果指標が設定されていないことはやむを得ないと言える。

## 第9 長崎県フィルムコミッション（撮影誘致支援）事業

（以下、「FC事業」という。）

### 1 事業概要

事業目的・内容	制作関係者等への誘致活動，ロケ地下見時の随行，撮影時に必要な各種申請手続き等の代行を行うことで，映画やテレビ等でのロケ件数，放映件数の増加を図り，作品等の制作により，本県の魅力が数多く発信されることを目指す。
事業期間	平成 21 年度～継続
事業費	平成 27 年度実績 7,099,000 円
事業対象	映画，テレビ等の制作会社

### 2 平成 27 年度事業内容

（1）映画・TVドラマ・CM等の撮影支援活動を行った。

情報提供 56 件，ロケ協力 68 件。

#### 【主な支援作品】

<映画>

- ① 「母と暮らせば」監督：山田洋二 主演：吉永小百合，二宮和也
- ② タイ映画「San-Q（サンキュー）」

<TV・ドラマ>

- ① NHK 土曜ドラマ「ちゃんぽん食べたか」
- ② フジテレビ「モニタージュ」
- ③ NHK 土曜ドラマ「逃げる女」

<TV-CM>

- ① キューピー90周年テレビCM
- ② ソフトバンク×映画「母と暮らせば」タイアップテレビCM
- ③ 長崎バス80周年テレビCM

（2）広報活動

- ① フィルムコミッション専用パンフレットを500部製作し，制作会社等に配布した。
- ② HPにロケ地巡りのページを追加し静的なモデルコースを動的化した。

- ③ 映画・ドラマロケ地さるくを実施した。
- ④ エキストラ・ボランティアスタッフ登録者にメールマガジンを配信した。
- ⑤ Twitter, Facebook を活用した情報発信を行った。
- ⑥ 長崎県内ロケ地検索アプリ「ながさきロケたび」をリリースした。

(3) データ収集・取りまとめ

ロケ地の写真，長崎が舞台の文学作品の収集等を行った。

(4) 誘致活動

映画・ドラマなどの制作者向けの展示会場ブースで資料配布等を行った。

(5) 各種会議出席・開催等

FCNet 九州・山口実務者会議等に出席，事業に関連する講演の開催等を行った。

3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画（2011-2015）との関係・整合性

(1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

ア 目的

FC 事業は，制作関係者等への誘致活動，ロケ地下見時の随行，撮影時に必要な各種申請手続き等の代行を行うことで，映画やテレビ等でのロケ件数，放映件数の増加を図り，作品等の制作により，本県の魅力が数多く発信されることを目指す事業であり，この事業によって映画やテレビ番組等のロケ地などを訪れる観光客が増加すれば，「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資すること」は間違いない。

よって，FC 事業は同条例の目的に適うものである。

イ 基本理念

FC 事業は，映画の舞台となった地やテレビ番組等によって紹介された地に対して観光客を誘致することとなる事業であり，かかる映画やテレビ番組によって，本県の歴史，文化，自然，景観等が直接的又は間接的に紹介されるものと思われる。

そうすると，FC 事業は，同条例に定める基本理念の 1 つである「観光資源の保全と県民の生活との調和に配慮しつつ，歴史，文化，自然，景観，食その他の観光資源を創意工夫を尽くして積極的に活用するよう行われ

るもの」であるといえる。

よって、FC事業は、同条例に定める基本理念に合致している。

#### ウ 基本方針

同条例は「施策の基本方針」として、「地域の歴史、文化、自然、景観、食等を活用したまちの魅力づくりを促進すること。」、及び「情報通信技術等の活用により本県の観光の魅力等の情報発信を促進すること。」が定められている。

FC事業は、本県各地を映画・ドラマのロケ地として使用することを促進し、本県の魅力を発信することを目指すものであり、条例の基本方針に合致しているといえる。

よって、FC事業は、長崎県観光振興条例に合致しているといえる。

#### (2) FC事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として「ターゲットを明確にした国内誘客戦略の展開」が掲げられている。そして、そのための施策の1つとして、「戦略的な情報発信」が挙げられている。

この「戦略的な情報発信」の具体策として、「各種メディアを活用した情報発信の充実」が挙げられており、これは、ロケ地の誘致活動やロケ後の情報発信、ロケ地巡りツアーの企画などが中核的な事業として想定されている。

よって、FC事業は基本計画の中で適切な一翼を担っているといえる。

#### 4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

##### (1) 補助事業の概要（長崎県フィルムコミッション事業）

補助金の名称	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金
交付目的	長崎県観光連盟の円滑な運営と事業推進を図ることにより、観光の振興及び文化の向上に寄与する。
補助事業の内容、対象経費等	補助対象者の運営に要する経費及び観光客の誘致対策事業に要する経費のうち必要と認めるもの。
補助率又は額	10分の10以内

補助対象者	一般社団法人長崎県観光連盟
補助金額（平成 27 年度）	7,099,000 円

5 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成 27 年度の支出

(単位：円)

<勘定科目>	<支出額>
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	0
旅費	0
需用費	0
役務費	0
委託料	0
使用料	0
補助金・負担金	7,099,000
合計	7,099,000

関係資料を調査した結果、上記支出につき、特段問題は見当たらなかった。

(2) 平成 27 年度に交付した補助金の支出内訳（参考）

長崎県観光連盟が県に提出した「平成 27 年一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金（運営費）実績報告書」に添付されている「収支精算書」の「歳出」のうち、FC 事業に関する部分は次のとおりである。

(単位：円)

<事業名>	<精算額>
長崎県フィルムコミッション事業	7,099,000

(3) 外部委託について

FC 事業に外部委託契約は存在しない。

## 6 適正な管理が行われているか

### (1) 県が行った事業評価の内容

活動 指標	主な目標	ロケ相談支援件数(件)
	H27 目標	128
	H27 実績	171
	達成率	133%
成果 指標	主な目標	ロケ件数 (件)
	H27 目標	84
	H27 実績	100
	達成率	119%
事業の成果等		県内での制作関係者への支援のみならず、ながさき旅ネットやSNSを活用した情報発信に努めることにより、制作関係者の誘致をさらに行うことができ、ロケ相談件数、ロケ件数を大きく上回ることができた。
検証及び問題点の抽出		<p>県内での制作関係者への支援のみならず、ながさき旅ネットやSNSを活用した情報発信に努めることにより、制作関係者の誘致をさらに行うことができ、ロケ相談件数、ロケ件数を大きく上回ることができた。</p> <p>このことにより、テレビ等での情報発信が可能となり、観光客の増加に寄与したものと考えられる。</p>

### (2) 事業効果の検証について

FC 事業の効果検証については、事業評価の指標である「ロケ相談支援件数」、「ロケ件数」によって行うのが適切であると思われる。FC 事業が行われたことにより観光客や観光消費が増加したか否かは判定不可能であるからである。

ロケ件数については、前年比 119%であり、ロケ相談支援件数も前年比 133%と大幅な伸びを見せている。

ロケ件数は、その時々需要に左右される面があることは否めないが、今後もその件数の増加が期待される。

## 第 10 修学旅行誘致対策事業

(以下「修学旅行事業」という。)

### 1 事業概要

事業目的・内容	長崎県への修学旅行を誘致するため、各学校や各教育委員並びに旅行代理店修学旅行担当者に対し、市町や観光協会等と連携して誘致活動を行う。また、修学旅行用パンフレットを作成し誘致活動等に活用するほかインターネットによる情報発信を行う。さらに、修学旅行用資料の提供、直接訪問による PR、現地視察招聘を実施する。
事業期間	平成 27 年度～平成 29 年度
事業費	平成 27 年度実績 8,506,000 円
事業対象	全国の中学校・高等学校の教育関係者、旅行代理店の修学旅行の担当者

### 2 平成 27 年度事業内容

#### (1) 誘致セールス活動

- ① 重点地区でのエージェント（旅行代理店）及び学校の訪問  
1 都 2 府 13 県において 1,182 か所を訪問した。
- ② 九州観光推進機構主催の九州 7 県合同説明会へ参加した。  
8 月 5 日～同月 20 日 4 か所（名古屋，大阪，東京，新潟）  
教員合計 116 名，旅行会社 117 名
- ③ 各市の修学旅行誘致活動と連携した。  
長崎国際観光コンベンション協会 3 回（学校 13 校，旅行社 112 社）  
佐世保観光コンベンション協会 4 回（学校 101 校，旅行社 49 社）

#### (2) 教育旅行担当者の研修旅行誘致

- ① エージェントの教育旅行担当者の視察研修を実施した。  
エージェント 2 件・参加者 156 名，  
「長崎県修学旅行代理店社等視察研修助成金交付要綱」一人一泊 5,000 円
- ② 教職員の視察研修を実施した。  
教職員 2 件・参加者 24 名

3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画（2011-2015）との関係・  
整合性

(1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

ア 目的

修学旅行事業は、長崎県への修学旅行の誘致を目的とする事業であり、修学旅行生が増加すれば同条例に定める「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資すること」は間違いない。

よって、修学旅行事業は同条例の目的に適う。

イ 基本理念

修学旅行を誘致することは、同条例の基本理念の1つである「県民等、市町及び県が『観光立県長崎』の担い手として協働して、まちの魅力づくりに取り組み、及び交流を促進するよう行われるもの」であり、これは同条例に定める基本理念に合致している。

ウ 基本方針

修学旅行事業は、長崎県への修学旅行を誘致することにより、このことは同条例に定める基本方針の1つである「国内…からの観光客の誘致を促進すること」に合致する。

(2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として「ターゲットを明確にした国内誘客戦略の展開」が掲げられており、そのための施策として「セールスプロモーション活動の充実」が挙げられている。

そして、この「セールスプロモーション活動の充実」の具体策として、「修学旅行の実施と誘致」が挙げられており、修学旅行事業は、まさにこの具体策そのものであることから、基本計画の中で適切な一翼を担っていることは明らかである。

4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

(1) 補助事業の概要（修学旅行誘致対策事業）

補助金の名称	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金
交付目的	長崎県観光連盟の円滑な運営と事業推進を図ることにより，観光の振興及び文化の向上に寄与する。
補助事業の内容，対象経費等	補助対象者の運営に要する経費及び観光客の誘致対策事業に要する経費のうち必要と認めるもの。
補助率又は額	10分の10以内
補助対象者	一般社団法人長崎県観光連盟
補助金額（平成27年度）	8,338,000円

(2) 補助金実施要綱の内容

後述する。

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

後述する。

5 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成27年度の支出

(単位：円)

<勘定科目>	<支出額>
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	0
旅費	22,000
需用費	0
役務費	0
委託料	0
使用料	146,000
補助金・負担金	8,338,000
合計	8,506,000

関係資料を調査した結果，上記支出につき，特段問題は見当たらなかった。

(2) 平成 27 年度に交付した補助金の支出内訳 (参考)

県が長崎県観光連盟に交付した補助金 (平成 27 年度) の支出内訳 (区分と精算額) は、以下のとおりである。

(単位 ; 円)

< 区分 >	< 精算額 >
誘致活動費	3, 575, 799
教育旅行長崎視察招聘	1, 582, 216
体験・平和学習対策費	2, 214, 004
熊本県連携	195, 674
世界遺産関連事業	770, 307
計	8, 338, 000

(3) 外部委託について

修学旅行事業において、外部委託は存在しない。

6 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

活動 指標	主な目標	学校・旅行代理店訪問数
	H27 目標	1, 000 件
	H27 実績	1, 182 件
	達成率	118%
成果 指標	主な目標	長崎県への修学旅行者数
	H27 目標	431, 000 人
	H27 実績	452, 050 人
	達成率	104%
事業の成果等		学校や旅行代理店に対する継続的な誘致・訪問活動等によって、H26 年度のがんばらんば国体・大会に伴う減少を一時的なものに留め、それ以前の水準まで増加させることができた。
検証および問題点の抽出		学校や旅行代理店に対する過去からの継続的な誘致・訪問活動等によって、H26 年度のがんばらんば国体・大会に伴う減少を一時的なものに留め、それ以前の水準まで増加させることができたことは、これまでの学校訪問等の成果であると思われる。

## (2) 事業評価の検証について

### ア 活動指標について

修学旅行事業については、学校・旅行代理店訪問数（件）を活動指標としている。

重点地区を決めて集中的に回っており、目標値の 1,000 を上回る 1,182 か所を回った実績を残している。学校が修学旅行先を 3 年程度で見直していることや、学校や旅行代理店を訪問しないことには、修学旅行担当者が長崎を訪問しようと思わないことからすれば、学校・旅行代理店訪問数（件）を活動指標とすること自体は有効である。

もっとも、訪問する学校によっては、パンフレットを置いてくるのみのところもあるとのことであり、実際に修学旅行担当者に対して説明を行った数(件)を活動指標の一つ又は内訳として挙げることが望ましい(意見)。

### イ 成果指標について

修学旅行事業は、長崎県への修学旅行者数（人）を成果指標としている。

修学旅行事業の目的は、長崎県への修学旅行を誘致するためであるから、長崎県への修学旅行者数（人）を成果指標とすること自体は目的に添っている。平成 26 年度においては、修学旅行のピーク期と長崎がんばらんば国体等との日程の重複に伴い長崎県への修学旅行者数は約 43 万 5000 人まで減少したが、平成 27 年度において、約 45 万 2000 人まで回復している。平成 26 年度の修学旅行者数の減少を 1 万人程度に留めたこと、平成 27 年度に回復できたことは、直接訪問を基本とした継続的な誘致活動のたまものと思われる。

もっとも、上記のように、学校が修学旅行先を 3 年程度で見直していることからすれば、事業効果の検証のためには、2～3 年前の活動指標とリンクさせるような新たな成果指標を検討することが望ましい(意見)。

## (3) 教育旅行担当者の研修旅行誘致について

教育旅行担当者の研修旅行誘致については、長崎県修学旅行代理店社等視察研修助成金交付要綱に基づき、一定の要件を満たす場合には、一人一泊につき 5,000 円の助成を行うようになっている。

この助成金は、若い営業者向け、あるいは新入社員研修に利用されているとのことであったので、修学旅行を誘致する前提である旅行代理店の研修旅行誘致には一定程度効果があると思われる。

もっとも、旅行代理店の社員研修は、本来、当該旅行代理店が自らの費用

で行うべきものであることからすれば、その効果を検証するための指標等が必要と思われる（意見）。

また、利用が2社ということからすれば、それほど告知がなされているとは思われず、この助成金があるからといって教育旅行担当者の研修旅行が増えているという関係にはないと思われることからすると、制度を使ってセールスを行うとすれば、広く周知を図ることが望ましい（意見）。

## 第 11 コンベンション誘致推進事業

### 1 事業概要

事業目的・内容	首都圏等における誘致説明会やキーマンの視察招聘などを行うとともに、市町を通じて開催に要する経費の一部を助成することにより、長崎県内へのコンベンション誘致を維持・拡大し、観光振興を図った。
事業期間	平成 21 年度～平成 29 年度
事業費	平成 27 年度実績 21,497,477 円
事業対象	コンベンション主催者

### 2 平成 27 年度事業内容

#### (1) 観光連盟への補助

コンベンション誘致活動をする長崎県観光連盟への補助を行った。

#### (2) コンベンション開催助成事業補助金の支給

コンベンション主催者に対し、開催経費の一部を助成するため、市町と共に、コンベンション開催助成事業補助金を 44 件分（延宿泊者数 37,110 人）支給した（県の助成金合計 1,570 万円）。

#### (3) 各種誘致活動

##### ① 各種学会・団体に対する県外・県内誘致活動

県内外の学会及び団体本部に対して営業活動を行った。

##### ② セミナー等における説明会の実施

5 地区（新潟、松本、びわこ、高松、長崎）合同首都圏セミナー、長崎県コンベンションセミナー等を実施した。

##### ③ キーパーソンの招聘

MICE 関係キーパーソンの招聘等を行った。

##### ④ コンベンションガイドブック作成等情報発信

コンベンションカレンダーの作成、コンベンションガイドブック改訂版の作成、県内大学・団体関係へのダイレクトメール等を行った。

### 3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画（2011-2015）との関係・整合性

#### (1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

##### ア 目的

コンベンション誘致推進事業は、長崎県におけるコンベンションの開催を促進することで、宿泊者数や観光消費の増加を目指すものであり、これによって観光客が増加すれば、同条例第1条に定める「観光の振興に関する施策を…計画的に推進し、もって地域経済の活性化及び本県経済の発展に資する」ものと評価できる。特に、コンベンション参加者の宿泊単価等は、一般の観光客より高いことが通常であり、この点からも、コンベンションの誘致推進は、「地域経済及び本県経済の発展に資する」ものである。

したがって、コンベンション誘致推進事業は同条例の目的に合致している。

##### イ 基本理念

同条例第3条は、観光振興の基本理念として「歴史、文化、自然、景観、食その他の観光資源を創意工夫を尽くして積極的に活用するよう行われるものであること」が挙げられているところ、コンベンションの誘致は、長崎県の様々な観光資源を活用して行われている。

よって、コンベンション誘致推進事業は同条例の基本理念に合致している。

##### ウ 基本方針

長崎県内においてコンベンションが開催された場合、延宿泊者数は増加し、相当数の参加者は観光を行うものと推定される。

したがって、コンベンション誘致推進事業は、同条例第9条に定める「国内…からの観光客の誘致を促進すること。」という基本方針に合致している。

#### (2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として「ターゲットを明確にした国内誘客戦略の展開」が掲げられている。そして、そのための施策の1つとして、「セールスプロモーション活動の充実」が挙げられている。

そして、この「セールスプロモーション活動の充実」の具体策の1つとして「コンベンションの誘致」が挙げられており、コンベンション誘致推進事業はまさにこの具体策を担うものである。

よって、コンベンション誘致推進事業は基本計画の中で適切な一翼を担っているといえる。

#### 4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

##### (1) 補助事業の概要

本事業に関係する補助金事業には、①長崎県コンベンション開催助成事業補助金、②一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金がある。これらの内容は以下のとおりである。

##### ① 長崎県コンベンション開催助成事業

補助金の名称	長崎県コンベンション開催助成事業補助金
交付目的	県内で開催されるコンベンションに対しその開催に要する費用の一部を市町を通じて助成することによりコンベンション誘致を促進し、観光振興及び地域の活性化を図る。
補助事業の内容, 対象経費等	長崎県コンベンション開催助成事業補助金支給基準額の2分の1と関係市町村のコンベンション開催助成金交付制度による各市町村の助成額を比較していずれか低い方の額以内を、開催経費の一部として助成する。
補助対象者	コンベンション施設所在市町村が、延べ宿泊者数に応じてコンベンション主催者に対し、開催経費の一部を助成する場合に該当。 補助対象事業者は市町又はコンベンション協会等。
補助金額（平成27年度）	15,700,000円

##### ② コンベンション誘致推進事業

補助金の名称	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金
交付目的	長崎県観光連盟の円滑な運営と事業推進を図ることにより、観光の振興及び文化の向上に寄与する。

補助事業の内容, 対象経費等	補助対象者の運営に要する経費及び観光客の誘致対策事業に要する経費のうち必要と認めるもの。
補助率又は額	10 分の 10 以内
補助対象者	一般社団法人長崎県観光連盟
補助金額（平成 27 年度）	5, 797, 477 円

(2) 長崎県コンベンション開催助成事業補助金の補助金実施要綱の内容が適正か

ア 長崎県補助金等交付規則との関係

長崎県コンベンション開催助成事業補助金については、長崎県コンベンション開催助成事業補助金実施要綱（以下「コンベンション補助金要綱」という。）にその手続等が規定されている。そして、かかる実施要綱は、交付申請・変更申請の手順及び添付書類、実績報告及び添付書類の規定等において、長崎県補助金等交付規則に忠実に作成されている。

よって、コンベンション補助金要綱の内容は適正であり、特に問題はないものと認められる。

イ 趣旨が条例に反していないか

コンベンション補助金要綱第 1 条の趣旨には十分な記載がない。しかし、コンベンションの誘致は、長崎県観光振興条例第 9 条に定める国内からの観光客誘致を促進するための方策であることは明らかであるから、その趣旨は条例に合致しているものと認められる。

ウ 補助対象者・補助対象事業が趣旨に照らし適当か

コンベンション補助金要綱において、補助対象者は、市町及びコンベンション協会等に限定されている。

この点、コンベンション施設を有する市町は概ね独自にコンベンション誘致活動を行っている。

そうすると、市町等の適切な関与のもと、県の限られた予算内で補助をするためには、市町と共に補助する場合に対象を限定することには一定の合理性があり、補助対象者の限定が趣旨に合致していないということはない。

また、補助対象事業を「コンベンション施設所在市町村が、延べ宿泊者数に応じてコンベンション主催者に対し、開催経費の一部を助成する場合」に限定していることも、同様の理由から趣旨に反しているということはない。

#### エ 現地調査の規定

コンベンション補助金要綱には、事業の適正な執行を確保するための、事後的な現地調査の規定が存在しない。

しかし、県は、毎年、市または市コンベンション協会を訪れ、手続き上の誤りがないか等の現地調査を実施しており、要綱に規定は存在しないものの、実際には現地調査を行っている。

そもそも、長崎県コンベンション開催助成事業補助金において、事業の適正な執行を確保するために、現地調査は有効であり、だからこそ、県も実際には現地調査を行っているのである。

そうであるならば、コンベンション補助金要綱においても、現地調査の規定を設けることが望ましい（意見）。

#### (3) 補助金実施要綱に準拠しているか

ある市のコンベンション協会への補助分を抽出して精査した。補助の要望、交付申請及び実績報告について添付書類は揃っており、コンベンション補助金要綱で定めた時期に実績報告が適切になされている。

また、コンベンション補助金要綱第 10 条に定める「状況報告」についても、補助金の交付決定を行った 5 市全てから状況報告書の提出を受けており、その記載内容も適正と認められる。

以上より、補助事業は補助金実施要綱に準拠して行われているといえる。

#### 5 支出が適法かつ妥当に行われているか

##### (1) 平成 27 年度の支出

(単位：円)

<勘定科目>	<支出額>
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	0
旅費	0

需用費	0
役務費	0
委託料	0
使用料	0
補助金・負担金	21,497,477
合計	21,497,477

関係資料を調査した結果、上記支出につき、特段問題は見当たらなかった。

(2) 平成 27 年度の支出内訳等

ア 長崎県コンベンション開催助成事業補助金

(ア) 支出内訳

(単位；円)

内容	交付先	執行額
コンベンション開催助成事業補助金	長崎国際観光コンベンション協会	11,800,000
コンベンション開催助成事業補助金	佐世保観光コンベンション協会	3,650,000
コンベンション開催助成事業補助金	諫早市長	150,000
コンベンション開催助成事業補助金	雲仙市長	100,000
	計	15,700,000

(イ) 交付実績

	総助成額 (単位；千円)	県 (単位；千円)	市町村 (単位；千円)	開催件数	延べ宿泊者数 (単位；人)
長崎市	23,600	11,800	11,800	31	26,413
佐世保市	7,300	3,650	3,650	11	10,145
諫早市	300	150	150	1	340
雲仙市	200	100	100	1	212
計	31,400	15,700	15,700	44	37,110

補助金の支出は適正になされており、会計処理に関しては、適法かつ妥当といえる。

イ 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金について（参考）

県が長崎県観光連盟に交付した補助金の支出内訳（区分と精算額）は、以下のとおりである。

（単位：円）

<区分>	<精算額>
セールス活動	1,374,057
CV販売ツール作成	672,068
広報宣伝費	660,570
IME参加経費	620,715
6地区合同	869,299
長崎県内	403,840
長崎視察	617,249
福岡セミナー	100,839
東京セミナー	89,832
マイスセミナー	389,008
計	5,797,477

（3）外部委託について

コンベンション誘致推進事業に、県の外部委託契約はない。

6 適正な管理が行われているか

（1）県が行った事業評価の内容

活動 指標	主な目標	誘致説明会開催数(回)
	H27 目標	6
	H27 実績	6
	達成率	100%
成果 指標	主な目標	コンベンション(スポーツを除く)参加者数(万人)
	H27 目標	11.8
	H27 実績	10.5
	達成率	88%
事業の成果等		H26年度は、国体の影響で会議室の利用が制限されていたこともあり、参加者数が少なかったが、H27年度は、それが解消され、100人未満の小規模会議室の開催が増加したため、参加者数も増加した。
検証及び問題点の抽出		コンベンション誘致のため、関係市町等と連携し、首都圏等へのセールス活動、IME2015へ

	<p>の参加，5 地区合同首都圏セミナーの開催などを行うとともに，「コンベンション開催助成事業補助金」の効果的な活用により目標を達成することができた。</p>
--	---

(2) 事業効果の検証について

コンベンション誘致推進事業の効果の検証は，上記事業群評価においてしかなされていないのが現状である。

コンベンションについては，開催数や参加者人数で客観的に成果を計れるので，事業評価の成果指標である「コンベンション参加者数」で効果を検証することには一定の合理性がある。また，県（県観光連盟）と市及び市コンベンション協会は，協力して誘致活動を行っているため，県独自の成果を抽出することは困難であり，上記指標で事業効果を検証することは適切であるといえる。

## 第 12 食と観光の融合による観光拡大推進事業

(以下, 「食と観光推進事業」という。)

### 1 事業概要

事業目的・内容	「食の長崎」を誘客のメインコンテンツとして継続的に展開するため, 県内各地域の多種多様な「食」に関する情報の発掘・集積を行うとともに, 食のイベントや地域フェスタ等を通じて「食の長崎」の一元的・効果的な情報発信を行う。これらの取組を通じて, 県内の豊富な食材や食のメニューを「歴史」, 「文化」と融合させた魅力的な観光資源として継続的に活用・展開することにより, 県内各地への誘客促進を図る。
事業期間	平成 23 年度～平成 27 年度
事業費	平成 27 年度実績 7,353,844 円
事業対象	市町・観光協会等

### 2 平成 27 年度事業内容

(1) 同時期に実施される主催者の異なる複数のイベントを一体的・効果的に PR することで誘客・周遊効果を高めるため, 「長崎中秋節 食べ歩き博覧会」と称して, 以下の 3 つのイベントのテレビ広報等の情報発信を合同で行った。

① 「長崎食べて飲んでみんなね祭」

(主催; 長崎食べて飲んでみんなね祭実行委員会)

\* 県が実行委員となり, 負担金として 300 万円支出している。

② 「DEJIMA 博」

(主催; ㈱長崎国際テレビ)

③ 「長崎中華街 中秋節」

(主催; 長崎中華街中秋節実行委員会)

(2) 県内各地の魅力的な食材・メニュー等の情報発信のため, 総合パンフレット「美味感動」を年 2 回作成した。

(3) 食と観光の融合による取組支援事業補助金として, 市町が行う食のイベントやキャンペーンを対象に, 3 市・4 件に対し補助金支出を行った。

### 3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画（2011-2015）との関係・整合性

#### (1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

##### ア 目的

食と観光推進事業は、県内の豊富な食材や食のメニューを「歴史」、「文化」と融合させた魅力的な観光資源として継続的に活用・展開することによって、県内各地への誘客促進を図る事業であり、同条例第1条に定める「観光の振興に関する施策を・・・推進」することに資するものと評価できる。また、この事業が、市町等への助成を通じて、「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資すること」は間違いない。

よって、食と観光推進事業は同条例の目的に適うものである。

##### イ 基本理念

食と観光推進事業は、「歴史」、「文化」と融合させた県内の豊富な食材や食のメニューを積極的に活用しようとする事業であり、同条例の基本理念である「観光資源の保全と県民の生活との調和に配慮しつつ、歴史、文化、自然、景観、食その他の観光資源を創意工夫を尽くして積極的に活用するよう行われるものであること。」（同条例第3条第2号）に合致している。

##### ウ 基本方針

同条例に定める観光振興の基本方針には、「地域の歴史、文化、自然、景観、食等を活用したまちの魅力づくりを促進すること。」がその1つとして挙げられ、食の活用が掲げられている。

また、同基本方針では「情報通信技術の活用等により本県の観光の魅力等の情報発信を促進すること。」も挙げられており、食と観光推進事業によって、食の魅力について情報発信をすることは、まさに基本方針に合致している。

#### (2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として「食と歴史・文化の魅力あふれる観光地づくり」が掲げられている。そして、そのための施策の1つとして、「『食の長崎』推進」が挙げられている。

「『食の長崎』推進」とは、「旅の魅力の大きな部分を占める『食の満足度』を高め、本県への観光客入り込みを大きく増大させるため、県内各地の豊富な食材や食文化を詳細に掘り起こしてデータベースを構築し、メニュー

として磨き上げ、『食』を前面に打ち出した観光商品として作り込みを行なった上、「集客の中核として、全県的なイベントと県内各地域での地域フェスタを連携させて『来てみんなね！長崎 食 KING 王国』として展開し、全国に向かって情報発信する」取組である。

本事業は、食のイベント、パンフレット、ホームページ等を通じて、長崎の食の魅力を発信するものであり、まさに「『食の長崎』推進」を実現する事業であるから、基本計画の中で適切な一翼を担っているといえる。

#### 4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

##### (1) 補助事業の概要（食と観光の融合による取組支援事業）

補助金の名称	食と観光の融合による取組支援事業補助金
交付目的	食を活かした誘客促進を図る取組等を支援する
補助事業の内容，対象経費等	域外からの誘客を目的とした食のイベントやキャンペーンの実施に要する経費のうち以下のもの。 1. 食の魅力を活かした新たな誘客への取組（仕掛け）の実施に要する経費 2. 継続して実施している食のイベントやキャンペーンに要する経費のうち次のもの ① 誘客拡大を目的とした，新たなコンテンツの付加に要する経費 ② 誘客拡大を目的とした，新たな手法で実施する情報発信に要する経費 ③ 誘客拡大を目的とした旅行会社との新たなタイアップ等に要する経費
補助率又は額	3分の1以内（1件あたり上限500千円）
補助対象者	市町，観光協会，市町・観光協会等が構成する実行委員会等
補助金額（平成27年度）	1,360,000円

## (2) 補助金実施要綱の内容

### ア 条例との関係

食と観光の融合による取組支援事業補助金については、食と観光の融合による取組支援事業補助金実施要綱（以下「食と観光の融合による補助金要綱」という。）にその手続等が規定されているところ、食と観光の融合による補助金要綱の内容は、交付申請、変更承認、実績報告、交付の方法、添付書類の種類等において、長崎県補助金等交付規則に忠実に作成されていると思われる。食と観光の融合による補助金要綱第1条の趣旨も「県内各地域の食を活かした誘客促進を図る取組等を支援する」というものであり、「食等を活用したまちの魅力づくりを促進すること。」を掲げる長崎県観光振興条例に合致しているといえる。

### イ 補助対象者、補助対象事業、補助率について

上記補助事業の概要記載のとおり、補助対象者は市町や観光協会等であるが、誘客拡大目的の食のイベントに通常関与するであろう市町や観光協会等に対象を限定することは一応の合理性がある。民間業者に対して補助する場合も、実行委員会を作り補助を受ける方法もあるので、民間排除とまではいえない。

また、補助対象事業についても、食と観光推進事業が平成27年度で終了することが予定され予算も減少していたので、新たな誘客の取り組みに限定したことにも一定の合理性がある。

補助率についても、大半が市町と共同で補助することになり、市町と共同補助の場合の補助率は通常3分の1であるから、妥当といえる。

### ウ 現地調査について

食と観光の融合による補助金要綱には、現地調査に関する規定が存在しない。

しかし、市町との共同補助が大半であり市町の監督もあること、補助対象経費の大半がCM, PRツールであり成果品や関係書類から執行状況が確認可能であること等に鑑みると、食と観光の融合による取組支援事業補助金については、そもそも適正な執行を確保するための現地調査の必要性に乏しい。

よって、食と観光の融合による補助金要綱において、現地調査の規定が存在しない点については、何ら問題ではない。

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

補助事業のうち、事業費の金額が多い市町を抽出して資料を精査した。

交付申請書（添付書類を含む）及び実績報告書（添付書類を含む）については、食と観光の融合による補助金要綱に準拠した書類が揃っている。特に事業費内訳書については、業者を入札で決定したこと等の資料も存在し、事業費積算の根拠が十分に示されている。

また、食と観光の融合による補助金要綱第4条に定める「状況報告」についても、補助金交付をした4件とも提出されており、その記載内容も適正であることが確認できた。

以上より、本事業は補助金実施要綱に準拠して行われているといえる。

5 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成27年度の支出

(単位：円)

<勘定科目>	<支出額>
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	0
旅費	326,000
需用費	0
役務費	838,000
委託料	1,829,844
使用料	0
補助金・負担金	4,360,000
合計	7,353,844

負担金及び委託料については、以下に詳述するが、その他の科目について特段支出に問題は見当たらなかった。なお、役務費の内訳は、チラシの新聞折り込み費用、ポスター掲載費用等であった。

(2) 平成 27 年度に交付した補助金の支出内訳

(単位 ; 円)

内容	交付先	執行額
食と観光の融合による取組支援事業補助金	長崎経済交流会	400,000
食と観光の融合による取組支援事業補助金	大村市観光コンベンション協会	126,000
食と観光の融合による取組支援事業補助金	長崎市	500,000
食と観光の融合による取組支援事業補助金	雲仙市産業まつり実行委員会	334,000
	計	1,360,000

(3) 負担金について

ア 負担金の概要

<交付先>	<目的・内容>	<交付額(円)>
長崎食べて飲んでみ んね祭実行委員会	長崎の食と酒の普及を目的としたイベントである長崎食べて飲んでみんね祭の実行委員会の一員として負担金を拠出した。平成 27 年度は 9 月 19 日から同月 23 日までおくunchi 広場で開催され、前年比約 2 万 3 千人増の約 9 万 3 千人を集客した。	3,000,000

イ 負担金の内容及び支出が適正か

「長崎中秋節 食べ歩き博覧祭」の構成イベントの 1 つである「長崎食べて飲んでみんね祭」は、同実行委員会という任意団体を設立し、実行委員として長崎県が名を連ねている。そのため、同イベントに対しては、補助金ではなく負担金を支出している。同イベントに対する負担金の額は前年度よりも削減されており、負担金の必要性を検討した上で、支出を抑制する努力がなされているものと評価できる。また、集客も前年比で相当割合増加しており、評価できる。その他、支出は適正である。

(4) 外部委託について

ア 外部委託の概要

(単位；円)

委託業務名	委託業務の内容	契約相手先	支出済額
平成27年度「長崎の食」PRツール作成業務委託	長崎の食に関する総合パンフレット「美味感動」を年2回、各1万部作成。	凸版印刷㈱ 長崎営業所	421,200
平成27年度「長崎中秋節 食べ歩き博覧会」PRツール作成業務委託	長崎食べて飲んでみんなね祭, DEJIMA博, 長崎中華街中秋節の3つのイベントを共同でPRするチラシを作成。	凸版印刷㈱ 長崎営業所	652,644
「長崎中秋節 食べ歩き博覧会」テレビスポット業務委託	上記3つのイベントを共同でPRするテレビ広告を実施。	㈱長崎国際テレビ	756,000
計			1,829,844

イ 外部委託の契約内容及び支出が適正か

(ア) 平成27年「長崎の食」PRツール作成業務委託

県が複数社から見積を徴取した上で、予定価格を作成している。

最低価格の業者の額が、予定価格の3分の2を下回っていたので、仕様書の内容について認識の相違がないか等の確認を電話で行っている。

契約書、納品書等の各種書類から、契約書の内容は適正であり、支出も適正に行われていることが認められる。

(イ) 平成27年度「長崎中秋節 食べ歩き博覧会」PRツール作成

県が4者から見積を徴取した上で、予定価格を作成し、最低価格の業者に決定している。

契約書、納品書等の各種書類から、契約書の内容は適正であり、支出も適正に行われていることが認められる。

(ウ) 「長崎中秋節 食べ歩き博覧会」テレビスポット業務委託

「長崎中秋節 食べ歩き博覧会」は、県の補助対象事業である「長崎食べて飲んでみんなね祭」とテレビ局主催イベント等の合計3つのイベントが含まれており、他のテレビ局ではテレビCMができない。また、共同で広告することで動員効果が見込めることから、長崎県財務規則第106条第1項第3号により1者見積もりとし、地方自治法施行令第167条の2第1項1号、長崎県財務規則第105条の2に基づき、随意契約としたことは適正な処理である。このことは、随意契約検討シート等から確認できた。

契約書、納品書等の各種書類から、契約書の内容は適正であり、支出も適正に行われていることが認められる。

## 6 適正な管理が行われているか

### (1) 県が行った事業評価の内容

活動 指標	主な目標	「食」のパンフレット制作数(件)
	H27 目標	2
	H27 実績	2
	達成率	100%
成果 指標	主な目標	「食」による来訪意欲度(%)
	H27 目標	91
	H27 実績	96
	達成率	105%
事業の成果等		食をテーマにした「地域フェスタ」への開催支援や情報発信によってイベントの定着化が図られるようになり、各地域において主体的な取り組み体制が整備されるとともに「長崎の食」の認知度向上に繋がった。
検証及び問題点の抽出		上記事業の成果等と同じ

### (2) 事業効果の検証について

上記事業評価(事業群評価)の成果指標には「『食』による来訪意欲度(%)」が挙げられているが、これについては、同事業により直接得られた成果であるかどうか、判定ができない。「食」による来訪意欲度を継続的に調査することは重要であるが、担当者が把握している各イベントの動員目標、実際の動員数等のデータについて、観光振興課内部において共有し、今後の取組に生かしていくことが必要といえる。

また、パンフレット作成については、どのような場所に何部配置し、利用者等にどの程度配布されたのかを検証することが検討されてもよいのではないかと。

## 第 13 海外新テーマ型旅行誘致拡大事業

(以下, 「海外新テーマ型旅行事業」という。)

### 1 事業概要

事業目的・内容	海外の各市場における影響力の大きい観光関係事業者とタイアップし, 訴求力のある新たなテーマ型旅行や旅行スタイルを提案することにより, 潜在的な旅行需要を喚起し, 本県への誘客を図る。
事業期間	平成 26 年度～平成 28 年度
事業費	平成 27 年度実績 14,439,768 円
事業対象	東アジア・東南アジア・欧米等の外国人観光客

### 2 平成 27 年度事業内容

#### (1) 中国市場企業報奨旅行等促進補助金

中国国内の企業等が行う報奨旅行・視察研修旅行等を支援するため, 県内に 3 泊以上・延べ宿泊者数が 50 人以上の団体ツアーを誘致したランドオペレーター等に対し補助金を交付した。(補助金交付件数 26 件)

#### (2) 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金

##### ① 韓国対策

2013 年に就航したソウルー長崎の直行便ジンエアを活用した誘客対策に加え, 増加傾向にある個人旅行 (FIT) 対策, ゴルフツアーやオルレ・トレッキングツアーの誘致, 長崎県ソウル事務所と連携した教育旅行誘致対策などを実施した。

##### ② 中国対策

観光地長崎県の認知度の向上を図るほか, エージェントとのタイアップによる定番商品の確立に努める。また, 修学旅行の誘致に積極的に取り組むとともに, 今後増加が見込まれる FIT 対策も実施した。

##### ③ 台湾対策

新たな旅行商品の造成に繋がるような新素材の発掘などを行い, 積極的な情報提供を行う。また, 増加傾向にある FIT 対策として, ホームページや Facebook 等による情報発信の強化を行った。

#### ④ 香港対策

新たな旅行商品の造成に繋がるような新素材の発掘などを行い、積極的な情報提供を行う。また、訪日旅行者数の半数以上を占める FIT 対策として、新たな体験型観光素材の発掘などを行い積極的な情報提供を行うほか、ホームページや Facebook 等による情報発信の強化を行った。

#### ⑤ タイ対策

観光地長崎県の認知度の向上を図るほか、増加傾向にある FIT 対策として、Facebook のキャンペーン等による情報発信の強化を行った。

#### ⑥ 修学旅行誘致促進

韓国、中国などからの修学旅行誘致を図るため、県ソウル事務所等と連携した誘致活動を展開した。また、県内市町をはじめ関係機関と連携した学校交流を実施した。

### (3) NPO 法人長崎巡礼センター

NPO 法人長崎巡礼センター（以下、「長崎巡礼センター」という。）が実施する「第 2 回長崎巡礼ガイド育成研修」に負担金を交付した。

## 3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画（2011-2015）との関係・整合性

### (1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

#### ア 目的

海外新テーマ型旅行事業は、海外の各市場における影響力の大きい観光関係事業者とタイアップし、訴求力のある新たなテーマ型旅行や旅行スタイルを提案することにより潜在的な旅行需要を喚起し、本県への誘客を図る。これによって海外からの観光客が増加すれば、「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資すること」は間違いなく、同条例の目的に適うものである。

#### イ 基本理念

海外新テーマ型旅行事業は、長崎県の海外重点市場として韓国・中国・台湾・香港・タイの 5 地域を定め、各地域に合ったテーマ型旅行や旅行スタイルの提案を行う事業であり、その結果、海外からの観光客を誘客するものである。

よって、同条例第 3 条（基本理念）にある「海外との交流を促進」するものであり、同条例に定める基本理念に合致する。

#### ウ 基本方針

海外新テーマ型旅行事業は、同条例第9条（施策の基本方針）の「国内及び海外からの観光客の誘致を促進すること」に該当しており、同条例に定める基本方針に合致している。

#### (2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として「アジアからの外国人観光客の誘客促進」が掲げられており、かつ、その中には「認知度の向上」が記載されている。そして、この「認知度の向上」のための具体策として、「日本国内の大都市に比べ依然として認知度が低い現状を踏まえ、まずは認知度を向上させていくことが重要です。そのため、パブリシティなどの手法やインターネットを活用し、本県の魅力を積極的に発信します。」と記載されている。

また、同じく「アジアからの外国人観光客の誘客促進」の中には、「アジアを中心に旅行市場の成熟度、ニーズに応じた国別の誘致戦略」が記載されている。そして、この具体策として、韓国・中国・台湾・香港・新興市場（タイ、シンガポールなど）ごとに情報発信の方法などが記載されている。

上記（1）アに記載した「目的」のとおり、海外新テーマ型旅行事業は、海外の各市場における影響力の大きい観光関係事業者とタイアップし、訴求力のある新たなテーマ型旅行や旅行スタイルを提案することにより潜在的な旅行需要を喚起することにより、海外からの観光客の誘客による県内消費の拡大等に取り組むこととしており、基本計画を具体化したものである。

よって、海外新テーマ型旅行事業は、基本計画の中で適切な一翼を担っているといえる。

#### 4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

##### (1) 補助事業の概要

##### ① 中国市場企業報奨旅行等促進事業（インセンティブツアー補助事業）

補助金の名称	中国市場企業報奨旅行等促進補助金
交付目的	中国内の企業等が行う報奨旅行、視察研修旅行等を支援し、本県を訪問する中国からのビジネス関連ツアー等の誘致・促進を図る。

補助事業の内容, 対象経費等	企業, 組合, 団体等が実施する報奨旅行, 視察, 研修旅行等に要する経費
補助率又は額	知事が別に定める基準による。
補助対象者	知事が適当と認める団体及び法人
補助金額 (平成 27 年度)	2,600,000 円

② 海外新テーマ型旅行誘致拡大事業

補助金の名称	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金
交付目的	長崎県観光連盟の円滑な運営と事業推進を図ることにより, 観光の振興及び文化の向上に寄与する。
補助事業の内容, 対象経費等	補助対象者の運営に要する経費及び観光客の誘致対策事業に要する経費のうち必要と認めるもの。
補助率又は額	10 分の 10 以内
補助対象者	一般社団法人長崎県観光連盟
補助金額 (平成 27 年度)	9,273,709 円

(2) 補助金実施要綱の内容

ア 中国市場企業報奨旅行等促進補助金について

(ア) 中国市場企業報奨旅行等促進補助金 (以下, 「中国企業報奨旅行等補助金」という。) の対象者及び補助額は, 中国市場企業報奨旅行等促進補助金実施要綱 (以下, 「中国企業報奨旅行等補助金要綱」という。) の別表第 1 に定められている。

別表第 1		
補助対象者	対象となるツアー	補助額
① ランドオペレーター ② その他知事が必要と認める者	① ツアーのタイプ ・ 企業等が実施する報奨旅行, 視察・研修旅行等 ・ 複数の企業等からなる企業組合・団体が実施する報奨旅行, 視察・研修旅行等	下記基準表のとおり

	②ツアーの規模 ・長崎県内に 3 泊以上（長崎市，佐世保市以外で 1 泊以上）宿泊で，延べ宿泊者数が 50 人以上 ③Wi-Fi 接続環境 ・旅行者が本県内でのツアー中，Wi-Fi 接続が可能であるもの ④利用路線 ・長崎-上海間の航空路線を片道以上利用 ⑤ツアーの実施時期 ・ツアーの出発日が 4 月以外であるもの ⑥ツアーの継続性 ・本県へ継続的な送客の可能性のあるもの	
--	--	--

基準表（1 団体当たり）

延べ宿泊者数（人泊）	補助額（円）
50 以上	100,000

ただし，離島（五島市，新上五島町，壱岐市，対馬市など）で宿泊した場合は以下のとおり。

延べ宿泊者数（人泊）		補助額（円）
以上	未満	
50	70	100,000
70	90	140,000
90 以上		180,000

<備考>

1 補助対象者の定義

ランドオペレーターとは，日本国内に本拠地を置き，宿泊や観光地，交通等の手配を行う会社を指す。

2 延べ宿泊者数の算定

- (1) 中国から同行する旅行会社等の添乗員も含めることができる。（人泊数の数え方は他の参加者と同じ）
- (2) 日本側ガイド，運転手や宿泊費が発生しない乳幼児等は含まない。

3 補助額の上限

- (1) 当該年度に新たに当補助金の対象となった中国側のツアー催行企業・団体は，1 企業・団体あたり年 54 万円を補助額の上限とする。
- (2) 過年度に当補助金の対象となった中国側のツアー催行企業・団体は，1 企業・団体あたり年 34 万円を補助額の上限とする。
- (3) 対象となるツアーへの補助額が上記の上限額を超える場合は，上限額の範囲内で補助金を交付する。

(イ) 状況報告について

上記別表第1のとおり，ランドオペレーター等の補助対象者に対し，①ツアーのタイプ（企業等が実施する報奨旅行等），②ツアーの規模（県内に3泊以上かつ延べ宿泊者数50名以上等），③Wi-Fi接続環境（接続可能），④利用路線（長崎-上海間の航空路線を片道以上利用），⑤ツアー実施時期（出発日が4月以外），⑥ツアーの継続性のすべてを満たした場合に交付される補助金であり，いわゆるインセンティブ補助金である。

この点，中国企業報奨旅行等補助金要綱には，長崎県補助金等交付規則で定める「状況報告」に関する規定が存在しない。しかし，中国企業報奨旅行等補助金は，前述したとおり，いわゆるインセンティブ補助金であり，要件を満たした都度交付されるものであるから，その性質上，中途での状況報告は考えられない。よって，「状況報告」に関する規定が存在しないことは特段問題ではない。

(ウ) 現地調査について

中国企業報奨旅行等補助金要綱には，現地調査に関する規定が存在しない。

しかし，中国企業報奨旅行等補助金は，交付の要件であるツアー人数や宿泊者数等につき宿泊先から提出される証明書によって確認することが可能であり，これによって，同補助金の適正な執行を確保することは十分可能である。

よって，中国企業報奨旅行等補助金に関しては，そもそも適正な執行を確保するための現地調査の必要性は乏しく，中国企業報奨旅行等補助金要綱において，現地調査の規定が存在しない点については，特段問題ではない。

イ 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金について  
後述のとおり。

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

ア 中国企業報奨旅行等補助金について

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の別表には，中国企業報奨旅行等補助金の項目において，「補助事業の内容，対象経費等」として「企業，組合，団体等が実施する報奨旅行，視察，研修旅行等に要する経費」

と記載されている。

しかし、中国企業報奨旅行等補助金要綱及び別表第1には、補助対象経費に関する規定が存在しない。

県は、中国企業報奨旅行等補助金要綱に基づき、補助金交付先から実績報告書を提出させており、その実績報告書に添付された収支精算書によると、旅行に要した金額は、1回当たりの交付額を超えている。

しかし、このことをもって補助金の交付目的となる補助対象経費に関する規定を定めないことの理由にはならない。

よって、中国企業報奨旅行等補助金要綱又は別表第1に、補助対象経費に関する規定を定めるとともに、補助金の1回当たりの交付上限として、「補助対象経費を上限とする」旨を記載することが望ましい。

なお、県の担当者によると、中国企業報奨旅行等補助金は、平成27年度で終了しているということであるため意見としないが、今後、同じようなインセンティブ補助金を定める場合に検討して頂きたい。

イ 一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金について  
後述のとおり。

## 5 支出が適法かつ妥当に行われているか

### (1) 平成27年度の支出

(単位：円)

<勘定科目>	<支出額>
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	0
旅費	1,588,000
需用費	5,000
役務費	0
委託料	0
使用料	620,000
補助金・負担金	12,226,768
合計	14,439,768

関係資料を調査した結果、上記支出につき、特段問題は見当たらなかった。

(2) 平成 27 年度に交付した補助金の支出内訳

ア 中国企業報奨旅行等補助金

(ア) 支出内訳

(単位：円)

内容	交付先	執行額
インセンティブツアー補助金(中国企業報奨旅行等補助金)	上海中国青年旅行社等	2,600,000
	計	2,600,000

(イ) 交付実績

(単位：円)

<申請者>	<主催企業>	<回数>	<補助金額>
長安	上海中国青年旅行社	3	300,000
長安	上海長崎倶楽部	3	300,000
長安	上海互源商貿有限公司	3	300,000
長安	上海航空国際旅行社西安分公司	1	100,000
日中悠友旅行	上海錦江旅游有限公司日本部	2	200,000
長安	上海中信国際旅行社	1	100,000
長安	上海中信国安科技工程有限公司	1	100,000
長安	上海人材服務行業協会	1	100,000
東海貿易	台新融資租賃(中国)有限公司	2	200,000
東海貿易	世存信息技術(上海)有限公司	1	100,000
長安	艾聯(上海)自動車部品有限公司	1	100,000
東海貿易	蘇州誠成国際貨運代理有限公司	2	200,000
長安	松下電器機電(中国)有限公司	1	100,000
長安	上海容承企業管理有限公司	3	300,000
長安	上海実行数位営鎖顧問有限公司	1	100,000
	計		2,600,000

中国企業報奨旅行等補助金について、サンプリングによる関係書類の確認を行った。監査の結果、中国企業報奨旅行等補助金の交付に関する手続きについて指摘すべき事項はなかった。

(3) 負担金について

ア 負担金の概要

＜交付先＞	＜目的・内容＞	＜交付額（円）＞
NPO 法人長崎巡礼センター	五島列島及び外海地区における世界遺産登録候補の構成資産をはじめとしたキリスト教関連遺産を実際に回りながら、キリスト教の伝来や弾圧の歴史、潜伏時代から信徒発見までの経緯などを学ぶ。	353,059

イ 収支精算

NPO 法人長崎巡礼センターが県に提出した「第2回長崎巡礼ガイド育成研修 長崎県負担事業報告書」に添付されている「収支精算書」は次のとおりである。

＜収入の部＞

(単位：千円)

＜区分＞	＜精算額＞	＜備考＞
長崎県負担金	353	
参加費（五島研修分）	620	参加者 31 名
自己財源	1	
計	974	

＜支出の部＞

(単位：千円)

＜区分＞	＜精算額＞	＜備考＞
(事業費)		
五島往復ジェットfoil	620	参加者 31 名
五島中型貸切バス	52	1 台
五島海上タクシー	55	1 隻
五島ジャンボタクシー	22	4 台
五島大型貸切バス	92	1 台
外海貸切バス	66	1 台
外海貸切バス	66	1 台
通信費等 諸経費	1	
計	974	

ウ 負担金の内容及び支出が適正か

この負担金は、長崎巡礼センターが実施する「第2回長崎巡礼ガイド育成研修」（以下、「巡礼ガイド育成研修」という）に伴う負担金の拠出に関し、協定書を締結し、交付している。

この巡礼ガイド育成研修の事業計画書に記載されている事業内容は、上記のとおりであり、世界遺産登録候補の構成資産をはじめとしたキリスト教関連遺産の巡礼ガイドを育成することは、新たなテーマ型旅行を提案することにも有効と思われるため、海外新テーマ型旅行事業の目的にも合致していると言える。

よって、長崎巡礼センターへの巡礼ガイド育成研修への負担金の交付は、妥当であると言える。

また、この負担金に関する関係書類を確認した結果、この負担金に関する手続きについて指摘すべき事項はなかった。

6 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

活動 指標	主な目標	メディア・旅行会社・キーパーソン等招聘件数(件)
	H27 目標	9
	H27 実績	10
	達成率	111%
成果 指標	主な目標	事業対象国(6市場)の延べ宿泊者数(人)
	H27 目標	625,200
	H27 実績	545,625
	達成率	87%
事業の成果等		H27年の目標値は達成できなかったものの、H26年の実績値364,147人と比較して13%増加しており、当該事業により着実に外国人延宿泊者数を伸ばし、アジアの観光客の誘客強化に寄与した。
検証及び問題点の抽出		本県の平成27年の外国人延べ宿泊者数は、全国の対前年比の伸びが+46%であった中、+77%を記録するなど、取り組んできた事業の効果が見られた。その一方で、日本全体で宿泊した外国人(延べ宿泊者)のうち、九州の占める割合は平成26年7.28%、平成27年8.43%、長崎県の占める割合は平成26年1.07%、平成27年1.33%であり、依然として東京～富士山～大阪～京都といったいわゆるゴールデンルートに集中している状況は変わっていない。特に、本県に地理的に近く、平成27年の訪日外国人の約25%を占める中国人について、

	<p>アジア 8 地域・訪日外国人旅行者の意向調査（平成 27 年版日本政策投資銀行公財日本交通公社）によると、富士山が認知度 73%、訪問意欲 56%で最も高く、東京、北海道、大阪と続く。それに対して、長崎の認知度は 43%、訪問意欲は 10%となっており、認知度、訪問意欲ともに大きな隔りがある。そのため、上海を中心とした情報発信に加えて、中国全体を網羅する広範囲な情報発信を行うなど、認知度の向上に取り組むとともに各市場の訴求するテーマや素材で誘客に取り組む。</p>
--	---

## （2）事業評価の検証

上記（1）のとおり、「事業の成果等」では、「H27 年の目標値は達成できなかったものの、H26 年の実績値 364,147 人と比較して 13%増加しており、当該事業により着実に外国人延宿泊者数を伸ばし、アジアの観光客の誘客強化に寄与した。」と評価している。

しかし、「検証及び問題点の抽出」では、県の平成 27 年の外国人延べ宿泊者数は、対前年比の伸びが +77%であったとされており、平成 27 年度の宿泊者数の増加は、海外新テーマ型旅行事業のみの効果によるものではないと言える。

また、成果指標の実績値が目標値を下回っているが、その原因等の検証がなされていない。前年との比較のみで事業の成果を評価するのではなく、目標値と実績値の差異を検証することにより、より効果的な対策を立てることが出来ると思われる。

更なる外国人延べ宿泊者数の増加を図る事業とするためにも、目標値と実績値の差異の検証を行うことが望ましい（意見）。

第 14 「明日の世界遺産」海外誘客対策事業  
 (以下, 「明日の世界遺産」事業という。)

1 事業概要

事業目的・内容	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」や「明治日本の産業革命遺産」という 2 つの世界遺産（候補）を活用した積極的な誘致活動, 効果的な情報発信を展開することによって本県の認知度を図るとともに, 外国人観光客が各構成資産等を周遊しやすい環境の整備に取り組む。
事業期間	平成 26 年度～平成 28 年度（但し, 元々は平成 26 年度～平成 27 年度）
事業費	平成 27 年度実績 5,133,548 円
事業対象	韓国, フィリピン等からの外国人観光客

2 平成 27 年度事業内容

(1) 巡礼ツアーの誘致

- ① 韓国, フィリピンからキーマン（神父, 旅行社等）を招聘した。
- ② 韓国の地方都市の大司教区において長崎カトリック説明会を開催した。

(2) 産業革命遺産を活用した誘客

- ① 航空会社とタイアップして欧州から旅行関係のメディアを招聘した。
- ② 九州観光推進機構と九州各県が連携して実施する欧州プロモーションに参加した。

(3) 受入体制の整備

- ① 官民連携による「外国人観光客受入対策協議会」を設置した。
- ② 観光通訳案内対策（ガイド育成など）を行った。
- ③ 広域観光案内板の整備を行った。

### 3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画（2011-2015）との関係・整合性

#### (1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

##### ア 目的

「明日の世界遺産」事業は、2つの世界遺産（候補）を活用した積極的な誘致活動、効果的な情報発信の展開及び外国人観光客が各構成資産等を周遊しやすい環境の整備を目的とした事業であり、同条例に定める「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資する」事業であることから、同条例の目的に適うものである。

##### イ 基本理念

「明日の世界遺産」事業は、外国人観光客が世界遺産（候補）等を周遊しやすい環境の整備を目的としており、これは同条例に定める基本理念の1つである「交流の歴史や地理的な優位性を活かし、海外との交流を促進するよう行われるものであること」から、同条例の基本理念に合致する。

##### ウ 基本方針

「明日の世界遺産」事業は、前述したとおり、2つの世界遺産（候補）を活用した積極的な誘致活動、効果的な情報発信の展開及び外国人観光客が各構成資産等を周遊しやすい環境の整備を目的とした事業であることから、同条例に定める基本方針である「本県の観光の魅力等の情報発信を促進すること」、「海外からの観光客の誘致を促進すること」、及び「観光の基盤の整備を促進すること」のいずれにも合致している。

#### (2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として「アジアからの外国人観光客の誘客促進」が掲げられ、その具体策として「アジアを中心に旅行市場の成熟度、ニーズに応じた国別の誘致戦略」、「外国人の受入環境の整備・向上」、「国や他県と連携した誘致促進」が記載されている。

「明日の世界遺産」事業は、前述したとおりの事業であることから、これら具体策に合致しており、同計画における適切な一翼を担っている。

4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

(1) 補助事業の概要（「明日の世界遺産」海外誘客対策事業）

補助金の名称	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金
交付目的	長崎県観光連盟の円滑な運営と事業推進を図ることにより、観光の振興及び文化の向上に寄与する。
補助事業の内容、対象経費等	補助対象者の運営に要する経費及び観光客の誘致対策事業に要する経費のうち必要と認めるもの。
補助率又は額	10分の10以内
補助対象者	一般社団法人長崎県観光連盟
補助金額（平成27年度）	1,158,668円

(2) 補助金実施要綱の内容

後述する。

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

後述する。

5 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成27年度の支出

(単位：円)

<勘定科目>	<支出額>
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	0
旅費	345,000
需用費	782,000
役務費	1,000,000
委託料	92,880
使用料	1,755,000
補助金・負担金	1,158,668
合計	5,133,548

委託料については、以下に詳述するが、その他の科目について特段支出に問題は見当たらなかった。

(2) 外部委託について

ア 外部委託の概要

(単位 ; 円)

委託業務名	委託業務の内容	契約相手先	支出済額
出島広域観光案内版撤去業務委託	長崎市江戸町8-4の付近に設置されている広域観光案内板の撤去, 処分を行う。	㈱葵巧芸社	92,880
		計	92,880

イ 外部委託の契約内容及び支出が適正か

契約については、随意契約により有限会社葵巧芸社と締結している。

ここで、工事にかかる随意契約について、手続を整理する。

<長崎県財務規則第105条の2(随意契約の限度額)>

工事又は製造の請負	2,500,000円
財産の買入れ	1,600,000円
物件の借入れ	800,000円
財産の売払い	500,000円
物件の貸付け	300,000円
前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000円

<長崎県財務規則第106条第1項(見積書の徴取等)>

(地方自治法施行)令の規定により随意契約によろうとするときは、2人以上の者の見積書を徴しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、1人の者の見積書をもって代えることができる。 (1)1件の予定価格が30万円を超えないもの(物品の購入、委託及び物件の売払いの場合を除く。) (2)1件の予定価格が3万円を超えない物件の売払い (3)前2号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合
---

長崎県財務規則第105条の2(随意契約の限度額)によれば、工事又は製造の請負にかかる限度額は250万円とされており、予定価格は250万円以下であることから、予定価格は随意契約限度額の範囲内に収まっている。

また、長崎県財務規則第106条1項(見積書の徴取等)によれば、1件の予定価格が30万円を超えないものについては1人の者の見積書のみで良

いということになっており、実際の手続きもこれに沿ってなされている。  
したがって、随意契約に係る手続きは妥当であるといえる。

## 6 適正な管理が行われているか

### (1) 県が行った事業評価の内容

県による事業群評価（政策評価と同様のもの）によれば、「明日の世界遺産」事業（巡礼ツアー誘致・情報発信事業）については、以下の評価がなされている。

活動指標	主な目標	メディア・旅行会社・キーパーソン等招聘件数
	H27 目標	7 件
	H27 実績	7 件
	達成率	100%
成果指標	主な目標	巡礼ツアー参加者数
	H27 目標	14,800 人
	H27 実績	14,500 人
	達成率	97%
事業の成果等		巡礼ツアー参加者数は、韓国区内における MERS 流行等の影響により春～夏にかけて伸び悩んだが、キーパーソン招聘や情報発信の強化等により秋以降は徐々に回復し、H26 において 59%であった達成率が H27 においては 97%と順調に推移している。
検証及び問題点の抽出		本県の平成 27 年の外国人延べ宿泊者数は、全国の対前年比の伸びが+46%であった中、+77%を記録するなど、取り組んできた事業の効果が見られた。その一方で、日本全体で宿泊した外国人（延べ宿泊者）のうち、九州の占める割合は平成 26 年 7.28%、平成 27 年 8.43%、長崎県の占める割合は平成 26 年 1.07%、平成 27 年 1.33%であり、依然として東京～富士山～大阪～京都といったいわゆるゴールデンルートに集中している状況は変わっていない。特に、本県に地理的に近く、平成 27 年の訪日外国人の約 25%を占める中国人について、アジア 8 地域・訪日外国人旅行者の意向調査(平成 27 年版 日本政策投資銀行 公財日本交通公社)によると、富士

	<p>山が認知度 73%、訪問意欲 56%で最も高く、東京、北海道、大阪と続く。それに対して、長崎の認知度は 43%、訪問意欲は 10%となっており、認知度、訪問意欲ともに大きな隔たりがある。そのため、上海を中心とした情報発信に加えて、中国全体を網羅する広範囲な情報発信を行うなど、認知度の向上に取り組むとともに各市場の訴求するテーマや素材で誘客に取り組む。</p>
--	---

## (2) 事業評価の検証について

### ア 活動指標について

事業群評価調書では、活動指標について「メディア・旅行会社・キーパーソン等招聘件数」を掲げており、海外誘客という観点からは、適切と考える。目標を 7 件とし、達成率は 100%である。

特に、国別できめ細かい対応を考えている点については、特筆できる。すなわち、韓国ではカトリックの信者が多く、長崎の聖地について、韓国からキーマン（神父、コーディネーター）を招聘したり、平成 27 年度はそれまで行っていたソウル以外の地方都市（釜山等）でカトリック教区関係者に対し説明会を行ったりしている。その成果として、韓国からの巡礼ツアーへの参加者は年々増えてきている。

また、フィリピンからもキーマン（主に旅行会社）を招聘している。これは、フィリピンにおいては、旅行会社に知ってもらえれば富裕層に知ってもらえることから、旅行会社をターゲットにしている。

このように、長崎にあるキリスト教関連遺産に誘客するために、国ごとに作戦を練っている。

今後も、このような国ごとのきめ細かい対応を行うことを期待したい。

### イ 成果指標について

事業群評価調書では、成果指標について「巡礼ツアー参加者数」としてしている。「ア」の活動は、長崎にあるキリスト教関連遺産に誘客するためのものであり、成果指標については適切と考える。

この点、目標が参加者 14,800 人に対し、実績は 14,500 人であり達成率は 97%であるが、平成 22 年が約 2,700 人であったことからすれば、大幅に参加者が増えており、目標は下回ったものの相当の成果が上がっているといえる。

## 第 15 外国人観光客受入環境整備推進事業

(以下, 「外国人観光客受入整備事業」という。)

### 1 事業概要

事業目的・内容	事業者の積極的な誘致活動と受入態勢整備によりインバウンド拡大を図るとともに, 事業者自身の事業拡大を図る。
事業期間	平成 27 年度～継続
事業費	平成 27 年度実績 41, 126, 331 円
事業対象	県内観光関連事業者

### 2 平成 27 年度事業内容

- (1) 宿泊施設, 観光施設, 商業施設等における外国語表記, 無料無線 LAN (Wi-Fi) 等に対し, 補助金を支給する支援を, 市町と共に行った。
- (2) 長崎港・佐世保港に外国語表記のあるデジタルサイネージを設置した (委託)。
- (3) 長崎道のサービスエリアにある長崎県広域観光案内板に外国語表記を加える整備をした (委託)。
- (4) 外国人観光客の消費動向等の調査を行い, 報告書を作成した (委託)。

### 3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画 (2011-2015) との関係・整合性

- (1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

#### ア 目的

本事業は, 事業者の積極的な誘致活動と受入態勢整備によりインバウンド拡大を図るとともに, 事業者自身の事業拡大を図るための事業であることから, 同条例第 1 条に定める「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資すること」は明らかである。

特に, Wi-Fi や外国語表記等の整備は, 同条例第 1 条に定める「観光の振興に関する施策を・・・計画的に推進」するものと評価できる。

また、長崎港・佐世保港のデジタルサイネージ設置も同様に評価できる。外国人観光客消費動向等調査については、外国人観光客の動向を把握することで将来の観光振興の「計画的な推進」が期待でき、外国人観光客の県内消費を増大させる方策につなげることで、「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資すること」が期待される。

したがって、外国人観光客受入整備事業は条例の目的に合致している。

#### イ 基本理念

Wi-Fi や外国語表示の整備などは、まさに同条例に定める基本理念である「海外との交流を促進する」ことに資するものである。

また、外国人観光客にとって、「安心して快適に観光を楽しめるよう」にするための事業ともいえる。

さらに、消費動向等調査については、「観光資源を創意工夫を尽くして積極的に活用」した結果、外国人観光客の消費が拡大するものといえ、その確認のための調査といえる。

したがって、外国人観光客受入整備事業は条例の基本理念に合致している。

#### ウ 基本方針

Wi-Fi や外国語表示の整備などは、同条例に定める「海外からの観光客の誘致を促進」することに資するものとともに、「外国人等すべての人々が安心して快適に観光を楽しめる環境づくりを促進する」ことを実現しようとするものである。また、消費動向調査については、「海外からの観光客の誘致」に資するために行われたものである。

したがって、外国人観光客受入整備事業は条例の基本方針に合致している。

### (2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として「アジアからの外国人観光客の誘客促進」が掲げられている。そして、そのための施策の1つとして、「外国人の受入環境の整備・向上」が挙げられており、外国人観光客受入整備事業はこれを具体化したものと評価できる。

同基本計画は2011年に策定されていることから、ターゲットを当時急増していたアジアからの外国人観光客としているが、アジアから以外の外国人観光客に対する受入環境整備も基本計画の精神に反するとはいえない。また、Wi-Fi 環境、外国語対応などの充実の重要性は疑いない。

よって、外国人観光客受入整備事業は基本計画の中で適切な一翼を担っているといえる。

#### 4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

##### (1) 補助事業の概要（外国人観光客受入環境整備推進事業）

補助金の名称	外国人観光客受入環境整備推進事業補助金
交付目的	長崎県を訪れる外国人観光客の利便性の向上を図り、県内での周遊及び滞在を促進し、もって外国人観光客による観光消費の拡大に資する
補助事業の内容、対象経費等	下表のとおり
補助対象者	下表のとおり
補助金額（平成 27 年度）	25,131,531 円 （県の直接補助 8,154,250 円 市町と共に補助する間接補助 16,977,281 円）

補助対象者	補助対象事業	補助率	補助上限額
公共交通事業者等	無料公衆無線 LAN 環境の整備	2 分の 1 以内	525 千円
	外国語表記の整備		225 千円
	外国語による音声案内の整備		750 千円
	外国語パンフレット（施設案内等）の作成		150 千円
	外国語ホームページ（施設案内等）の作成		750 千円
	免税手続の円滑化に係る整備		750 千円
市町	無料公衆無線 LAN 環境の整備	3 分の 1 以内	一補助事業者あたり 350 千円
	外国語表記の整備		一補助事業者あたり 150 千円
	外国語による音声案内の整備		一補助事業者あたり 500 千円

	外国語パンフレット（施設案内等）の作成		一補助事業者あたり 150千円
	外国語ホームページ（施設案内等）の作成		一補助事業者あたり 500千円
	免税手続の円滑化に係る整備		一補助事業者あたり 500千円
	外国語放送受信設備の整備		一補助事業者あたり 350千円

(2) 補助金実施要綱の内容が適正か

ア 長崎県補助金等交付規則との関係

外国人観光客受入環境整備推進事業補助金については、外国人観光客受入環境整備推進事業補助金実施要綱（以下、「外国人観光客受入環境整備補助金要綱」という。）にその手続等が規定されている。

そして、外国人観光客受入環境整備補助金要綱第6条には、「補助の要望」の規定がある。補助の要望後に「事業採択」がありその後に「交付申請」という流れである。交付申請後に交付決定がなされているのであれば規則に合致しているが、規則にはない「補助の要望」が「交付申請」と重複しているのではないかと疑問が生じる。

この点、担当者の説明によれば、当該補助金は市町と共にする間接補助も存在すること、予算の範囲内での補助を行うことから、事前に事業者等の要望を市町を通じて吸い上げておく必要があり、このことから、同条のような規定ぶりになっているとのことであった。

間接補助がある場合に補助の要望の規定を置いておくことは、一定の合理性があり、不相当とはいえない。

ただ、本事業には直接補助もあり、直接補助の場合に「補助の要望」をしてもらうより、交付申請をもらったほうが、手続が簡略化されるメリットがあるように思われる。

イ 趣旨が条例に反していないか

長崎県観光振興条例第3条に規定する観光振興に関する基本理念は、その1つとして「交流の歴史や地理的な優位性を活かし、海外との交流を促進するよう行われるものであること。」を掲げている。

そして、外国人観光客受入環境整備補助金要綱第 1 条において、その趣旨は「長崎県を訪れる観光客の利便性の向上を図り、県内での周遊及び滞在を促進し」とされている。

「長崎県を訪れる観光客の利便性の向上を図り、県内での周遊及び滞在を促進」することによって、「海外との交流」が促進されることは明らかであるから、外国人観光客受入環境整備補助金要綱の趣旨は、同条例に合致している。

#### ウ 補助対象者・補助対象事業、補助率が趣旨に照らし適当か

補助対象者の概略は、(1) 公共交通事業者等、(2) 次の施設の設置者又は管理者、①外国人観光案内所、②観光施設、③旅客不定期航路、④免税店、⑤商店街及び商業施設、⑥宿泊施設であり、適切といえる。

補助対象事業も、外国人観光客の受入環境の整備に資することが明らかであり、適切である。

補助率について、県が公共事業者等に直接補助する場合に上限 2 分の 1、市町との共同補助の場合は 3 分の 1 という補助率にしているのは通常の見取り扱いであり妥当といえる。

#### エ 現地調査について

外国人観光客受入環境整備補助金要綱第 15 条は「県は、事業の適正な執行を確保するため、原則として現地調査を行う。」と規定する。

この点、外国人観光客受入整備事業は、無料公衆無線 LAN、外国語表記、外国語による音声案内等、設備の設置が主な事業であり、現地調査を行うことは、補助金が適正に支出されているかを確認する上で非常に有益な手段である。

本事業においては、直接補助対象者に対しては県が直接現地調査を行い、間接補助対象事業者に対しては各市町が現地調査をそれぞれ行っており、事業の適正な執行確保のための現地調査はなされている。

#### オ 補助の条件の妥当性について

外国人観光客受入環境整備補助金要綱第 5 条には、以下のように補助の条件が規定されている。

(補助の条件)

第5条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 無料公衆無線 LAN 環境の整備について補助を受ける場合は、それ以外の補助対象事業(第2表の表の②から⑦までのいずれかの事業)と併せて実施しなければならない。ただし、既に整備が完了している場合は、この限りでない。
- (2) 無料公衆無線 LAN 環境の整備にあたっては、その利用開始において認証等の手続きを必要とする場合は、その方法が外国語でも表示されるなど外国人が不便なく利用できる仕様とすること。
- (3) 外国語表記の整備、外国語パンフレット又はホームページの作成等にあたっては、国土交通省観光庁が策定した「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に沿った表記とすること。
- (4) 無料公衆無線 LAN 環境をはじめ、補助を受け実施した整備については、外国人観光客に対して整備が整っていることを積極的に周知し、その利用拡大を図ること。

上記「補助の条件」においては、無料公衆無線 LAN の整備について補助を受ける場合にはそれ以外の補助対象事業と併せて実施しなければならない旨規定されているところ、無料公衆無線 LAN の整備のみでは外国人観光客の効果的な受入環境整備にはつながらないと思われる以上、他の事業も併せて実施すべきとする上記「補助の条件」(1)は妥当である。

また、外国語表記について、国土交通省作成のガイドラインに沿った表記とすることは合理的であるし、外国人に使用しやすい仕様、外国人観光客への周知を促すことは当然といえる。

よって、外国人観光客受入環境整備補助金要綱に定める上記「補助の条件」の設置は妥当である。

カ 状況報告について

後述する。

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

ア 補助金の支出・使用について

公共交通事業者に対する県の直接補助1件と、市町を通じた間接補助になるもの1件を抽出し、関係書類を精査した。

補助金の支出・使用について、外国人観光客受入環境整備補助金要綱に反する点は特に見当たらなかった。特に、実績報告書については、写真や図面等が添付されるなど、Wi-Fi 機器設置等の実施事業の内容が具体的か

つ適切に報告されていると認められる。

#### イ 状況報告について

外国人観光客受入環境整備補助金要綱第 10 条第 1 項においては、以下のとおり、実施状況報告書の提出が規定されているが、2 件とも実施状況報告書の添付がなされていなかった。

##### <外国人観光客受入環境整備補助金要綱第 10 条第 1 項>

規則第 11 条第 1 項による報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書（様式第 4 号）により行うものとする。

たしかに、以下のとおり、長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第 5 条第 3 項において、概算払請求書を提出した場合には当該書類をもって実施状況報告書に代えることができる旨の規定が存在するため、概算払請求書が存在する以上、状況報告書の提出は不要である。よって、この点に特段問題はない。

##### <長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第 5 条>

（状況報告等）

補助事業者等は、規則第 11 条第 1 項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないと認めるときは、この限りでない。

3 第 1 項の場合において、第 7 条第 2 項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

しかし、そもそも、外国人観光客受入環境整備補助金要綱と長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱は、規範としては「要綱」という同位のものである。にもかかわらず、両要綱の規定に齟齬があることは好ましい状態ではない。

外国人観光客受入環境整備推進事業において、状況報告を概算払請求書で代えることが相当であると考えるのであれば、外国人観光客受入環境整備補助金要綱を長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱と同様、「概算払請求書の提出をもって実施状況報告書に代えることができる」旨の規定に改正することが望ましい（意見）。

(4) チェックリストについて

チェックリストについて、全庁共通のものとして、文化観光国際部のもの2種類が添付されていた。チェックリストに共通の問題であるが、全庁共通のものは、誰がいつチェックしたのか定かではない。

また、全庁共通のチェックリストの「現地調査」の欄に「6月ころまでに実施予定」と記載されていたものがあつたが、実際には現地調査を実施し、実施要綱上のチェックリストにはチェックが入っているものの、全庁共通のチェックリストには現地調査を実施した旨のチェックが入っていなかった。

全庁共通のチェックリストは、確認すべき事項を網羅的に一元的に管理するために有益なものである以上、現地調査を実施したのであれば、実施要綱上のチェックリストのみならず、全庁共通のチェックリストにもその旨のチェックを忘れずに行うことが望ましい（意見）。

5 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成27年度の支出

(単位：円)

<勘定科目>	<決算額>
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	0
旅費	0
需用費	0
役務費	0
委託料	15,994,800
使用料	0
補助金・負担金	25,131,531
合計	41,126,331

委託料については、以下に詳述するが、その他の科目について特段支出の問題は見当たらなかった。

## (2) 平成 27 年度に交付した補助金の支出内訳

(単位 ; 円)

内容	交付先	執行額
外国人観光客受入環境整備推進事業補助金	有明海自動車航走船組合・一次	629,800
	長崎汽船(株)	100,000
	九州商船(株)	428,500
	島原鉄道(株)	187,600
	長崎自動車(株)	455,000
	西肥自動車(株)	750,000
	雲仙市長・一次	1,332,969
	九商フェリー(株)	591,800
	安田産業汽船(株)	2,160,000
	佐世保市長・一次	1,746,775
	長崎市長・一次	3,640,110
	九州急行バス(株)	750,000
	有明海自動車航走船組合・二次	451,050
	交通局	800,500
	波佐見町長	198,333
	長崎市長・二次	1,153,516
	壱岐市長・二次	1,350,000
	雲仙市長・二次	3,454,581
	(株)トラスティ建物管理	850,000
	雲仙市長・三次	916,666
	長崎市長・三次	1,010,000
	雲仙市長・四次	399,998
雲仙市長・五次	174,333	
佐世保市長・四次	1,600,000	
	計	25,131,531

## (3) 外部委託について

## ア 外部委託の概要

(単位 ; 円)

委託業務名	委託業務の内容	契約相手先	支出済額
外国人観光客消費動向調査業務委託	外国人観光客の消費額等を調査し、報告書を作成した。	ながさき地域政策研究所	6,372,000
デジタルサイネージ等観光案内版制作	長崎港・佐世保港に、外国語対応のデジタルサイネージ観光案内板等を設置した。	NTT西日本(株)	8,370,000
長崎県広域観光案内版	長崎道サービスエリアにある外国語表記付きの観光案内板の写真差替等の整備をした。	(株)昭和堂	1,252,800
		計	15,994,800

イ 外部委託の契約内容及び支出が適正か

(ア) 外国人観光客消費動向等調査業務委託

県が4者から見積を取得し、異常値を除き、予定価格を決定している。そして、予定価格が長崎県財務規則第105条の2で定める随意契約可能な限度額100万円を超えていたので、一般競争入札を実施した。

平成27年10月19日に公告し、同月30日に入札を実施した結果、2者が入札し、入札額は予定価格以下の637万2000円(税込)で、かつ予定価格の3分の2を下回っていなかった。

その他、契約書、完了報告書等の関係書類を精査したが、契約内容・支出は適正であると認められた。

(イ) デジタルサイネージ等観光案内板制作

県が5者に対して見積依頼を行い、うち2者からの見積提出を受けて、予定価格を作成している。予定価格が長崎県財務規則第105条の2で定める「工事又は製造の請負」における随意契約可能な限度額250万円以上であったので、一般競争入札を実施している。

平成28年1月19日に公告し、同月29日に入札を実施している。長崎県財務規則第93条第1項によれば、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に公告しなくてはならないところ、本件における公告の時期は適法である。なお、公告期間が最短期間であった理由は、年度末までに工事を完了してもらう必要があったためとの説明であった。

入札をしたのは1者のみであったが、入札額は予定価格以下で、かつ予定価格の3分の2を下回っていなかった。

その他、契約書、完了報告書等の関係書類を精査したが、契約内容・支出は適正であると認められた。

(ウ) 長崎県広域観光案内板

県が3者に見積依頼を行い、うち2者からの見積提出を受けて、予定価格を作成している。予定価格が100万円以上で、随意契約の限度額を超えているため、一般競争入札を実施した。

平成27年12月11日公告し、同月25日に入札を実施した結果、2社から入札があり、落札者の入札額は予定価格以下で、かつ予定価格の3分の2を下回っていなかった。

契約書、完了報告書等の関係書類を精査したが、契約内容・支出は適正であると認められた。

## 6 適正な管理が行われているか

### (1) 県が行った事業評価の内容

活動 指標	主な目標	セミナー開催件数
	H27 目標	—
	H27 実績	1
	達成率	—
成果 指標	主な目標	助成件数
	H27 目標	—
	H27 実績	50
	達成率	—
事業の成果等		県内の意欲ある宿泊施設や観光施設、商業施設等に対し、Wi-Fi 環境の整備や多言語表記、HP の多言語化等の受入環境整備を市町と共に行い、外国人観光客の利便性向上に寄与した。
検証及び問題点の抽出		外国人観光客の受入環境整備は 27 年から支援制度を新たに創設し支援を行っている。同年度に実施した長崎県外国人観光客消費動向調査によると、無料無線 LAN (Wi-Fi) 環境に対しては、「満足」「やや満足」が 53.9%、「普通」21.6%となるなど、一定の評価を得ているが、28 年度においても引き続き、外国人観光客の受入環境の整備推進を図る。なお、当該支援制度については、28 年度より、外国人観光客接客用タブレット端末の導入などの支援メニューの拡充と併せて、補助対象者を広げるなど、制度の拡充を図った。

### (2) 事業評価の検証について

外国人観光客受入整備事業の全体的な効果の検証は、上記事業群評価においてしかなされていないのが現状である。

事業群評価における外国人観光客受入整備事業の「主な目標」としての活動指標は「セミナー開催件数」である。平成 27 年度実績は「1」で平成 28 年度の目標は「3」である。

担当者によると、セミナーとは飲食店向けの Wi-Fi 環境に関してのセミナーを指すということである。平成 29 年 2 月時点で、平成 28 年度のセミナー開催実績はない。

この点、外国人観光客受入整備事業は、外国人観光客受入環境を整備した事業者等に補助金を支出することがメインの事業であることからすれば、活動指標をセミナー数として効果が図れるのか疑問がある。

一方、外国人観光客受入整備事業の成果指標は、助成件数である。補助事業については、あくまで予算の範囲内で補助を行い、予算が尽きた時点で補助は打切りとなる構造であるから、成果指標として適切であるのか疑問である。

以上のことから、今後、活動指標、成果指標に挙げられた基準によって、事業効果を検証することは困難である。たとえば、活動指標を助成件数とし、成果指標を外国語表記等に関する外国人観光客の満足度、あるいは宿泊施設等における外国語表記等の設置率などとし、実質的な効果検証が可能となる指標を設定することが望ましい（意見）。

一方、事業群評価の「検証及び問題点の抽出」で触れられているように、外国人観光客受入整備事業では、平成 27 年度に外国人観光客消費動向等調査を行い、その中で無料無線 LAN (Wi-Fi) の満足度調査が行われている。

「満足」「やや満足」の合計が 53.9%、「普通」が 21.6%になっている。Wi-Fi 整備についての効果検証は、この調査により行われていると評価でき、今度も同様の調査を行う必要があると思われる。

もっとも、平成 25 年 12 月の総務省調査によれば、外国人観光客の Wi-Fi 環境の満足度は「満足」「十分ではないが、特段大きな問題はなかった」の合計が約 96%に達していることから、本県において、さらなる Wi-Fi 環境の整備が必要であろう。

多言語表記、外国語音声案内、外国語パンフレット、外国語 HP、免税手続の整備、外国語放送受信設備についても、公共交通事業者、宿泊施設等への聴き取り、HP 調査等により設置率を把握するなど効果検証の方法が検討されることが望ましい（意見）。

## 第 16 国際観光ステージアップ事業

### 1 事業概要

事業目的・内容	急増する FIT（海外個人旅行者）に向けた誘客・情報発信事業を展開するとともに、首都圏を訪れる外国人観光客や在住欧米人等に向けた情報発信に取り組むことにより、新たな FIT ターゲットの獲得を図る。
事業期間	平成 27 年度～平成 28 年度
事業費	平成 27 年度実績 26,771,331 円
事業対象	東アジア・東南アジア・欧米等の外国人観光客

### 2 平成 27 年度事業内容

#### (1) エージェント・キャリア招聘事業

募集型の団体旅行客誘致促進のため、中国、台湾、タイ、韓国の旅行会社、及び航空会社等を招聘した。

#### (2) 現地セールス事業

現地エージェント、キャリアへの旅行商品企画提案等のため、中国、韓国、台湾、香港、タイ、シンガポールの各地に担当者を派遣し、誘客促進活動を行った。

#### (3) 海外メディア総合戦略事業

国際観光展・観光説明会への出展・参加、海外メディアの招聘、エージェントとのタイアップ広告、インターネットなど様々なメディアを利用した情報発信等を行った。

#### (4) 新たな FIT ターゲット向け情報発信事業

急増する海外個人旅行者を対象に、インターネットサイトやフリーペーパー等を利用した情報発信を行った。

#### (5) 新規市場開拓事業

東南アジアにおいて、タイ・シンガポール以外からの誘客を図るため、九州観光推進機構等と連携した情報発信や商談会に取り組んだ。2013 年に就航したオランダ - 福岡直行便による欧米からの誘客を図るため、PR等を行った。

(6) 誘致インフラツール整備

外国語パンフレット増刷等を行った。

3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画（2011-2015）との関係・整合性

(1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

ア 目的

国際観光ステージアップ事業は、募集型の団体旅行誘致を主要な業務としているものであり、この事業が同条例第1条に定める「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資すること」は明らかである。

よって、国際観光ステージアップ事業は、同条例の目的に適うものである。

イ 基本理念

また、国際観光ステージアップ事業は、海外からの観光客誘致を目指しているので、「海外との交流を促進する」という同条例の基本理念にも合致している。

ウ 基本方針

同条例に定める基本方針の1つとして、「海外からの観光客の誘致を促進すること」が挙げられており、海外からの観光客誘致を目指している国際観光ステージアップ事業が同条例に定める基本方針に該当することは明白である。

(2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として「アジアからの外国人観光客の誘客促進」が掲げられている。そして、そのための施策の1つとして、「アジアを中心に旅行市場の成熟度、ニーズに応じた国別の誘致戦略」が挙げられている。

本事業は、アジア諸国のみを対象とはしていないが、大半がアジア諸国向けのセールス活動になっており、現地セールスや旅行会社等招聘などについて、各国の実情に合わせたセールス活動を行っているといえる。

よって、国際観光ステージアップ事業は基本計画の中で適切な一翼を担っているといえる。

4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

(1) 補助事業の概要 (国際観光ステージアップ推進事業)

補助金の名称	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金
交付目的	長崎県観光連盟の円滑な運営と事業推進を図ることにより、観光の振興及び文化の向上に寄与する。
補助事業の内容, 対象経費等	補助対象者の運営に要する経費及び観光客の誘致対策事業に要する経費のうち必要と認めるもの。
補助率又は額	10分の10以内
補助対象者	一般社団法人長崎県観光連盟
補助金額 (平成27年度)	25,736,000円

(2) 補助金実施要綱の内容

後述のとおり。

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

後述のとおり。

5 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成27年度の支出

(単位:円)

<勘定科目>	<支出額>
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	0
旅費	1,035,331
需用費	0
役務費	0
委託料	0
使用料	0
補助金・負担金	25,736,000
合計	26,771,331

本事業においては、海外セールス活動に伴う人件費・旅費交通費の占める割合が大きいですが、担当者からの聴取、関係資料の調査の結果、不適正な支出がなされている点は特段見当たらなかった。

(2) 平成 27 年度に交付した補助金の支出内訳 (参考)

県が長崎県観光連盟に交付した補助金 (平成 27 年度) の支出内訳 (区分と精算額) は、以下のとおりである。

(単位：円)

<区分>	<精算額>
エージェント・キャリア招聘	3,684,000
現地セールス	5,034,000
海外メディア総合戦略事業	7,542,000
新たな FIT ターゲット向け情報発信	4,600,000
新規市場開拓	950,000
誘致インフラツール・共通経費	3,926,000
計	25,736,000

(3) 外部委託について

国際観光ステージアップ事業に、外部委託は存在しない。

6 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

活動 指標	主な目標	外国人向け情報サイトおよびフリーペーパーへのタイアップ件数(件)
	H27 目標	2
	H27 実績	4
	達成率	200%
成果 指標	主な目標	外国語版ホームページのアクセス数(件)
	H27 目標	847,000
	H27 実績	833,415
	達成率	98%
事業の成果等		成果指標については目標を達成できなかったものの、外国人延べ宿泊数は、H26 年の 518,801 人から、H27 年に 744,678 人になるなど、大幅に増加した。
検証及び問題点の抽出		本県の平成 27 年の外国人延べ宿泊者数は、全国の対前年比の伸びが +46% であった中、+77% を記録するなど、取り組んできた事業の効果が見

	<p>られた。その一方で、日本全体で宿泊した外国人（延べ宿泊者）のうち、九州の占める割合は平成26年7.28%、平成27年8.43%、長崎県の占める割合は平成26年1.07%、平成27年1.33%であり、依然として東京～富士山～大阪～京都といったいわゆるゴールデンルートに集中している状況は変わっていない。特に本県に地理的に近く、平成27年の訪日外国人の約25%を占める中国人について、アジア8地域・訪日外国人旅行者の意向調査(平成27年版 日本政策投資銀行 公財日本交通公社)によると、富士山が認知度73%、訪問意欲56%で最も高く、東京、北海道、大阪と続く。それに対して、長崎の認知度は43%、訪問意欲は10%となっており、認知度、訪問意欲ともに大きな隔りがある。そのため、上海を中心とした情報発信に加えて、中国全体を網羅する広範囲な情報発信を行うなど、認知度の向上に取り組むとともに各市場の訴求するテーマや素材で誘客に取り組む。</p>
--	---

## (2) 事業評価の検証について

国際観光ステージアップ事業の効果の検証は、上記事業群評価においてしかなされていないのが現状である。国際観光ステージアップ事業の活動指標及び成果指標は、海外個人旅行者を意識して設定されたものであるが、本事業は、海外のエージェント・キャリア等に対するセールスが中核であり、活動指標及び成果指標は中核部分の効果を検証するものにはなっていない。

もっとも、セールスについては、成果が事業年度中に現れるものとは限らず、また、セールスによって誘致ができたとしても当該年度のセールスだけの効果と判断出来る場合は少なく、セールスの直接の効果を計ることは困難である。効果検証としては、「事業の成果等」欄に記載されているように、外国人延べ宿泊者数といった基準によって計るほかないものと思われる。

## 第 17 ディスカバー長崎海外誘客対策事業

(以下, 「ディスカバー長崎事業」という。)

### 1 事業概要

事業目的・内容	海外の各市場で訴求力が高いと思われる観光資源・観光素材を外国人観光客が利用しやすいメニューとして構築し, 観光素材重視の情報発信を行う。
事業期間	平成 27 年度
事業費	平成 27 年度実績 30,306,966 円
事業対象	東アジア・東南アジア・欧米等の外国人観光客

### 2 平成 27 年度事業内容

#### (1) 一般社団法人長崎県観光連盟

##### ア 多言語映像作成

外国人目線による磨き上げた素材を取り入れた 1 テーマ 3 分の動画を 5 本作成し, 外国人にとって魅力ある角度, 焦点で写真を撮影した。

##### イ 観光素材重視の情報発信

#### ① 海外メディア招聘等

##### i) 韓国対策

観光 TV 番組「リアル劇場」を撮影した (9 名)

##### ii) 中国対策

- ・ 中国映画製作のシナリオハンティング招聘事業を行った (平戸市, 雲仙市連携事業)。
- ・ 中国国内動画サイトの番組制作及び配信事業 (お助けモンちゃん) を行った。

##### iii) 香港対策

- ・ 香港「WeekendWeekly」雑誌の取材に協力した (HTB)。
- ・ 香港 TVB「三日二泊旅行団」の取材に協力した。
- ・ 香港「U Magazine」招聘事業に協力した。

##### iv) タイ対策

- ・ タイのテレビ番組招聘事業 (九州運輸局, 長崎県, 熊本県, 福岡県, 大分県, 宮崎県連携 VJ 事業) を実施した。

v) シンガポール対策

- ・ 旅行雑誌「be movement」招聘事業を実施した。

② パワーブロガーの招聘

各地のパワーブロガーを招聘した。

③ インターネットを活用した情報発信

- ・ 長崎県観光 WEB サイト（3 か国語）情報発信（随時）
- ・ 韓国語版スマートフォン情報発信（長崎市，佐世保市，対馬市）
- ・ 中国語微博（WEIBO）情報発信（週 3 回）
- ・ 中国語ダイレクトメールによる情報発信（月 1 回）
- ・ 繁体字版長崎県公式 Facebook 情報発信（随時）
- ・ タイ語版長崎県公式 Facebook 情報発信（随時）
- ・ 英語版長崎県公式 Facebook 情報発信（随時）

(2) 学校法人鎮西学院（長崎ウエスレヤン大学）

県内大学の外国人留学生を活用し，観光地の評価や新たな観光素材の発掘，SNS による情報発信を行った。

3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画（2011-2015）との関係・整合性

(1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

ア 目的

ディスカバー長崎事業は，海外の各市場で訴求力が高いと思われる観光資源・観光素材を外国人観光客が利用しやすいメニューとして構築し，観光素材重視の情報発信を行う事業であり，これによって海外からの観光客が増加すれば，「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資すること」は間違いなく，同条例の目的に適うものである。

イ 基本理念

ディスカバー長崎事業は，海外メディアやパワーブロガーの招聘，インターネットを活用した情報発信等を行う事業であり，その結果，海外からの観光客を誘客するものである。

よって，同条例第 3 条（基本理念）に規定する「海外との交流を促進」するものであり，同条例に定める基本理念に合致する。

#### ウ 基本方針

ディスカバー長崎事業は、同条例第9条（施策の基本方針）に規定する「国内及び海外からの観光客の誘致を促進すること」に該当しており、同条例に定める基本方針に合致している。

#### (2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として「アジアからの外国人観光客の誘客促進」が掲げられており、かつ、その中には「認知度の向上」が記載されている。そして、この「認知度の向上」のための具体策として、「日本国内の大都市に比べ依然として認知度が低い現状を踏まえ、まずは認知度を向上させていくことが重要です。そのため、パブリシティなどの手法やインターネットを活用し、本県の魅力を積極的に発信します。」と記載されている。

また、同じく「アジアからの外国人観光客の誘客促進」の中には、「アジアを中心に旅行市場の成熟度、ニーズに応じた国別の誘致戦略」が記載されている。そして、この具体策として、韓国・中国・台湾・香港・新興市場（タイ、シンガポールなど）ごとに情報発信の方法などが記載されている。

上記（1）アに記載した「目的」とおり、ディスカバー長崎事業は、海外メディアやパワーブロガーの招聘、インターネットを活用した情報発信等を行うことにより、海外からの観光客の誘客による県内消費の拡大等に取り組むこととしており、基本計画を具体化したものである。

よって、ディスカバー長崎事業は、基本計画の中で適切な一翼を担っているといえる。

#### 4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

##### (1) 補助事業の概要（ディスカバー長崎海外誘客対策事業）

補助金の名称	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金
交付目的	長崎県観光連盟の円滑な運営と事業推進を図ることにより、観光の振興及び文化の向上に寄与する。
補助事業の内容、対象経費等	補助対象者の運営に要する経費及び観光客の誘致対策事業に要する経費のうち必要と認めるもの。
補助率又は額	10分の10以内

補助対象者	一般社団法人長崎県観光連盟
補助金額（平成 27 年度）	28,044,623 円

(2) 補助金実施要綱の内容

後述のとおり。

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

後述のとおり。

5 支出が適法かつ妥当に行われているか

(1) 平成 27 年度の支出

(単位：円)

<勘定科目>	<支出額>
報酬	0
共済費	0
賃金	0
報償費	0
旅費	87,780
需用費	0
役務費	0
委託料	0
使用料	0
補助金・負担金	30,219,186
合計	30,306,966

関係資料を調査した結果、上記支出につき、特段問題は見当たらなかった。

(2) 負担金について

ア 負担金の概要

交付先	事業概要	交付額（円）
学校法人鎮西学院 （長崎ウエスレヤン 大学）	長崎県内大学に在学する外国人留学生によるふだん訪れることのできない県内主要観光地・観光資源への視察・体験プログラムを通して、各国若者目線での、県内観光地のインバウンド目的地としての評価とともに、新たな観光素材を発掘し、各自の国に応じた SNS で情報発信を行う。	2,174,563

イ 収支精算

学校法人鎮西学院(以下、「鎮西学院」という。)が県に提出した「Discover Nagasaki 海外留学生生活用情報発信事業 長崎県負担事業報告書」に添付されている「収支精算書」は次のとおりである。

<収入の部>

(単位:円)

区分	予算額	精算額	差引
長崎県の負担	3,380,000	2,174,563	1,205,437
長崎ウエスレヤン大学	1,620,000	1,111,632	508,368
合計	5,000,000	3,286,195	1,713,805

<支出の部>

(単位:円)

区分	予算額	精算額	差引
(県負担分)	3,380,000	2,174,563	1,205,437
旅費	1,600,000	1,358,200	241,800
体験プログラム(入場料等)	1,180,000	695,423	484,577
ワークショップ会場費・市町観光協会受入調整費	600,000	120,940	479,060
(大学負担分)	1,620,000	1,111,632	508,368
報告書作成費	500,000	325,492	174,508
連絡通信費・事務費	300,000	257,895	42,105
事業専任人権費	600,000	386,705	213,295
雑費	220,000	141,540	78,460
合計	5,000,000	3,286,195	1,713,805

ウ 負担金の内容及び支出が適正か

この負担金は、鎮西学院が実施する「Discover Nagasaki 海外留学生生活用情報発信事業」(以下、「Discover Nagasaki 事業」という。)に伴う負担金の拠出に関し、協定書を締結し、交付しているものである。

この Discover Nagasaki 事業の事業計画書に記載されている事業概要は、上記のとおりであり、「新たな観光素材を発掘」や、「各自の国に応じた SNS で情報発信」は、外国人観光客への情報発信としても有効と思わ

れるため、ディスカバー長崎事業の目的にも合致していると言える。

よって、鎮西学院への Discover Nagasaki 事業への負担金の交付は、妥当であると言える。

また、この負担金に関する関係書類を確認した結果、この負担金に関する手続について指摘すべき事項はなかった。

### (3) 外部委託について

ディスカバー長崎事業において、外部委託は存在しない。

## 6 適正な管理が行われているか

### (1) 県が行った事業評価の内容

活動 指標	主な目標	動画の作成本数（本）
	H27 目標	4
	H27 実績	4
	達成率	100%
成果 指標	主な目標	中国動画サイトの総再生回数（回）
	H27 目標	400,000
	H27 実績	2,405,042
	達成率	601%
事業の成果等		成果指標については目標を大幅に上回るとともに、中国人観光客の延べ宿泊者数は、H26 年の 26,106 人から、H27 年に 59,663 人となるなど、大幅に増加した。
検証及び問題点の抽出		本県の平成 27 年の外国人延べ宿泊者数は、全国の対前年比の伸びが +46% であった中、+77% を記録するなど、取り組んできた事業の効果が見られた。その一方で、日本全体で宿泊した外国人(延べ宿泊者)のうち、九州の占める割合は平成 26 年 7.28%、平成 27 年 8.43%、長崎県の占める割合は平成 26 年 1.07%平成 27 年 1.33%であり、依然として東京～富士山～大阪～京都といったいわゆるゴールデンルートに集中している状況は変わっていない。特に、本県に地理的に近く、平成 27 年の訪日外国人の約 25% を占める中国人について、アジア 8 地域・訪日外国人旅行者の意向調査（平成 27 年版日本政策投資銀行公財日本交通公社）によると、富士山が認知度 73%、訪問意欲 56% で最も高く、東京、北海道、大阪と続く。それに対して、長崎の認知度は 43%、訪問意欲は 10% となってお

	り、認知度、訪問意欲ともに大きな隔りがある。そのため、上海を中心とした情報発信に加えて、中国全体を網羅する広範囲な情報発信を行うなど、認知度の向上に取り組むとともに各市場の訴求するテーマや素材で誘客に取り組む。
--	---

## (2) 事業評価の検証

上記(1)のとおり、成果指標として中国動画サイトの総再生回数が目標数を大幅に超えており、この事業の成果として、中国人観光客の延べ宿泊者数が前年に比べ大幅に増加している。この成果を見ると、ディスカバー長崎事業は、高く評価できる。

ディスカバー長崎事業は、中国以外の地域にも情報発信を行っているため、中国以外の地域の外国人観光客の増減なども事業評価に含めると、より事業の成果が確認できると思われる。

## 第 18 大型客船誘致促進プロジェクト推進事業

(以下, 「大型客船誘致促進事業」という。)

### 1 事業概要

事業目的・内容	県内各港への国内外クルーズ客船の誘致活動や客船の大型化に対応するための寄港地ツアーにおける県内周遊の促進, 情報発信の強化による県内消費の拡大等に取り組む。
事業期間	平成 22 年度～継続
事業費	平成 27 年度実績 48,243,095 円
事業対象	国内外のクルーズ船社

### 2 平成 27 年度事業内容

#### (1) クルーズ客船の誘致活動等

##### ① 国内外クルーズ船社等への誘致セールス

県内各港への寄港継続・拡大を図るため, 国内外クルーズ船社等に対するセールス活動を行った。

##### ② クルーズコンベンション等への出展・参加

県内各港の魅力を発信しクルーズ客船の寄港促進を図るため, 主要クルーズ船社等が一堂に会するクルーズコンベンション等に出展・参加した。

##### ③ 国内外クルーズ船社等の招聘

本県の魅力を体感してもらうことで, 今後の誘致実現・寄港拡大を図るため, 国内外クルーズ船社等の招聘や視察の受入を行った。

##### ④ CIQ 補助業務の委託

入国審査の短縮化・円滑化を図るため, 乗客 2 千名規模の大型客船が入港する際, 入国管理局の助言により, 船舶観光上陸許可証にかかる作業を委託により実施した。

#### (2) 地元経済への波及効果拡大に向けた取り組み

##### ① 寄港地ツアーにおける県内周遊の促進

長崎港から島原半島, 佐世保港から県北地域などの広域周遊の促進等を行った。

##### ② 県産品の消費拡大

日本の船社に対して, 船内で提供される食材向けの県産品を紹介した。

### 3 長崎県観光振興条例及び長崎県観光振興基本計画（2011-2015）との関係・整合性

#### (1) 本事業が長崎県観光振興条例に合致しているか

##### ア 目的

大型客船誘致促進事業は、県内各港への国内外クルーズ客船の誘致活動や、客船の大型化に対応するための寄港地ツアーにおける県内周遊の促進、情報発信の強化による県内消費の拡大等に取り組む事業であり、これによって海外からの観光客が増加すれば、「地域社会の活性化及び本県経済の発展に資すること」は間違いなく、同条例の目的に適うものである。

##### イ 基本理念

大型客船誘致促進事業は、国内外のクルーズ客船の誘致や、その乗船客の県内周遊の促進等を行う事業であり、その結果、国内外からの観光客を誘客するものである。

よって、同条例第3条（基本理念）に規定する「海外との交流を促進するよう行われるもの」であり、同条例に定める基本理念に合致する。

##### ウ 基本方針

大型客船誘致促進事業は、同条例第9条（施策の基本方針）に規定する「国内及び海外からの観光客の誘致を促進すること」に該当しており、同条例に定める基本方針に合致している。

#### (2) 本事業が長崎県観光振興基本計画（2011-2015）の中で適切な一翼を担っているか

同基本計画においては、「観光振興の基本施策」として「アジアからの外国人観光客の誘客促進」が掲げられており、かつ、その中には「クルーズ客船の誘致と受入体制の強化」が記載されている。

そして、この「クルーズ船の誘致と受入体制の強化」のための具体策として、①県内各地の主要な港や離島地域への国内外のクルーズ船の誘致に積極的に取り組むこと、②寄港地においては、受入体制整備を進めるとともに、県産品の販売や地元商店街において消費拡大効果をもたらすような取組を推進すること、③今後増加が見込まれるアジアクルーズの受入拡大に向けて、日本のおもてなし等乗船客の満足度と利便性の向上に取り組むこと、④フライ&クルーズの商品づくりやPR活動をはじめ、県内各主要な港へのクルーズ船の誘致に積極的に取り組むことの4点が掲げられている。

上記(1)アに記載した「目的」のとおり、本事業は、県内各港への国内外クルーズ客船の誘致活動や、客船の大型化に対応するための寄港地ツアー

における県内周遊の促進、情報発信の強化による県内消費の拡大等に取り組む事業であり、同基本計画を具体化したものである。

よって、本事業は、同基本計画の中で適切な一翼を担っているといえる。

#### 4 本事業が関係法令等に準拠して適正になされているか

##### (1) 補助事業の概要（長崎の離島寄港クルーズ促進事業）

補助金の名称	長崎の離島寄港クルーズ促進事業補助金
交付目的	クルーズ客船が離島に寄港する際に要するタグボート経費について、離島への寄港回数に応じた支援措置を講ずることにより、離島への寄港促進を図る。
補助事業の内容、対象経費等	離島に寄港する際のタグボート経費
補助率又は額	予算の範囲内で知事が別に定める額
補助対象者	知事が適当と認める団体
補助金額（平成 27 年度）	1,700,000 円

##### (2) 補助金実施要綱の内容

ア 長崎の離島寄港クルーズ促進事業補助金（以下、「離島寄港クルーズ促進補助金」という。）の対象者及び補助額は、長崎の離島寄港クルーズ促進事業補助金実施要綱（以下、「離島寄港クルーズ促進補助金要綱」という。）の別表 1 に定められている。

別表 1			
事業の区分	補助対象者	補助対象経費・内容	補助率又は額
タグボート支援	クルーズ客船運航会社	離島に寄港する際のタグボート手配経費（島外からタグボートを回航する場合に限る） ※下記基準表 1 のとおり	・需用費 ・役務費 ・委託費 ・使用料 定額 上限 1,400 千円
(備考)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・需用費（燃料費など）</li> <li>・役務費（手数料など）</li> <li>・委託費（手配委託費など）</li> <li>・使用料（賃借料など）</li> </ul>			

基準表 1

離島に寄港する回数	交付基準額（1回当たり単価）
3～4回	300,000円
5回以上	400,000円

上記別表 1 のとおり，補助対象者であるクルーズ客船運航会社に対し，県内の離島に 3 回以上寄港した場合（島外からタグボートを回航する場合に限る）に交付される補助金であり，いわゆるインセンティブ補助金である。

#### イ 現地調査について

離島寄港クルーズ促進補助金要綱には，現地調査に関する規定が存在しない。

しかし，離島寄港クルーズ促進補助金は，前述したとおり，県内の離島に 3 回以上寄港した場合に交付されるいわゆるインセンティブ補助金であるところ，港の管理は県が行っている以上，3 回以上寄港したかどうかについては，県が把握することが可能である。また，タグボートの回航については，実績報告書に添付される請求書によって容易に確認可能である。

よって，これらによって，同補助金の適正な執行を確保することは十分可能であり，離島寄港クルーズ促進補助金に関しては，そもそも適正な執行を確保するための現地調査の必要性は乏しい。

したがって，離島寄港クルーズ促進補助金要綱において，現地調査の規定が存在しない点については，特段問題ではない。

#### ウ 状況報告について

状況報告に関し，離島寄港クルーズ促進補助金要綱第 4 条は，以下のとおり規定している。

##### <離島寄港クルーズ促進補助金要綱第 4 条>

規則第 11 条第 1 項の規程による状況報告を必要に応じて，県は補助対象者に対して求めることができる。

これに対して，要綱より上位の規範である長崎県補助金等交付規則第 11 条第 1 項では，以下のとおり規定している。

<長崎県補助金等交付規則第 11 条第 1 項>

(状況報告等)

補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

この長崎県補助金等交付規則に定める「別に定めるところにより」とは、遂行状況の報告の方法を別に規定することを許容しているのみであって、状況報告をしなくていい場合を定めることができるという趣旨ではない。

また、長崎県補助金等交付規則は、状況報告につき「しなければならない」と規定し、状況報告は義務となっている。にもかかわらず、規則より下位の規範である要綱においては、状況報告を「必要に応じて」「求めることができる」とあたかも状況報告が任意であるかのような規定となっている。

よって、離島寄港クルーズ促進補助金要綱第 4 条の規定は、状況報告につき任意規定となっている点において、上位規範である長崎県補助金等交付規則第 11 条第 1 項に反しており、改正すべきである（指摘事項）。

なお、改正方法としては、状況報告の方法を実施状況報告書の提出によることとした上で、入港を証する書面の提出がなされた場合には、これをもって実施状況報告書に代えるなどの方法が考えられる。

(3) 補助金実施要綱に準拠しているか

ア 補助対象経費について

離島寄港クルーズ促進補助金要綱及び別表 1 には、補助金の交付金額に関し「補助対象経費を上限とする」ことを定めていない。

県は、離島寄港クルーズ促進補助金要綱に基づき、補助金交付先から実績報告書を提出させており、その実績報告書に添付された収支精算書によると、タグボート手配経費は、70 万円～174 万円、平均 91 万円となっており、1 回当たりの補助金交付額を超えている。

しかし、補助金として交付した金額が、補助対象経費を超える可能性は否定できない。もし、補助対象経費を超える額の補助金を交付した場合、交付目的を超えた補助金の交付となる。

よって、離島寄港クルーズ促進補助金要綱又は別表 1 に、補助金の 1 回当たりの交付上限として、「補助対象経費を上限とする」旨を記載することが望ましい（意見）。

## イ 状況報告について

離島寄港クルーズ促進補助金要綱第4条に定める「状況報告」の書面が確認できなかった。

前述したとおり、離島寄港クルーズ促進補助金要綱第4条の規定は、長崎県補助金等交付規則に反しており、無効と解すべきである。

よって、状況報告に関しては、長崎県補助金等交付規則第11条第1項及び長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条に基づく必要がある。

この点、県は、入港数等について、当初予定と異なる場合には口頭にて報告を受けており、普段のやりとりの中で実質的には状況報告はなされているとのことであった。

これは、離島寄港クルーズ促進補助金要綱第4条の規定には反しないものの、長崎県補助金等交付規則第11条第1項及び長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条のいずれにも基づいた状況報告とはいえない。

但し、県は、前述したとおり、離島寄港クルーズ促進補助金要綱第4条の規定に準拠しており、かつ、事業の性質上、概算払請求書は存在しないことから、この点を指摘事項又は意見とはしない。

## 5 支出が適法かつ妥当に行われているか

### (1) 平成27年度の支出

(単位：円)

<勘定科目>	<支出額>
報酬	2,160,000
共済費	551,000
賃金	1,062,000
報償費	0
旅費	3,114,000
需用費	80,000
役務費	72,000
委託料	2,515,095
使用料	1,500,000
補助金・負担金	37,189,000
合計	48,243,095

(2) 平成 27 年度に交付した補助金について

ア 支出内訳

(単位 ; 円)

内容	交付先	執行額
離島寄港クルーズ促進事業補助金	商船三井客船(株)	1,400,000
離島寄港クルーズ促進事業補助金	日本クルーズ客船(株)	300,000
	計	1,700,000

イ 交付実績

< 交付先 >	< 寄港回数(回) >	< 交付金額(円) >
商船三井客船株式会社	6	1,400,000
日本クルーズ株式会社	3	300,000
	計	1,700,000

ウ 離島寄港クルーズ促進補助金について

離島寄港クルーズ促進補助金は、県内の離島に 3 回以上寄港した場合に交付されるインセンティブ補助金である。

県内離島への寄港回数が多いほど補助金の交付金額が増えるようになっているが、寄港回数が 6 回になると交付金額は交付上限額の 140 万円となる。よって、実質的に寄港回数 6 回が交付上限回数となる。

これを表にすると次のとおりとなる。

【寄港回数に応じた補助金の交付金額】

< 寄港回数 (回) >	< 交付金額 (円) >
3	300,000
4	600,000
5	1,000,000
6	1,400,000

また、寄港回数は、年度内の回数を集計するため、年度をまたぐ寄港については、年度ごとに寄港回数を集計される。

上記表のとおり、寄港回数が 3 回で補助金の交付額が 30 万円なのに対し、寄港回数が 6 回 (2 倍) になると補助金の交付額は 140 万円 (4.6 倍) となる。

離島寄港クルーズ促進補助金は、離島への寄港を促す効果を見込んでお

り、補助金の交付目的や予算の関係上、上記の取扱いとなっているが、年度を跨ぐ寄港があった場合などの対応も必要ではないかと思われる。

### (3) 負担金について

#### ア 負担金の概要

< 交付先 >	< 目的・内容 >	< 交付額 (千円) >
①長崎県クルーズ振興協議会	長崎県の諸都市，観光地，港湾の有機的な連携促進を図り，一体的にクルーズ客船誘致，観光・物産振興ならびに，効果的なクルーズ振興を図ることにより，長崎県全体の地域振興に寄与することを目的とする。	31,939
②長崎港クルーズ客船受入委員会	長崎港に来訪するクルーズ船の受入行事・接遇を行い，効果的なクルーズ振興及び観光・物産振興に寄与することを目的とする。	3,550

#### イ 負担金の交付先

##### (ア) 長崎県クルーズ振興協議会

長崎県クルーズ振興協議会は、「長崎県クルーズ振興協議会（クルーズながさき）規約」に基づき設立されている。

長崎県クルーズ振興協議会は、「長崎県の諸都市，観光地，港湾の有機的な連携促進を図り，一体的にクルーズ客船誘致，観光・物産振興ならびに，効果的なクルーズ振興を図ることにより，長崎県全体の地域振興に寄与すること（規約第2条）」を目的としており，この目的を達成するため，次の事業を行うこととしている（規約第3条）。

- (1) クルーズ振興策の企画実施
- (2) クルーズ振興イベントの企画実施
- (3) クルーズ振興に関する広報宣伝及び啓発
- (4) クルーズ客船誘致および観光資源を活かした国内外からの観光客誘致
- (5) クルーズ振興のための分野間の連携促進
- (6) 歓迎行事開催助成金の交付
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

また、長崎県クルーズ振興協議会は、次のクルーズ振興に関心を寄せる団体等を持って組織されている（規約第4条）。

- (1) 自治体
- (2) 観光・物産関連団体
- (3) 交通関連団体
- (4) 経済関連団体

(イ) 長崎港クルーズ客船受入委員会について

長崎港クルーズ客船受入委員会は、「長崎港クルーズ客船受入委員会規約」に基づき設置されている。

長崎港クルーズ客船受入委員会は、「長崎港に来訪するクルーズ船の受入行事・接遇を行い、効果的なクルーズ振興及び観光・物産振興に寄与すること（規約第1条）」を目的としており、この目的を達成するため、次の事業を行うこととしている（規約第2条）。

- (1) クルーズ客船の受入行事及び接遇
- (2) クルーズ客船の誘致その他関係機関への要望活動
- (3) その他受入委員会の目的達成に必要な事業

また、長崎港クルーズ客船受入委員会は、次の団体をもって組織されている（規約第3条）。

- (1) 長崎市
- (2) 長崎県
- (3) 長崎商工会議所
- (4) 一般社団法人長崎県観光連盟
- (5) 一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会
- (6) 長崎倉庫株式会社
- (7) 株式会社澤山商会

ウ 負担金の内容及び支出が適正か

(ア) 長崎県クルーズ振興協議会への負担金について

i) 平成27年度収支決算

長崎県クルーズ振興協議会の「平成27年度収支決算」は次のとおりである。

< 収入 >

(単位:円)

項目	予算	決算	増減	備考
県負担金	31,939,000	31,939,000	0	
市町負担金	560,000	560,000	0	長崎市 170 千円 その他 6 市町 65 千円×6
前年度繰越金	710,768	710,768	0	
雑収入	0	3,428	3,428	利息
計	33,209,768	33,213,196	3,428	

< 支出 >

(単位:円)

項目	予算	決算	増減	備考
インセンティブ助成金	14,100,000	6,112,108	▲7,987,892	国内外船社への助成金
歓迎行事支援助成金	10,900,000	7,230,145	▲3,669,855	各港への助成金
組織・ネットワーク運営関連事業	110,000	389,446	279,446	
広報関連事業	1,230,000	2,163,064	933,064	
誘致促進関連事業	1,500,000	2,778,779	1,278,779	国内外船社・旅行社招聘, 視察受入等
県・市町共同事業	4,400,000	3,664,595	▲735,405	
釜山広域市との共同事業	750,000	378,140	▲371,860	
事務局経費	112,000	408,024	296,024	
予備費	107,768	0	▲107,768	
計	33,209,768	23,124,301	▲10,085,467	

ii) 負担金について

長崎県クルーズ振興協議会の負担金は、規約第 12 条第 1 項に、「本協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる」と規定されており、長崎県クルーズ振興協議会の会員である長崎県が、長崎県クルーズ振興協議会の経費を負担することについて疑義はない。

また、平成 27 年度の長崎県クルーズ振興協議会への県の負担金は

31,939千円であり、県以外の市町負担金は560千円（長崎市：170千円、長崎市以外の6市町：各65千円×6市町）である。

長崎県クルーズ振興協議会の負担金収入のうち約98%を県が負担しており、県以外の市町の負担金は、県の負担金に比べて圧倒的に少ない。これは、市町が負担する負担金を、組織・ネットワーク運営事業費、広報関連事業の一部、国内外船社・旅行会社等の招聘費に限定しているためであり、下記iii)の助成金は、県が全額負担することとしている。

クルーズ客船の寄港による経済効果は、その寄港先及びその周辺の市町にも貢献すると予想されるため、県以外の市町の負担を見直すことも検討すべきではないかと思われる。

iii) 長崎県クルーズ振興協議会の助成金について

① 助成金の概要

<クルーズ客船チャーターインセンティブ助成金>

交付要綱	クルーズ客船チャーターインセンティブ助成金 交付要綱
交付目的	観光・物産振興並びに観光を中心とする産業の活性化を推進するとともに、効果的なクルーズ振興を図ることにより、長崎県全体の地域振興に寄与するため、予算の定めるところにより、旅行会社がチャーターするクルーズ客船を対象として助成金を交付する。
助成対象船舶及び助成額等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1,000名以上の観光客を乗せて県内に寄港する客船・・・人数区分に応じた単価に入港回数に乗じた額（1旅行会社あたり130万円を上限）</li> <li>2 他の客船と入港が重複するなどの理由で国際ターミナルを有する岸壁を使用できず、隣接する別の岸壁を使用する客船・・・係船料相当額</li> <li>3 上記2に該当する場合において、国際ターミナルまで乗客を輸送して入出国審査を受ける客船・・・使用岸壁と国際ターミナル間の移動のみを目的としたバス手配経費（船会社がバスを手配する場合を除く）</li> <li>4 入港後の継続停泊時間が12時間以上かつ出港が入港翌日となる客船・・・入港後24時間までの係船料相当額</li> </ol>

助成対象事業者	1 国内の旅行会社がチャーターする場合はチャーターする旅行会社 2 海外の旅行会社がチャーターする場合はランドオペレーター（日本国内に本拠地を置き、寄港地においてツアーの手配を行う会社）
助成金額	平成 27 年度 5,244 千円

<クルーズ客船入港インセンティブ助成金>

交付要綱	クルーズ客船入港インセンティブ助成金交付要綱
交付目的	観光・物産振興並びに観光を中心とする産業の活性化を推進するとともに、効果的なクルーズ振興を図ることにより、長崎県全体の地域振興に寄与するため、長崎県クルーズ振興協議会会員各港湾（以下「各港湾」）へのクルーズ客船の入港に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。
助成対象船舶及び助成額等	次の要件のいずれかに該当する客船のうち、旅行会社によるチャータークルーズ以外の客船とする。ただし、旅行会社によるチャータークルーズであっても、3の規定について、輸送用のバスを船会社が手配する場合は対象船舶として認めるものとする。 1 各港湾に初めて入港する客船・・・係船料の50%相当額 2 他の客船と入港が重複するなどの理由で国際ターミナルを有する岸壁を使用できず、隣接する別の岸壁を使用する客船・・・係船料相当額 3 上記2に該当する場合において、国際ターミナルまで乗客を輸送して入出国審査を受ける客船・・・使用岸壁と国際ターミナル間の移動のみを目的としたバス手配経費 4 入港後の継続停泊時間が12時間以上かつ出港が入港翌日となる客船・・・入港後24時間までの係船料相当額
助成対象事業者	各港湾に入港する客船の船会社又は船舶代理店とする。ただし、国外の船会社が運航する客船については船舶代理店に限るものとする。
助成金額	平成 27 年度 867 千円

＜クルーズ客船誘客プロモーション助成金＞

交付要綱	クルーズ客船誘客プロモーション助成金交付要綱		
交付目的	観光・物産振興並びに観光を中心とする産業の活性化を推進するとともに、効果的なクルーズ振興を図ることにより、長崎県全体の地域振興に寄与するため、長崎県クルーズ振興協議会会員各港湾（以下「各港湾」）に入港するクルーズ客船のうち、県内の港に 10 回以上寄港する船会社等に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。		
助成対象事業及び助成額等	船会社による自主クルーズで県内の港に 10 回以上寄港する場合・・・以下の表で定めた入港回数区分に応じた額		
	県内への入港回数	10～14 回	500,000 円
		15～19 回	750,000 円
		20 回以上	1,000,000 円
助成対象事業者	船会社又は国内販売総代理店とする。		
助成金額	平成 27 年度 7,230 千円		

② 助成金の位置付けについて

長崎県クルーズ振興協議会は、インセンティブ助成金として「クルーズ客船チャーターインセンティブ助成金」及び「クルーズ客船入港インセンティブ助成金」を、歓迎行事支援助成金として「クルーズ客船誘客プロモーション助成金」を、それぞれ各助成対象事業者へ交付している。

これらの助成金の交付目的は、「観光・物産振興並びに観光を中心とする産業の活性化を推進するとともに、効果的なクルーズ振興を図ることにより、長崎県全体の地域振興に寄与する」ことであり、大型客船誘致促進プロジェクト推進事業の目的とも合致している。

長崎県クルーズ振興協議会の収入のほとんどが県の負担金であり、この負担金収入によってこれらの助成金が交付されていることから、これらの助成金は、間接補助金に相当すると言える。

また、長崎県クルーズ振興協議会規約では、規約第 5 条第 2 項において「会長は、長崎県知事をもって充てる」と規定された上、規約第 11 条第 1 項では「長崎県観光振興課内に事務局を置く」、同

条第2項では「事務局長は、長崎県観光振興課総括課長補佐の職にある者をもって充てる」と規定されており、これらの助成金の交付事務は、県職員が行っている。

これらの助成金は、任意団体である長崎県クルーズ振興協議会が交付しているが、その交付目的、負担者、手続き関係等を考慮するとその実態は県の補助金と相違ないと思われる。

更に、長崎県クルーズ振興協議会（クルーズながさき）規約には、団体廃止時の残余財産の帰属に関する規定が存在しないため、もし、助成金を負担するために支出した資金を残して団体が解散した場合、その帰属先は、団体の協議に委ねられる。

上記の事を考慮すると、これらの助成金は県の補助金とすることが望ましい（意見）。

### ③ 助成金の取り組みについて

インセンティブ助成金と歓迎行事支援助成金の決算が、予算と比べて、それぞれ7,987千円、3,669千円減少している。

県の担当者へのヒアリングによると、これらの助成金が予算と比べて大幅に減少した原因は、助成金の周知活動を抑えた結果であるとのことであった。本県へのクルーズ客船の寄港数は年々増加している状況の中、これらの助成金が、クルーズ客船の寄港にどれだけ影響するのかを確認するために、積極的な周知活動を行わず、結果、助成金の申請が減少し、助成金の交付も減少したと予想される。

助成金の交付が予算に比べ減少したにもかかわらず、クルーズ客船の寄港数は増加しており、助成金の交付が、必ずしもクルーズ客船の寄港に結びついていない状況が把握でき、今後の予算編成に反映することができる。この結果を踏まえ、県の担当者は、助成金の制度の見直しを検討するとしており、積極的な取り組みとして評価できる。

## iv) 長崎県クルーズ振興協議会の繰越金について

### ① 過年度の包括外部監査について

長崎県クルーズ振興協議会の平成27年度の翌年度繰越金は、10,088千円となっており、前年度繰越金710千円から9,378千円増加している。

県は、平成23年度の包括外部監査で、長崎県クルーズ振興協議

会の繰越金について、「過剰とならないよう、每期適切な管理に努めるべきである」との意見を受けて、「平成 23 年度包括外部監査の結果に基づく措置の公表」において、「長崎県クルーズ振興協議会の繰越金については、クルーズ船の実際の入港状況及び各港の歓迎イベントの実施状況に大きく左右されますが、仮に年度末の時点で長崎県クルーズ振興協議会に繰越金が発生した場合、長崎県クルーズ振興協議会の翌年度の予算編成の際に、当該年度の県の負担金の全額を充当するという事はせず、前年度からの繰越金を優先的に充てて予算を組み、県予算のうち当該繰越金を差し引いた金額は一旦保管することといたします。最終的に当該年度の県予算に余剰が発生した場合はこれを返還する(補正減等)という方法を平成 23 年度から実施することとしております。」と報告している。

県は、この報告のとおり、繰越金が過剰とならないように、平成 23 年度から負担金を分割して支払い、繰越金が過剰とならないように負担金の金額を調整していた。

しかし、県は、繰越金の残高に関わらず、事業に必要と見込んだ当初予算を執行することが本来のあるべき姿であり、繰越金の残高を調整するために、負担金を分割して支払うものではないとして、平成 27 年度から一括で支払う方法へ取り扱いを変更した。

これは、県の予算執行と、任意団体である長崎県クルーズ振興協議会の繰越金の問題は、切り離して考えるべきであるとしたからである。

また、この方法による予算執行の場合、過剰な繰越金は、翌々年度の予算計画に反映されることとなる。(下記②参照)

## ② 長崎県クルーズ振興協議会の助成金との関係について

長崎県クルーズ振興協議会の平成 27 年度の繰越金が大幅に増加したのは、前述したとおり、助成金が予算より大幅に減少したことが大きな原因である。

長崎県クルーズ振興協議会の助成金は、その各助成金の交付要綱において、交付申請に係る手続きを、「助成金の交付を受けようとする対象者は、…客船が最後に入港した日が属する月の翌月の末日までに、当該年度分をまとめて、交付申請を行うものとする。」としており、客船の入港前に行う事前申請ではなく、入港後に行う事後申請の助成金である。

このため、年度末近くまで助成金の交付額が確定できず、当初予算と決算額が大幅に相違することがある。

また、年度末近くまで助成金の交付額が確定できないということは、次年度の予算計画に反映させることが難しくなるということでもあり、決算の結果、もし、繰越金が過剰に残ったとしても、これを翌年度の予算計画へ反映させることは難しい。よって、繰越金が過剰となった場合、この余剰金の事業費への充当は、翌々年度の予算計画へ反映させることとなる。

③ 平成 26 年度の長崎県クルーズ振興協議会の収支決算について

長崎県クルーズ振興協議会の、平成 26 年度の収支決算は次のとおり。

(単位：円)

項目	当初予算	決算	増減
収入	21,703,575	13,058,018	▲8,645,557
支出	21,703,575	12,347,250	▲9,356,325
	前年度	当年度	増減
繰越金	923,575	710,768	▲212,807

上記のとおり、平成 26 年度は、当初予算に比べて決算が大幅に減少しているにもかかわらず、繰越金は増加していない。

これは、繰越金が過剰とならないように、負担金を分割して支払い、負担金の金額を調整したからだと思われる。

このことから、長崎県クルーズ振興協議会への負担金の分割払いは、長崎県クルーズ振興協議会の繰越金の増加を調整するには有効だと思われる。

④ 長崎県クルーズ振興協議会の繰越金について

上記①の「県の予算執行と、任意団体である長崎県クルーズ振興協議会の繰越金の問題は、切り離して考えるべきである」という考え方や、上記②の「年度末近くまで助成金の交付額が確定できず、繰越金が過剰に残ったとしても、これを翌年度の予算計画へ反映させることは難しい」ことは理解できる。

しかし、前述したとおり、長崎県クルーズ振興協議会には、団体廃止時の残余財産の帰属に関する規定が無いため、多額の金銭を保

有させるにはリスクが大きいと思われる。

長崎県クルーズ振興協議会の適正な資金残高は、長崎県クルーズ振興協議会が決めることではあるが、その収入のほとんどを県が負担している以上、過剰に金銭を保有させることは適切ではない。

過剰な金銭を保有させることとなりうる平成 27 年度の方法（一括交付・翌々年度調整）より、平成 26 年度の方法（分割交付・当年度調整）の方が、長崎県クルーズ振興協議会の資金管理面では、適切であると思われる。

よって、県は、長崎県クルーズ振興協議会への負担金を分割払いすること等により、長崎県クルーズ振興協議会の繰越金が過剰とならないように管理することが望ましい（意見）。

(イ) 長崎港クルーズ客船受入委員会への負担金について

i) 平成 27 年度収入・支出決算書

長崎港クルーズ客船受入委員会の「平成 27 年度収入・支出決算書」は次のとおりである。

< 収入 >

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差引額	摘要
会員負担金	11,150,000	11,150,000	0	長崎市 6,200,000 県 3,550,000 その他 1,400,000
賛助会員負担金	460,000	490,000	▲30,000	賛助会費 19 会員
助成金	5,200,000	3,924,041	1,275,959	長崎県クルーズ振興協議会
雑収入	700,000	1,580,408	▲880,408	外貨両替・1 日乗車券販売手数料等
繰越金	3,100,000	3,776,072	▲676,072	
合計	20,610,000	20,920,521	▲310,521	

< 支出 >

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引額	摘要
給料	2,109,000	2,108,400	600	職員給与
職員手当	1,967,000	1,722,509	244,491	賞与等
共済費	1,071,000	879,010	191,990	社会保険料等
賃金	2,989,000	2,238,700	750,300	臨時職員賃金
報償費	4,753,800	4,753,800	0	アトラクション 謝礼金
旅費	386,937	365,740	21,197	誘致訪問費等
需用費	699,000	518,108	180,892	記念品代等
役務費	334,463	334,463	0	電話代等
委託料	733,060	635,480	97,580	歓迎イベント業 務委託等
使用料及び賃 借料	2,447,244	2,447,244	0	大型バス借上, タ クシー代等
備品購入費	17,496	17,496	0	携帯電話等
負担金, 補助及 び交付金	103,000	103,000	0	ロマン長崎共済 金等
積立金	211,000	210,840	160	退職金引当金
予備費	2,788,000	0	2,788,000	両替準備金
合計	20,610,000	16,334,790	4,275,210	

ii) 負担金について

長崎港クルーズ客船受入委員会の負担金は、規約第5条第1項に、「受入委員会の経費は、会員及び賛助会員の会費、その他の収入もってこれに充てる」と規定されており、長崎港クルーズ客船受入委員会の会員である長崎県が、長崎港クルーズ客船受入委員会の経費を負担することについて疑義はない。

また、長崎港クルーズ客船受入委員会は、長崎市が主体となって運営しており、長崎港クルーズ客船受入委員会規約では、第7条第1項において「会長は、長崎市長をもって充てる」と規定された上、規約第13条第1項において「受入委員会の事務処理をするため、長崎市観光推進課内に事務局を置く」、同条第2項において「事務局長は、長崎市観光推進課長をもって充てる」、同条第3項において「事務局次長は、長崎市観光推進課海外誘致係長をもって充てる」とそれぞれ規

定されている。

長崎港クルーズ客船受入委員会は、主に、①クルーズ客船の出入港時の歓迎イベント等の企画・事前調整、②観光インフォメーション及び外貨両替、路面電車一日乗車券販売等のサービス提供、③船舶代理店セールス及び市内視察対応等の業務を行っており、大型客船誘致促進事業の目的に合致している。

ただ、長崎港へのクルーズ客船の入港数増加に伴い、長崎港クルーズ客船受入委員会の業務量が増加し、これに伴い支出額も増加している。

県は、この支出額の増加に伴い負担金を増額しており、今後、長崎市と事業内容、負担金の負担割合等について協議し、より効率的な運営を目指してほしい。

#### (4) 外部委託について

##### ア 外部委託の概要

(単位；円)

委託業務名	委託業務の内容	契約相手方	支出済額
長崎港 CIQ 補助業務委託	<p>入国審査を要する大型クルーズ客船寄港時に松が枝国際ターミナル内に必要な人員を配置し、入国審査の補助業務を実施する。</p> <p>(1)対象となるクルーズ客船 入国審査を要するクルーズ客船のうち乗船客が概ね2千名を超える大型客船で、かつ、長崎県観光振興課が必要と認める場合を対象とする。</p> <p>(2)配置する人員数 ターミナル内に配置する人員数は5名程度を基本とし、乗船客数等により適宜増減するものとする。</p> <p>(3)業務内容 乗船客が所有するパスポートコピーと入国管理局が発行する船舶観光上陸許可証の貼付業務を実施する。ただし、長崎県観光振興課からの指示により、乗船客のターミナル内での誘導等に従事する事も可能とする。</p> <p>(4)業務時間 業務時間は、審査開始後概ね3時間程度を想定しているが、乗船客数や入国管理局が設定する審査時間等により適宜増減するものとする。また、クルーズ客船の入港時間の関係上、総長となるケースも想定されるが、業務時間については柔軟に対応することとし、入港時間が変更となった場合等についても、規定の人員を配置できる体制を確保すること。</p>	長崎ダイヤモンドスタッフ(株)	1,996,095
			1,996,095

\* 港湾課への再配当 51 万 9000 円を含めると委託料科目としての支出総額は 2,515,095 円となる。

イ 外部委託の契約内容及び支出が適正か

この委託業務の目的は、大型化が進むクルーズ客船の受入態勢を強化するため、法務省入国管理局が実施する入国審査の補助業務を実施することにより、審査時間の迅速化及び乗船客の満足度向上を図ることを目的としている。このような委託業務の目的は、大型客船誘致促進事業の目的にも合致している。

よって、長崎港 CIQ 補助業務の委託による支出は、妥当であると言える。

また、県は、長崎港 CIQ 補助業務について一般競争入札を行っており、この手続きについて、関係書類を確認した結果、この委託費に関する手続きについて指摘すべき事項はなかった。

6 適正な管理が行われているか

(1) 県が行った事業評価の内容

活動 指標	主な目標	誘致セールス実施回数（回）
	H27 目標	10
	H27 実績	13
	達成率	130%
成果 指標	主な目標	国内外観光船誘致（入港）回数（回）
	H27 目標	100
	H27 実績	180
	達成率	180%
事業の成果等		(1)クルーズ客船の入港数（暦年） 県全体で 180 回のクルーズ客船が入港（H26 年：92 回） (2)クルーズ客船の乗船者数（暦年） 県全体での乗客乗員数、約 50 万 1 千人（H26 年：約 22 万 1 千人）
検証及び問題点の抽出		従来は長崎港への誘致活動を中心に取り組んできたが、港ごとの実状に沿った取組を行うことで、クルーズ客船入港の効果を県下全域に広げていく。長崎港（松が枝岸壁）に関しては、入港数が増加し大幅な入港拡大が見込めない段階にあり、島原半島への広域周遊や県産品の販売促進などの経済的な効果を高める取組を強化する。佐世保港に関しては、入港数が拡大しており、中国クルーズの需要を取り込むことを中心に、積極的な誘致活動を展開する。離島港等に関しては、入港数が横ばいの状態にあり、日

	本船社に対する誘致活動に加えて、入港が可能な小型の外国船を誘致することで、入港拡大を目指す。
--	--

## (2) 事業評価の検証

上記(1)の成果指標のとおり、国内外観光船の入港数は目標値を大幅に上回っており、クルーズ客船の誘致活動が効果を上げていることが推測できる。

また、県の担当者は、クルーズ客船の寄港により、地元経済への波及効果を検証するため、中国クルーズ客船の入港後の乗客ツアーコースを調査しており、次年度以降の更なる取り組みに期待が持てる。

第 19 一般社団法人長崎県観光連盟補助金について

(以下, 「観光連盟補助金」という。)

長崎県は, 長崎県観光連盟に対して, 平成 27 年度は総額 1 億 4620 万 7216 円の補助金を支出しており, この補助金によって, 長崎県観光連盟は長崎県が立案した事業を行っている。

事業の詳細については, すでに述べているところであるが, この観光連盟補助金の法令等の準拠性については, 各事業共通の事項であることから, ここで述べることとする。

1 補助事業の概要 (長崎県観光連盟運営費等補助金事業)

補助金の名称	一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金
交付目的	長崎県観光連盟の円滑な運営と事業推進を図ることに より, 観光の振興及び文化の向上に寄与する。
補助事業の内容, 対象経費等	補助対象者の運営に要する経費及び観光客の誘致対策 事業に要する経費のうち必要と認めるもの。 補助対象経費の内容及び対象経費については, 下記の とおり。
補助率又は額	10 分の 10 以内
補助対象者	一般社団法人長崎県観光連盟

2 補助対象経費の内容及び対象経費

区分	内容	対象経費
運営費	ア 組織運営に要する経費	職員人件費 管理運営費 行事育成費
事業費	ア 国内観光客誘致に要する経費 イ 海外観光客誘致に要する経費 ウ 修学旅行誘致に要する経費 エ コンベンション誘致に要する経費 オ 情報発信及びプロモーションに要 する経費	人件費 (* ) 賃金 旅費交通費 通信運搬費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 光熱水費 賃借料

		情報発信費 負担金 助成金 委託費
--	--	----------------------------

\* 補助対象となる人件費は、予算で定めた補助対象事業の実施に直接必要となる職員（運営費対象職員を除く）の報酬，給料，諸手当及び共済費とする。

### 3 補助金額（平成 27 年度）

事業名	補助金額（単位；円）
ディスカバー長崎海外誘客対策事業	28,044,623
国際観光ステージアップ推進事業	25,736,000
長崎デスティネーションキャンペーン推進事業	2,987,489
長崎県フィルムコミッション事業	7,099,000
修学旅行誘致対策事業	8,338,000
コンベンション誘致推進事業	5,797,477
「ひかりと祈り 光福の街 長崎」キャンペーン	19,506,181
海外新テーマ型旅行誘致拡大事業	9,273,709
県内観光地周遊促進対策事業	19,546,069
「明日の世界遺産」海外誘客対策事業	1,158,668
世界遺産の登録を契機とした観光ステップアップ事業	18,720,000
合計	146,207,216

### 4 補助金実施要綱の内容が適正か

#### (1) 概括

観光連盟補助金は、直接的には、一般社団法人長崎県観光連盟運営費等補助金実施要綱（以下、「観光連盟補助金実施要綱」という。）にその手続等が規定されているところ、かかる観光連盟補助金実施要綱は、交付申請，実績報告，交付請求，及び現地調査において、長崎県補助金等交付規則に忠実に作成されており、長崎県補助金等交付規則に反していない。

また、補助対象者は、長崎県観光連盟のみであるが、これはそもそも長崎県観光連盟が長崎県の観光行政のいわば実行部隊として存在する以上、当然のことであり、何ら問題はない。

その他、関係法令に反する規定も存在せず、観光連盟補助金実施要綱の内容は適正である。

#### (2) 状況報告について

後述する。

## 5 補助金実施要綱に準拠しているか

### (1) 概括

観光連盟補助金は、交付申請、実績報告、交付請求、及び現地調査の点において、観光連盟補助金実施要綱に準拠して行われている。

### (2) 状況報告について

観光連盟補助金実施要綱第4条第1項には、以下のとおり、実施状況報告書の提出が規定されているが、実施状況報告書の添付がなされていない事業が存在した。

#### <観光連盟補助金実施要綱第4条第1項>

規則第11条第1項による報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書（様式第4号）により行うものとする。

たしかに、以下のとおり、長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条第3項において、概算払請求書を提出した場合には当該書類をもって実施状況報告書に代えることができる旨の規定が存在するため、概算払請求書が存在する以上、状況報告書の提出は不要である。よって、この点に特段問題はない。

#### <長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱第5条>

##### (状況報告等)

補助事業者等は、規則第11条第1項の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、知事が必要でないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の場合において、第7条第2項の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。

しかし、そもそも、観光連盟補助金実施要綱と長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱は、規範としては「要綱」という同位のものである。にもかかわらず、両要綱の規定に齟齬があることは好ましい状態ではない。

観光連盟補助金事業において、状況報告を概算払請求書で代えることが相当であると考えるのであれば、観光連盟補助金実施要綱を長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱と同様、「概算払請求書の提出をもって実施状況報告書に代えることができる」旨の規定に改正することが望ましい（意見）。